

第百五十九回国
参議院法務委員会會議録第十八号

平成十六年五月二十日(木曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

五月十九日

岩本 司君

五月二十日

小野 清子君

江田 五月君

千葉 景子君

補欠選任

樋口 俊一君

補欠選任

愛知 治郎君

平野 貞夫君

大瀨 絹子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

山本 保君

松村 龍二君

吉田 博美君

角田 義一君

木庭健太郎君

愛知 治郎君

青木 幹雄君

岩井 國臣君

鴻池 祥肇君

陣内 孝雄君

野間 赴君

今泉 昭君

江田 五月君

大瀨 絹子君

樋口 俊一君

平野 貞夫君

堀 利和君

井上 哲士君

修正案提出者 与謝野 馨君
修正案提出者 佐々木秀典君
修正案提出者 漆原 良夫君

国務大臣 法務 大臣 野沢 太三君

副大臣 法務 副大臣 実川 幸夫君

大臣政務官 法務 大臣政務官 中野 清君

最高裁判所長官代理者 最高裁判所事務 大野市太郎君

事務局側 常任委員会専門 加藤 一字君

政府参考人 司法制度改革推 進本部事務局長 山崎 潮君

司法制度改革推 進本部事務局長 寺田 逸郎君

法務大臣官房司 法法制部長 樋渡 利秋君

法務省刑事局長 法務省矯正局長 横田 尤孝君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○参考人の出席要求に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○総合法律支援法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本保君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十九日、岩本司君が委員を辞任され、その補欠として樋口俊一君が選任されました。

○委員長(山本保君) 理事の辞任についてお諮りいたします。

千葉景子君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本保君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に角田義一君を指名いたします。

○委員長(山本保君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

総合法律支援法案の審査のため、来る二十五日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本保君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本保君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に司法制度改革推進本部事務局長山崎潮君、法務省刑事局長樋渡利秋君及び法務省矯正局長横田尤孝君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本保君) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○江田五月君 前回、法務大臣の年金のことについて最初に伺いました。当委員会では年金加入状況を聞くかなどなど前置きは前回のときに申し上げておりますので、今日は一切それを省略いたしますして、副大臣、政務官の関係について伺わせてください。

実川副大臣に伺いますが、実川さんは、初当選が一九九三年で、一九四三年生まれですからもう六十歳になっておられる。したがって、初当選の前に、一九八六年に国会議員は国民年金強制加入となっておりまして、あるいはその他の公的年金ということもあるのかもしれませんが、この九三年から昨年まで国会議員であられたということなので、その間の公的年金の加入状況はいかがですか。

○副大臣(実川幸夫君) 今、先生御指摘になりました、ちょうど昨年、六十歳になりました、社会保険庁の方からその通知がありまして、完納しま

したと、そういう通知があったものですから、私もそのつもりで、全額支払ったと、そういうつもりでおりまして、再度調査したところ、もちろん、議員になりましたから十一年になりますけれども、議員になりましたからすべて完納しております。

調査して、九一年ですが、そのときに、厚生年金から切替えのときに、やはりうっかりだったと思いますけれども、三か月未納期間がございました。

○江田五月君 二〇〇〇年ということになりますか、運輸政務次官になっておられますね。政務次官の間はどうなっておるんですか。

○副大臣(実川幸夫君) 二〇〇〇年、納めております。国民年金を納めております。

○江田五月君 よろしい、いや、何かじつとごらんになってから。よろしいんですね。つまり、政務次官などになったときに何かのミスで国民年金から外れてというのがたくさんあるんです。

○副大臣(実川幸夫君) 未納は国会議員になる前だけです。

○江田五月君 はい、分かりました。よかったです。ほっとしました。

次に、中野政務官に伺いますが、中野さんの場合は、資料によると、一九三六年生まれで、九六年に初当選で、十月ですから、初当選のときはもう六十歳になっておられるわけですから、議員としての国民年金加入義務というのはないんですね。そうですね。

○大臣政務官(中野清君) 私については、事実だけ申し上げますと、昭和三十六年四月から四十年一月までの間が国民年金に加入しております。その後、会社の厚生年金に加入しております。六十歳に到達する平成七年の十二月までは四百十六か月間納めております。

その後、財務大臣政務官に就任するまでの間の十二年の十二月三十一日まで、ですから、それからその後も、財務大臣政務官から法務大臣政務官

なる間の六か月間というので、計四百八十二か月納めておりまして、大体いわれる義務というものについては全部クリアしていると思います。

○江田五月君 ありがとうございます。ほっとしました。

これ、政府の中に入っておられる皆さんについては一応伺っておこうということでございます。失礼をいたしました。

それでは、次に裁判員法案と刑法改正案について伺います。

修正案提出者の皆さんにお見えたいたいでいますので、まず最初に、修正案提出者の方に伺います。

衆議院の方で、与党と民主党とで修正の合意ができて、両法案とも修正をされた、そして全党、すべての本会議に参加の皆さんが賛成をされて可決をして参議院に送られたと、こういう経過なんです。ずつとこれまで裁判員法案のでき上がっていく経過を見ますと、確かに閣法ということ出されてはいるんですが、その閣法になる過程で与党の方で大変な議論があったと。与党の自民党の中でも大変な議論がある、公明党も、公明党の場合は私どもとかなり共通する認識もあるわけなんですけれども、議論があつて、そして与党で合意をお作りになって、これが閣法として出てきて、さらに国会で、野党も、まあ民主党だけでもありませんが、加わって、与野党の大きな合意ができて、みんなの賛同でこういう制度をスタートさせようということになったわけですね。

前々から私は事あるごとに言っておるんですが、この制度自体は一つの冒険でして、ある種の決断で、まだ先がよく見えないところ、あるいは検討を更にしなきゃいけないところ、あるいは国民への啓発をもっととやらなきゃいけないところ、一杯ある。しかし、今までの裁判員制度に対して何か新機軸を出していこうという、ある種のこの、まあ我が角田理事に言わせると革命だ、裁判の。そういうような思いでやっていると、いうことで、そのあえてやっというということにつ

いて全党の合意がこういう形でできたというのは、私は立法過程としては非常に貴重なことであると思っております。年金の三党合意がいいかどうか、これはいろいろ議論あるところですが、こういうものについてはやっぱりちゃんとそういうみんなの合意でやっという、しかし途中でいろんな問題出てくるだろうから、そのときもまた議論をしながらよりよいものにしていくという、こういう立法プロセスというのは大変貴重だと思ふんですが、修正案提出者の皆さんとその点は認識は一致しますでしょうか。そういうお感じをお持ちか、総括的なお返事を下さい。

○衆議院議員(与謝野馨君) まず、裁判員制度については、自民党の中でもまあいろいろな議論がございます。我が党の長勢甚遠衆議院議員が小委員長になりました。その会議は二十数回に及びました。これはいろいろな議論がありましたものを自民党としてようやく集約をしたと。しかし、与党を構成しますのは公明党と自民党でございますので、公明党の方の中でも相当の議論がありました。

そこで、我が党としては公明党との協議に臨んだわけですが、そこでも意見の相違はございました。これも、世間には発表しておりませんけれども、相当長時間に及ぶ、また未明に及ぶような協議もございました。それぞれお互いに違いを乗り越えてより良いものにしていくという決断をいたしました。それを反映した形で政府案が衆議院に提出されました。

そのときに、民主党から修正すべき点について御提示がありまして、この点についても、民主、公明、自民三党で実は真剣な協議を行いました。これは委員会の平場でやったわけではございませんけれども、佐々木、漆原両議員は法曹資格を持つておられる方で、非常に詳しくいろいろな議論をしてくださったわけでございます。

私は、修正とか法案の成立過程ということを考えますと、一つは、やはり例えば選挙制度のようなものというのは、やはり賛成というのは、広い

ベースの賛成を得て成立させるべきものだろうと思います。それから、国策にかかわるような、言わば対決法案というものもあるのだらうと思ふます。それからもう一つの分野は、やはり一人一人の生命、倫理観にかかわるような、例えば臓器移植法案、これは我が党でも賛成を外して採決に臨むということでございますけれども、今回の裁判員制度は、やはり私も自民党の気持ちとしては、各党の御賛成をいただいて祝福された形でスタートをすることが望ましいということで、公明党も自民党も、民主党が提起された修正すべき点については一つ一つ丁寧に耳を傾け、御意見を伺って、どういう修正をすることが望ましいかということとをきちんと議論をした上で修正したつもりでございます。

そういう意味で、本会議にかけましたら、各党の御賛成をいただいて、一応衆議院の段階では全会一致という形になりましたのは、まあ裁判員制度という全く、冒険という表現を今使われましたけれども、革命だという表現も使われましたけれども、まあ新しい制度をスタートするに当たって、やっぱり各党とも御賛成をいただいたという形でスタートをするということは、今後のこの裁判員制度を運用する上で大変貴重な私は出発点になったと思っております。

修正部分については、私は専門家でないんで、民主、公明の皆様方の御意見を聞いて決断を自民党としてしたものでございまして、修正部分の法律の内容については、是非、佐々木、漆原両議員の御意見を聞いていただきたいと思います。少なくとも、いろいろな法案の種類はありますが、これも、この法案が全党一致で成立したということ、この法案の今後の運用については大変良かったと私は思っております。

○江田五月君 まあ裁判員制度というのは、国を成り立たせるある種の公共財、本当に一番基礎の基礎のインフラストラクチャーですから、対決とかという話じゃなくて、みんな知恵を出そうと。この今かかっております法案についても、私もこ

これはどうかという意見も一杯持っております。同床異夢とはあえて言いませんが、木に竹を接いでうまく接ぎ木ができたかなという部分もあるんですけども、しかしこれは前を向いてやっつけていかなきゃならぬということで、みんながそれぞれ、自分自身の意見も抑えながら、ある種の共通の認識を持ったということだと思います。そういう認識を私も野党も持って合意に臨んだわけで、これからこの制度を、五年後といいますが、本当はもっと早い方がいいと思いますが、実施に移していくまでの間も、あるいはその後も、ひとつそういう認識でみんながよりいいものにしていくということを知恵を出し合うという、そういう姿勢を持っていただきたいと、これ要望しておきます。

さてそこで、修正案の身中身で一つだけ。

守秘義務の関係については、これは場合を細かく分けて法定刑を下げたといったことだと思います。それは伺いませんが、刑法の方について、第二百八十一条の四を修正して第二項を付け加えられたと。この第二項を付け加えた趣旨、これを簡単に結構ですからお答えください。

○衆議院議員(漆原良夫君) 新設の刑法の二百八十一条の四第一項は、被告人、弁護人又はこれらであった者による開示証拠の目的外使用を一般的に禁止したものであります。

ただし、当然のことでございますけれども、同じくこの規定に違反した行為であっても、違反に係る複製等の内容、違反行為の目的、態様など、同条第二項に掲げたものを始めとするいろいろな事情によって違反の悪性の程度は異なると考えております。例えば、違反に係る証拠が被害者の日記等のプライバシー性の高いものであるかどうか、営利目的によるものかどうか、インターネットで広く公開、不特定多数の者に対して提供するものであるかどうかによって悪性の程度は異なるといふふうに思います。

そこで、二百八十一条の四の第二項として、被告人らが同条第一項の規定に違反した場合の措置

を取るに当たっては、同条第二項に例示したものを始めとする諸事情を考慮すべきであるということとを注意的に明らかにしたという趣旨でございます。

○江田五月君 そこで、これは実は、目的外使用については二百八十一条の四で一般的な禁止が書かれている。そして、同条の五で罰則が書かれている。ところが、その禁止と罰則と条文の中身は一緒なんですね。で、こう二つの条文に分かれていて、修正後は実は二百八十一条の四の方にしか二項はないわけです。

そうしますと、堅苦しく考えると、四の方の禁止は、例えばこれは、弁護士会の懲戒などのときに使われる禁止規定で、罰則の方は二項は掛からないんじゃないかと、罰則を科す場合には、というように、この読み読み方もあるかと思うんですが、私はそうじゃないだろうと思うんですが、これは罰則のときに、この二項、四の二項は掛かるというのが修正案の提出者の御理解であるかどうか、この点を伺っておきます。

○衆議院議員(漆原良夫君) おっしゃるとおり、同条第二項の措置というのは同条第一項の規定に違反する違反行為に対して取られた法的措置でありまして、弁護士会の懲戒あるいは損害賠償、こういうものを直接的には措置というふうに我々は解釈しております。

これに対して、目的外使用行為に対する刑事罰は刑法の二百八十一条の五の規定によって科せられるものでありまして、二百八十一条の四第一項の規定に違反した場合の措置ではありませんから、形式的には同条第二項の「前項の規定に違反した場合の措置」には含まれない。もともと、二百八十一条の五の罰則は二百八十一条の四第一項の禁止行為に当たる行為を処罰対象としておりますから、検察官が公訴を提起するか不起訴、起訴猶予とするかどうかの判断、あるいはまた裁判官が量刑を行うに当たって諸般の事情を考慮すべきことは当然でありますので、考慮されるべき情状の中に二百八十一条の四第二項に

掲げられた諸事情も含まれると考えております。したがって、二百八十一条の五の規定に違反した行為について検察官や裁判官が判断する場合にも、二百八十一条の四第二項の趣旨をも踏まえて、同項に記載された事情を考慮することになるといふふうに考えております。

○江田五月君 二百八十一条の四に禁止規定があつて、それに二項が加わつて考慮規定があるわけですね。禁止規定に抵触したときの措置というのが、一つは懲戒があつたり損害賠償があつたり、もう一つ、その措置というのは二百八十一条の五で言うところの刑事罰というのがあると。したがって、措置についてこういうことを考慮するということですから、文理解釈からしても、二百八十一条の四の二項というのは、二百八十一条の五の刑事罰の適用の場合にも、文理解釈からいってもこの適用があることだつてできると思うんですが、修正案の提出者の方は、今のようないふ、罰則の適用のときに考慮されるということに御説明になりました。

さて、推進本部の方は、今の修正案の提出者の説明、それから私がもう一つ示した文理解釈、どちらをどうとらえようかと詰めるつもりありませんが、いずれにしても二百八十一条の四の二項の考慮規定というのは、懲戒であるとか損害賠償であるとか、あるいは起訴、不起訴か、あるいは裁判所の司法判断とか、すべての場合に適切に参酌されるそういう規定である、二項はね、という理解を持つておられますか。どうですか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま修正案の提案者でございます漆原議員から御答弁ございましたけれども、私も同様の認識を持っています、同様に考えているということでございます。

○江田五月君 さてそこで、ところが、どんな時間がたつて、しまったなと思つていらっしゃるけれども、ところで、二項には今お話しになったようなことで抜けている実は重要な記述がある。公判期日での取調べの有無、それからその方法、

公判期日でどういうふうに取り調べられたか、あるいは取り調べられたかどうか、こういうことが参酌される要件として書いてあるわけですね。公判期日というものはかなりこれ重要なものと。つまり、裁判で出てくる証拠の関係ですから、これは。その裁判というのは公開の法廷で行わなきゃならぬ。裁判の公開、確定記録が今度はいずれも見える、そういうふうにして裁判というのは国民の皆さんに、さあだれでも見てくださ、傍聴だれでも来てくださといつてやるものだと。そういう、正に憲法上の大原則である、どんなに嫌だつてやっぱり裁判は公開でやらなきゃいけないという、そういう大原則である裁判、刑事裁判においては、これが公判期日で行われるという、そこで調べられたということをあえて文章にして書いてあるという、この意味はどういうふう

に理解されておりますか、修正案提出者。

○衆議院議員(佐々木秀典君) 佐々木でございます。今、委員御指摘のように、これは公判で公開されたかどうかというのは一つの大きな基準になるのは間違いないんですね。しかし、そうかといって、それでは公判で公開されたものすべてがその目的外で使われることも許容できるかというと、中にはやはり、例えば証拠の性質などによつて問題があるものがあるんじゃないかと思うんです。

例えば、殺人事件の被害者の被害状況を示す写真などですね。非常に残酷的な状態などというものを、これはやはり公判に出されたという場合にも、それから仮にその裁判が確定した後であっても、やはりそれを対外的に人目にさらすというようなことについてはやはり問題があるのではないだろうか、その目的のいかんにかかわらず。かかわらずというよりも、目的によつてはということは、正当化されることもあると思うんですけれども、そういうことをやはり考慮しなければならぬのではないだろうかというようにも考えておるわけでございまして、やはりその違反

行為の悪質性の程度という判断を考えるに当たっては、確かに公開されているかどうかということ

と受け止めるお気持ちでしょうか。

は重要な要素の一つにはなりますから、その処分だとか、例えばそのことが、目的外使用がこの条文との関係であるいは事件にされようとか、あるいは被疑事件として捜査するとか、あるいは起訴されて被告事件になるとかという場合には、しかし判断の大きなポイントになることは間違いないだろうと、そんな思いでこのことを私どもとしては修正項目に入れて、そういうように理解していると、こういうことでございます。

〇政府参考人(山崎潮君) ただいま修正案提案者の佐々木議員の方からお話ございました。私どももその意見を十分踏まえて今後の運用をしていきたいと、こういうふうと考えております。

〇江田五月君 やつぱり訴追判断、これは検察官が行う、あるいは司法判断、これは裁判所が行う、そういうときに、今の二項の規定というものは十分斟酌されると、しかも特に公判期日で取り調べたかどうか、その方法はどうであったか、そういうこともちゃんと斟酌されるということを確認をしておきます。

〇江田五月君 証拠もいろんな形のものがあります。供述調書なんていうのは最近ではもうパソコンで打っているわけで、そのパソコンの印字の形状がどうであるなんてことはどうでもいいことですよ。そういうものが複製で出回ったからといって、そのこと自体に特に特色とか個性はないわけですから、公判期日で調べられて、ちゃんと朗読がなされて内容がもう公衆に全部分かっている、それが目的外使用だからといってすぐに刑罰を科さなきゃならぬとかいうようなものになるというのとはちょっと違いますよということ、公判期日での取調べの有無と方法ということがちゃんと書かれている。

〇江田五月君 なるほどね。漫画では書類が二メートルぐらい積み上がっていますが、文章の中心身では、書類は厚さ五センチ、約四百ページ。それでも大変ですが。

〇江田五月君 どうぞ願わくば、最高裁でこういう模擬裁判をなさるときもなるべくオープンにひとつやっていたらいい、みんなこの問題点についての認識を共有しながら、これをよりよいものにしていく方法をお取りいただきたいと思っております。

〇江田五月君 証拠もいろんな形のものがあります。供述調書なんていうのは最近ではもうパソコンで打っているわけで、そのパソコンの印字の形状がどうであるなんてことはどうでもいいことですよ。そういうものが複製で出回ったからといって、そのこと自体に特に特色とか個性はないわけですから、公判期日で調べられて、ちゃんと朗読がなされて内容がもう公衆に全部分かっている、それが目的外使用だからといってすぐに刑罰を科さなきゃならぬとかいうようなものになるというのとはちょっと違いますよということ、公判期日での取調べの有無と方法ということがちゃんと書かれている。

〇江田五月君 なるほどね。漫画では書類が二メートルぐらい積み上がっていますが、文章の中心身では、書類は厚さ五センチ、約四百ページ。それでも大変ですが。

〇江田五月君 どうぞ願わくば、最高裁でこういう模擬裁判をなさるときもなるべくオープンにひとつやっていたらいい、みんなこの問題点についての認識を共有しながら、これをよりよいものにしていく方法をお取りいただきたいと思っております。

〇江田五月君 どうぞ願わくば、最高裁でこういう模擬裁判をなさるときもなるべくオープンにひとつやっていたらいい、みんなこの問題点についての認識を共有しながら、これをよりよいものにしていく方法をお取りいただきたいと思っております。

〇江田五月君 証拠もいろんな形のものがあります。供述調書なんていうのは最近ではもうパソコンで打っているわけで、そのパソコンの印字の形状がどうであるなんてことはどうでもいいことですよ。そういうものが複製で出回ったからといって、そのこと自体に特に特色とか個性はないわけですから、公判期日で調べられて、ちゃんと朗読がなされて内容がもう公衆に全部分かっている、それが目的外使用だからといってすぐに刑罰を科さなきゃならぬとかいうようなものになるというのとはちょっと違いますよということ、公判期日での取調べの有無と方法ということがちゃんと書かれている。

〇江田五月君 なるほどね。漫画では書類が二メートルぐらい積み上がっていますが、文章の中心身では、書類は厚さ五センチ、約四百ページ。それでも大変ですが。

〇江田五月君 どうぞ願わくば、最高裁でこういう模擬裁判をなさるときもなるべくオープンにひとつやっていたらいい、みんなこの問題点についての認識を共有しながら、これをよりよいものにしていく方法をお取りいただきたいと思っております。

〇江田五月君 どうぞ願わくば、最高裁でこういう模擬裁判をなさるときもなるべくオープンにひとつやっていたらいい、みんなこの問題点についての認識を共有しながら、これをよりよいものにしていく方法をお取りいただきたいと思っております。

〇江田五月君 証拠もいろんな形のものがあります。供述調書なんていうのは最近ではもうパソコンで打っているわけで、そのパソコンの印字の形状がどうであるなんてことはどうでもいいことですよ。そういうものが複製で出回ったからといって、そのこと自体に特に特色とか個性はないわけですから、公判期日で調べられて、ちゃんと朗読がなされて内容がもう公衆に全部分かっている、それが目的外使用だからといってすぐに刑罰を科さなきゃならぬとかいうようなものになるというのとはちょっと違いますよということ、公判期日での取調べの有無と方法ということがちゃんと書かれている。

〇江田五月君 なるほどね。漫画では書類が二メートルぐらい積み上がっていますが、文章の中心身では、書類は厚さ五センチ、約四百ページ。それでも大変ですが。

〇江田五月君 どうぞ願わくば、最高裁でこういう模擬裁判をなさるときもなるべくオープンにひとつやっていたらいい、みんなこの問題点についての認識を共有しながら、これをよりよいものにしていく方法をお取りいただきたいと思っております。

〇江田五月君 どうぞ願わくば、最高裁でこういう模擬裁判をなさるときもなるべくオープンにひとつやっていたらいい、みんなこの問題点についての認識を共有しながら、これをよりよいものにしていく方法をお取りいただきたいと思っております。

〇江田五月君 証拠もいろんな形のものがあります。供述調書なんていうのは最近ではもうパソコンで打っているわけで、そのパソコンの印字の形状がどうであるなんてことはどうでもいいことですよ。そういうものが複製で出回ったからといって、そのこと自体に特に特色とか個性はないわけですから、公判期日で調べられて、ちゃんと朗読がなされて内容がもう公衆に全部分かっている、それが目的外使用だからといってすぐに刑罰を科さなきゃならぬとかいうようなものになるというのとはちょっと違いますよということ、公判期日での取調べの有無と方法ということがちゃんと書かれている。

〇江田五月君 なるほどね。漫画では書類が二メートルぐらい積み上がっていますが、文章の中心身では、書類は厚さ五センチ、約四百ページ。それでも大変ですが。

〇江田五月君 どうぞ願わくば、最高裁でこういう模擬裁判をなさるときもなるべくオープンにひとつやっていたらいい、みんなこの問題点についての認識を共有しながら、これをよりよいものにしていく方法をお取りいただきたいと思っております。

〇江田五月君 どうぞ願わくば、最高裁でこういう模擬裁判をなさるときもなるべくオープンにひとつやっていたらいい、みんなこの問題点についての認識を共有しながら、これをよりよいものにしていく方法をお取りいただきたいと思っております。

を、簡単に結構ですからお述べください。

○国務大臣(野沢三三君) 委員から御示唆をいただきまして早速見たわけでございますが、全部見終わった結論といたしましては、改めて、一般の人の参加する裁判の信頼性ということについて、やっぱりこれでもいいんだという再確認をした思いでございます。

具体的には、専門の裁判官が事務的に最初対応してロボットのようなと言われていたのが、評議を重ねるうちにだんだん変わってきたと。で、心証が最終的には変わったというこの一つ。それから、目撃していましたが二人、全く反対の証言をしておられますが、そのどちらを裁判員の方が信用するかという、これが大変ドラマチックに浮き彫りになりまして、結論が正しい方向に行つたと。この点も大変興味深く拝察をいたしました。

見終わったときの感想は、先ほど申しましたとおり、やっぱり大勢で常識で判断するということの正しさを私も確認したんですが、一緒に見ていた家内は、とても大変でこれはやりたくない、これが正直な話でございます。はつきりしていることは、まず私の場合には家内から説得せねばならぬかなというくらい、まだまだこの制度を国民の皆様定着、理解していただくには相当な努力が要するというのが一つ残った次第でございます。

以上です。

○江田五月君 時間がありませんので、副大臣、政務官、済みません、今の感想はまた、しつかりごらんになっておいて、十分反芻してみたいと思います。

あの「裁判員」というのは評議がテーマなんです、評議の前に実は整理の手続があったはずだと思ふんですが、あれをごらんになって、山崎さん、ごらんになっていきますよ、どんな整理があったと想像されますか。

○政府参考人(山崎潮君) 私、多分一年ぐらい前に見ておりますが、実はその目撃証人と言われる

その少年ですね、この少年がどの段階で判明したのか、あるいはちよつとその供述調書があったのかどうかとですね、その辺の詳細が、私、余りよく記憶しておりません、記憶していないのは正しい反応だと思いますけれども、それで、具体的なことを申し上げるのはちよつとなかなか難しいのでございますけれども、仮にこの証人、その少年の供述調書があるという前提であれば、まず検察の方からもう一人の目撃者の調書等が出されて、それで自分で突き落としたいというところであらうかと思ひます。そうなりまして、証人で調べていくということにならうかと思ひます。それ以外の争いのないものについては、あるいは同意をして書面を出していくと。こういう手続を公判前整理手続でやっていくだろうと思ひます。

その検事の方から出されたことに関して、今度、被告人側の主張ということになるわけでございますので、そうなりますと自分は突き落としたい、争点が、突き落としたいのかそうでないのかというのが明らかになってくるわけでございます。そこで、必要であれば証拠開示手続等もございまして、必要なものについては被告人の側の方から開示を申し立てる、検察の方でその書証等を開示をしていくと、こういう手続になっていくと。

それで最終的に争点を絞って、証人はだれにするか、何日で審理を行うかと、こういうことが前提であつた場面につながっていくんだらうというふうな理解をしております。

○江田五月君 あの事件では争点というのは、突き落とされたのか足を踏み外したのかということなんです。

裁判官が一番最初に、まあ今日の事件は簡単だろうとかいう、つまり被告人も自白をしていますし、現実には死んでいるという事実もはっきりしているわけだしという事実はあるけれども、これにまず持って出ていくわけですね。し

かし、実際には突き落とされたか踏み外したかというところ。だから、ちよつとあのドラマ、その辺はきつちりできていないかもしれないですね。もし、事前の整理の手続で、突き落とされたか踏み外したかが争点である、それには二人の目撃、別の目撃証人がいるというところがはつきりしておれば、裁判官が今日はまあ簡単だということな印象を持って臨むということはないです。

しかし、裁判員制度の適切な、あるいは予定された、こうあつてほしいと思はれるそういう手続からすると、事前の整理があつて、今の突き落とされたか踏み外したかが争点だということがはつきりして、証人はそれぞれこうなつていてということとで法廷に臨むということがいいんだと思ふんですが。

さてそこで、裁判官でもまあ今日の簡単だということから、検察官の方は、取調べ予定証拠としては下から目撃していた奥さんの調書と、それから被告人の方は、私悪いことをしたと言っているわけですから、そういう被告人の供述調書と、そんなものをちゃんと用意して出てくると。供述調書を用意するのがいいのか、初めから証人でいくのがいいのか、直接主義ですから初めから証人の方がいいかと思ひますけれども。上で見ていた、踏み外したという少年は隠されているわけですね。隠されているわけですよ。

事前の整理の段階で、そこまでそういう目撃証人がいて、そういう供述調書もあるというやうなことがどうやって分かるんだと。この法案の証拠開示の一連のプロセスの中で、そういうものがあるというものがなぜ分かるのか。これは私は大変疑問だと思ふんですが、どうお答えになりますか。

○政府参考人(山崎潮君) 正に、突き落とされたか足を踏み外したのかということがポイントでございます。

被告人側の方としては、自分はやっていないんだということと主張をするということになります。

す。そうなつた場合に、検察の方からはもちろん目撃証人という形の供述調書が出てきますけれども、この場合に、自分の主張、あるいは検察が証明しようとしているその証明力、重要なポイントについてそれを争うということであれば、それだけなのか、それ以外にも証拠があるのかという可能性が当然あるわけでございますので、それならば犯行現場を目撃した者の供述調書、これについて開示を求めるといふ形で概括的な特定で求めたければあるものは出すという、そういう構造になっております。

あるいは手続的には、釈明等を通じて、ほかに現場にいろいろ遺留物があつたのかどうか、あるいはほかにも目撃者がいたかどうかとか、そういうやうな釈明も可能であらうと思ひますし、今のような手続で証拠開示の請求をしていただければ重要なものについてはお出しすると、こういう構造になります。

○江田五月君 そこはもう少し実態というものについての洞察力を持っていたきたい、裁判の実態についてですね。

つまり、下で見ていた主婦の突き落とされたという目撃証言があると。被告人はどうかという、自分は悪いことをしたと思つていてはつきりからね。ですから、そんなに、私は突き落とされたんじゃない、ありませんかというのを言えるやうな心境にない。むしろ、取調べで密室でずっと身柄を拘束されて、その中でずっとそういう、もうこれは認めて、亡くなったお母さんを、償わなかったら、の霊を弔わなかったらいけないという、そんな心境になつてしまふわけですからね。ですから、上の少年が足を踏み外したというのを見ているんだというところは隠れてしまふんですよ。弁護人だつて、よっぽど洞察力が、神業の洞察力がなかったら、そんな証人がいるなんてことを想像しないですよ。

それで、今のやうに、しかも概括的な請求でいいんだとおっしゃいますが、刑訴法三百六十六条の十五の証明力を判断する証拠という規定、あるい

は同条の二十の主張に関連する証拠だつて、ある程度証拠を特定して開示を請求するというふうに読めなくもない。そんなに漠たるこの行為の態様について関係する証拠と。行為というのは、つまり突き落としか足を踏み外したか、その社会的事実についての関連する証拠というようなことを請求するときに特定するんですか。

○政府参考人(山崎潮君) まず、前提でちょっと申し上げたいんですけれども、仮に検察側の方で少年Aの供述、これを分かっているという状況であれば、もう少しいろいろ捜査がされただろうということにもなりますので、そのところはちょっとよく、私も具体的なシチュエーションが分からないので何とも言えないんですけれども、一般論でちょっと申し上げますと、先ほど来申し上げておりますけれども、その特定につきましては開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項というふうに申し上げておまして、これは例えば具体的に申し上げれば、犯行状況の目撃者の供述調書、こういう範囲の一つ、それから犯行現場から押収された証拠物とか、こういう形で結構でございます。

したがいまして、弁護人が具体的に、他の参考人ですね、少年の供述調書の存在を認識していない場合であっても、そういう形で請求がされれば、それが証明力を争うについて重要である、あるいは被告人の主張にとって重要であるというものについては、弊害の有無等はもちろんありますけれども、これはお出しをしていくと、こういうことでございます。

○江田五月君 その識別と言っても、何かやみ夜で手探りで証拠はどこにあるかと言っているようなもので、私はやはり、それ、全部証拠の隅々まで開示をしろとは言いませんけれども、一応こういう手持ち証拠がありますと、その証拠のリストぐらいのことはちゃんと開示をすべきではないかと思いますが、まあこれは、これから施行までの間にいろんな模擬裁判などやってごらん

なつて、そこからこの開示でいいかなということはまだ再検討していただきたいと思っています。

その他一杯聞くことがあるんですけど、実は大臣、面白いことがあって、大阪で公聴会をやつてきたんですよ。その公聴会で、検察審査会というのがありまして、これは検察審査会の検察審査員か、これを経験した皆さんの同窓会かな、その会なんですけど、この遠藤一清という公述人が来てくれました、この人が、速記を取つていますので後で速記を見ればはっきりしますが、私のメモだと、毎年、裁判員と検審員、検察審査員、これで二万一千人の人が刑事裁判にかかわるんだと。検察審査会へ行くと、結構皆何か刑事裁判というものにかかわつて、ある種の達成感、満足感を持つて帰つて、ああ良かったというふうに思うというんですね。

別の見方で言うと、二十から七十まで裁判員やるわけですから、一人の人生の中で大体五十年、その五十年がたつたら制度が平衡状態に移るわけですよ。そうすると、五十年というタームで見ると、国民七十九人に一人が裁判員を一度は経験するんだというんですね、五十年間で。こういう皆さんがそれぞれ裁判員の経験というのを社会にずっと伝えていく。で、裁判員として裁判に参加することである種の達成感あるいは満足感が得られれば、その人々が社会で発言していくことによつて日本社会が変わつてくる可能性がある、と、こう遠藤さんはおっしゃるんです。

つまり、犯罪とか裁判とかに直接に触れることによって人や社会に対する理解あるいは思い、こういうものが深まつていって、自分たち中心の社会から思いやりのある社会に社会というものが変わっていくんじゃないか、こういうことを言われたんですが、これ、大臣、どういう、直接本人からお聞きにならないと、私の説明では十分伝わらないかもしれないんですが、大体感じはお分かりますし、うかね、こういう感想をお持ちになりますか。

○国務大臣(野沢太三君) 実は私の知り合いにも

検察審査会でもう既に何十年にわたつてお務めいただいていたという、こういう方がおります。その方が改めて私のところへごあいさつに来てくられて、今度の裁判員制度というものは大変意義のあるものというアドバイスを言つておられました。

公聴会での御発言は要約の方で拝聴しておりますけれども、この裁判員制度の導入によりまして国民に刑事裁判の過程に直接参加していただくことは、裁判員を経験した方々に社会秩序や治安あるいは犯罪の被害や人権といった問題について自分たちにもかかわりのある問題としてお考えいただく契機にもなるものと考えておりまして、その意味で大変意義のある制度ですが、私は、この制度が実効ある形で動き出しますと、ある意味で日本の社会の違法精神といえますか、そういった意味でのバックボーンになるんじゃないかと、こう思うわけでございます。

そう急には目立たないけれども、本当に日本が法によつて秩序を維持し、住みやすく、また明るい社会に変わつていく大きなきっかけというふうなことを考えておまして、その意味で、検察関係で半世紀にわたる実績を積んでこられた方々の御意見も大変参考になることと考えております。

○江田五月君 犯罪というのは、やっぱり一つ一つが生きたドラマなんです。犯人といえども、その犯行に至る過程でこういう葛藤があったんだとか、なるほどああいうつらい思いをしたんだとか、いろいろある。被害者の方も、もちろん被害に遭つたということがどれほど深い人生における傷となつていくかといったことも、これも理解していかなくちゃならぬ。そういうことを、生き裁判に素人の人たちがかわかることによつて、事件をワイドショー的に見るのとまた違う理解ができてくるわけですよ。そういうものが社会にずっと伝わることで、この人間社会がもつと、人がお互いに理解し合つていくという、そういうレベルに達していくんじゃないかと、そんなことを言われているわけ。

さてそこで、そうだとすると、そういうことも期待しようとする、もちろん守秘義務で一定のものは、それは掛けなさいいけないことは分かりますが、なるべく裁判員で経験したことは大いにひとつみんなに話していただきたいという、そういう態度の方がむしろいいのではないかと。守秘義務で口を閉ざしてしまうより、裁判員の経験を社会に広げることが推奨した方がいいと思いますが、どうですか。

○国務大臣(野沢太三君) 評議の秘密についての守秘義務を課するという点につきましては、裁判の公正さや裁判への信頼を確保したり、評議における自由な意見表明を保障するためにはやむを得ないということでございます。

しかしながら、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密に当たらない限り、委員今御指摘をいただいているとおり、裁判員経験者が経験談を大いに述べていただきまして、将来の社会のために、あるいはさらにこれから参加していただく方の御参考にもなることでございますので、大いにこれは意義あることと考えております。

○江田五月君 評議のことでも、裁判官というのは随分頭が固い、ロボットみたいだつたと思つたけれども、だんだんやつぱり話していったら、あの人たちは人間のよねというふうな、そんなことも面白い話なんです。何かそれがばれたからといって、別段困ることは全くないと思う。私は、裁判のような場面であっても、そんなに人間社会で秘密は多いことないので、評議のようなところでもむしろ秘密は本当にもうわずかなところで、多くのことは大体どこに出したつて別に天地神明に恥じるようなことは何もないので、なるべくおほかからいった方がいい、なるべくおほかから運用した方がいいと思います。

裁判員の皆さんが、例えば雇用の場で不利益になるんじゃないかという心配をお持ちになる。山崎局長は、もし解雇されたらそれは司法上無効であるから、解雇無効の裁判をやつたら元へ戻るといふ答弁されていましたが、さて、そんな

裁判までやつて復職するようなことをしたらまずその会社にいらなくなるというのが実態なんですよ。

私は、だから、これはやっぱりそういうことじゃなくて、社会の実態を考えたら、裁判員の皆さんの雇用の場を始めとするいろんな不安をなくしていく。そのためにアフターケアに万全備なきを期するために、事後的にも、例えば裁判員をやった皆さんのいろんな相談に、刑務所へ行ったあの方が帰ってくるの心配なんだけれどもというようなこともあるでしょう。いろんなことがあるでしょう。事後的なそういう心配事にも乗るような、そんなことも何か考えた方がいいんじゃないかと。

これは制度的にいろいろと詰める話じゃなくて、ちょっと問題提起としては誠に漠然と気持ちだけをちょっとお伝え、お話をしておきたいと思うんですが、そういう裁判員の事後のアフターケア、こうしたことも大切じゃないかという私の問題提起に、法務大臣、どうお答えになりますか。

○国務大臣(野沢三三) 裁判員制度の趣旨にかんがみまして、幅広い国民の皆様が裁判員となっていくことが極めて重要でございまして、様々な事情を抱える一般の国民の方々が裁判員として参加しやすくなるためには様々な工夫が必要であると考えております。

具体的にどうするか、これから考えなければならぬわけでございますが、どの程度の結局事件が起こってくるか、あるいは御負担がどの程度なのか、また経済的な負担、事情を含め、あるいは財政事情を含めての国の対応もございまして、何よりもまず国民の皆様の意識の問題があらうと思っております。

私も法務省の場合には、いわゆる法律で定められていること以外に、例えば保護司さんの御活動のように全くボランティア的な御活動によって支えられている部分もございまして、この制度が動き出した際には、裁判員になることがむしろ本当に国民として一つの誇りに思えるような国民

的風潮といえましょうか、ムードを醸成するような一種の国民運動みたいなことを促していくということも大事なことで考えておまして、これは事務的、法律的にどうするかということよりも、広く国民の皆様の御賛同をいただいた新しい法治社会を築いていくんだと、こういうことが全体の中で醸成されるような運動を進められたらいいかなと、こう思っておりますのでござい

○江田五月君 評議と評決についてちょっとだけ伺っておりますが、私は、やはり評議、評決についてはルールをきっちり作っておく必要があると思います。そのルールも、最高裁規則というようにものにしているのがあるのか、あるいはモデルルールとか御推奨メニューとか、そういうような形か小田原評定で、会議は踊るで、結局結論は何だか訳が分からず丸め込まれたという感じを持って帰ったんじゃないかと大変です。

そこで、これは最高裁に伺うんですが、例えば意見を言う順序は裁判員からの方がいいですか、あるいは若い人からの方がいいですかというふうな、そういうルールぐらいは作られたらどうですか。それがないと、さっきの模擬裁判じゃないけれども、一時間も掛かってやっと最後に打ち解けたということになって、打ち解けるだけで時間を費やしてしまうということじゃ大変ですが、いかがですか。

○最高裁判所長官(大野市太郎君) 合議という、評議といいますが、これは本件に事件によって千差万別です。その構成によつて、年が若いから、あるいは高齢だから、話がすぐに出てくる人かどうかとかいろいろあるかと思うんです。もちろん、裁判員から先に話をさせていただくというところは、これはもう評議をする上で裁判官が心掛けておくべきことだろうと思っております。

ただ、若い人からがいいといったようなことを含めて、いろいろな事案の中で、そして来られた方、どういう方が来られているのかという辺りを

裁判官がいろいろな接触する場面の中で確認しながら、どの方から発言してもらおうの一番適切なものかという辺りを考えていくことになるだろうと思っております。そこを一定のルール化してしまふことについては必ずしも適切でない場面も生ずるのではないかとこのように考えております。

○江田五月君 適切でない場面も生ずるかもしれないから、余りがつちりしたものでなくて、しかし、こういうモデルというふうなものはないか、そういういいんじゃないかということを言っているんですが。

そこで、最後の評決なんです。これ、過半数ということにはなっているんですけども、裁判員の皆さんが、もういろんな議論をした後、自分としてはこの意見でもうこれで変わるようなことはない、しかしみんなが一つのものにならない、それならしやうがないから、じゃ過半数で決めましようねという、そういう納得を得た上で評決ということにならないと、ばらばらと意見言いました、はいはい、じゃもう評決ですと、これ過半数ですからというんじゃない、達成感、満足感というものは出てこないと思うんです。

ですから、評決で最後決めるということについては、その評決で決まるといふことについては、みんなの納得、これを非常に大切にしていかなければいい運用にならないと思うんですが、いかがですか。

○最高裁判所長官(大野市太郎君) おっしゃるとおりで、裁判官としましてはできるだけ評議を尽くして、意見が一致するところまで評議を尽くしていきたいというふうに思っております。

しかしながら、それでも意見が一致しない場合、もうぎりぎりやつても結局は意見がなかなか一致できないという場合には、恐らく評決をせざるを得ないと思っております。その際にもできるだけこのまま議論して意見は一致させないで、というところで、ほかの方の、裁判員の方々の意見も聞いた上で納得できるような形でやしていきたいと思

います。

ただ、その場合でも、一人でも、いや、もう少しということがあった場合に、ほかの方々はもう結構ですと言っているときにどうするか。そこまでやるかとなると、それは状況の問題かなというふうに思っております。

○江田五月君 そのほかにも今日は、公判記録をどういうふうにつけていくのか、記録の編綴をどうするのかなどといったような技術的なこともいろいろ聞きたかったんですが、時間がありません、終わります。

○委員長(山本保君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、千葉景子君が委員を辞任され、その補欠として大淵絹子君が選任されました。

○角田義一君 民主党・新緑の角田です。

裁判員制度、それから刑事訴訟法の改正の大詰めの質疑になってまいりましたので、今までの質疑を聞いておる中で、や、先生方いろいろの観点からお尋ねになっておりますけれども、やっぱりどうしても聞いておいた方がいいと思うものが私なりに幾つかありますので、お尋ねをさせていただきます。

まず、裁判員制度の方ですが、第一章の総則の第二条に、言わば、三人の裁判官と六人の裁判員でやる事件と、それから、裁判官一人と裁判員三人でやる四人の合議体の事件、二種類あるようでありまして、その裁判官一人とそれから裁判員三人でやるやつ、これはどういうときにこういうふうになるんでしょうか。まず、その辺の制度からちょっと説明をいたさまいしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 原則形態は裁判官三人と裁判員六人ということになりますけれども、この手続に移る前に必ず公判前の整理手続を行うこととなります。その段階で被告人が事実関係も全く争っていない、それから、そこに関係するいろいろな訴訟手続上の問題あるいは法律解釈上の問題

も大きな問題は出てこないというようなことが確認されるような事件があります。これにつきましても、当事者にも異議がないというような事件があった場合に、必ずしも裁判官三人に裁判員六人という大きな規模の単位で裁判を行っていく必要ではないのか、もう少し小さな単位で行っていくのもいいのではないかと。これによりまして裁判官一人と裁判員四人でございまして、複数の目をもって最終的に量刑がどのくらいになるかということを決めていくわけでござい

す。

そういうことから、公正な裁判が行えるだろうということから、こういう単位のものも認めようと、こういう判断をしたわけでござい

ます。

○角田義一君　そこで、ちょっと技術的なことで恐縮なんですけれども、この第二条の第三項となるのか、「裁判所は、裁判官一人及び裁判員四人から成る合議体を構成して審理及び裁判をする旨の決定をすることができ」となっていますね。決定ですから、これはどの裁判官が、裁判所がやるけれども、現実にはどの裁判所がやるんですか。証拠調べとか整理をしてきて、一人の裁判官がこれはもう一人と三人でいいというふうに決めるのか、それとも、合議体の裁判官ですね、三人の合議体の裁判官、死刑とか無期とかいろいろあるわけですから、重たい裁判、その合議体が決めるんですか。技術的なことだけちょっと聞いておきたい。

○政府参考人(山崎潮君)　公判前整理手続につきましても裁判官三人でやるわけで、裁判官三人でやるわけでござい

ますので、その判断として、合議体の判断としてこれは裁判官一人、裁判員四人でいいと、こう決めて、どの裁判官にやってもらうかということを決めてやるわけでござい

ます。一人で判断するわけではございません。

○角田義一君　これを見ると、法律とすればこうなっちゃうんだろうけれども、争いがまずない、それから、事件の内容その他の事情を考慮して適当と、適当にやられちゃ困るんだけれども、文字

どおり正しい意味で適当にやってもらわなくちゃいかぬのだが、例えば、例を挙げて申し訳ないけれども、殺人でもいろいろありますわな。例えば、嬰兒殺なんというのこれは殺人になりますけれども、私のつたない経験で言うと、大体、嬰兒殺はよほどの事情がない限り執行猶予になりますよ。被告人は女性だし、弁護士が優秀な弁護士が付いてちゃんと弁論して、その女性がはらはらと涙を流せば、大体三人の裁判官は、大体男が多いかもしれないけれども、大体執行猶予にする、私のつたない経験で言うと。

○政府参考人(山崎潮君)　これ、先ほど、被告人がその事実を争っていないことと法律上あるいは訴訟手続上の問題もないというふうに申し上げましたけれども、これ以外に、その他の事情、いろいろ裁判所も考えますので、量刑上もそう大きく意見が分かれるようなものについては場合によっては適当ではないということになるわけでございまして、そういうものについてはやっぱり大きな単位の合議体できちつと決めていただく。そういうことも余り考えられない、ただいま御指摘のよう

な例が、全部が全部そうかは分かりませんけれども、例えばそういうようなもので両当事者も異議がないと、こういうものについてやっていくというところでござい

ますので、大体今委員御指摘のようなイメージだろうというふうに思っております。

○角田義一君　裁判だから、生き物だから、最初はそのように思ってたところが、どんなことが起きるか分からないんで、先ほど江田先生言ったとおり、ドラマ、ドラマ的要素も裁判にはあるので、

事務手続というのか、公判前のあれでは認めておいたけれども、実際に一人と三人で始めたところが、ある日突然、否認を始めて、私じゃない、犯人は別にいるとかいう大騒動になったときには、これどうするんですか。そのまま突っ込んでいっちゃうのか、それとも元の三人と六人に戻すのかね。

○政府参考人(山崎潮君)　確かに事件はいろいろ、生き物でござい

ますので、公判になってどういう事態が生ずるか分からないわけでござい

ます。

やはり、やっている最中にこの手続でやるのが相当でないというような事情が出てきたという場合には、この決定手続を取り消すという手続を設けておいて、取り消しますと元へ戻りますので、裁判官三人と裁判員六名の方でやっていただくといいことになります。したがって、裁判官二名をプラスと、それから裁判員の方二名ですね、これをプラスをしなければならぬという形にはなりませんけれども、そういう原則形態に戻して審理をしますと、こういうことでござい

ます。

○角田義一君　そうすると、そのとき、局長、最初一人と三人でやっておった裁判員の人というのは、ほかに新たに二人、じゃ足すわけですね。その二人というのは全然前の審理はタッチしてないわけだね。分かっているわけですよ。だけれども、あとの、前の人たちは分かっているわけだ。そうすると、全然分かっている二人の裁判官を入れてやるわけだけれども、そのとき手続はどうするんですか。一種の方針じゃないけれども、これ、前の人は分かっていますよね。だが、後の人は全然分かっているわけですよ。認識と

いうか情報の量が全く違うわけで、そこで始まっているわけですよ、今度は。これどういふふうに、どういふ対応していくのかな。どういふふうに合理的に対応していくのかな。

○政府参考人(山崎潮君)　論理的可能性としては、裁判員の方でも補充裁判員が置かれている場合、こういう場合には現実的に聞いているという

ことになるわけでございますが、全く聞いていない方が入るということもあります。裁判官は、二人は聞いていないということになるわけでござい

ますので、審理にこれから新しく加わりますので、公判手続の更新手続といえますか、公判の更新手続、これを経るといふことになります。

更新のやり方については、これ様々な、いろいろな工夫を重ねて分かりやすいものでやっていくということになるわけでござい

ますけれども、それによって、一応、前提の知識はスタートとして同じになるような形を取ってやるということではござい

ます。

○角田義一君　かなりそうだった場合にはややこしい手続になると思いますけれどもね。恐らく裁判所だって、何というかな、一人と三人でやっておったものが更にまた元に戻るときにどうしたらいいかというふうなことになるのは、ある程度施行前にきちつと対応については考えておられると思うんですけれども、どうですか、刑事局長、最高裁。

○最高裁判所長官(大野市太郎君)　ですから、公判前の整理手続の中で、やっぱりどこまできちつと見極めができるか、正しい判断ができるかというところが一番大きなところだろうと思います。

結局、一、四という構成でできないということ

が審理開始後分かれれば、今、山崎局長が述べたような手続に入っていくかざるを得ないというふう

に思っております。

○角田義一君　じゃ、それはそれでこの程度にしておきます。

それからもう一つ、十五条に、「次の各号のい

ずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない」といつて就職禁止事由というのが

あります。

これは幾つかずつと例示があるんですけれども、分かれぬではない面もあるんだが、一つには、まず聞いておきたいのは、どういう基本的な原則とか基本的な理念があつてこういう人たちは

駄目だと。まず、共通のあれがありますか、ベラスがありますか、あるいは全部、これは個々に全部違いますか、理由は。

○政府参考人(山崎潮君) 基本的には、まず一つは、三権との関係ですね。これは司法権の中にあるいは行政の方、国会の方が入っていくという関係もございまして、そういう方については控えていただくという発想がまずございます。それからもう一つは、いわゆる裁判に従事しているような方々ですね、広い意味で、いろんなタイプがありますけれども、こういう方については、一般の国民の考え方を投影することよりも、もうそこにある意味での有識者になってしまおうわけですね、裁判については。そういう方については御遠慮を願う、こういうような発想。それ以外に、いろいろな職務上のものとして支障を抱える場合、そういうような方々について就職禁止事由にしよう。

大ざっぱに言えば、そういう考え方でできているということでございます。

○角田義一君 私、一番気になったのは、この第十五条の十八項というのか十八号というのか、要するに、自衛官と書いてあるわけですが、自衛官。自衛官をつくるみでなぜあれなんです、就職禁止になるんですか。つくるみというのは分かりますか。どの自衛官もみんなつくるみで、みんな駄目になっちゃうんだ、これ。方言で申し訳ない。

○政府参考人(山崎潮君) 自衛官については、その任務から考えて、いついかなる緊急事態が生ずるか分からないという、そういう職務でございします。したがって、そういう観点から、自衛官、こういう自衛官であろうとどういう立場であろうと、これは全隊員除くと、こういうことでございします。

○角田義一君 それはあなた、説得力全くないよ。そんなこと言ったら、消防士どうするんだい。消防士、これ、あれですよ、入っていますよ、問題ないですよ。お巡りさんだって司法警察

員でなきゃいいんだから。これはだれが考えたって、自衛官というつくるみで、自衛官の中にはお医者さんもあるんだよ、看護師の人たちもあるんだよ。いろいろな人いるんですよ、職種の人。工兵隊もいるんだよ。そういうのを全部つくるみで自衛官という名でくくっちゃって、あなたの方で排除するというのは、これは納得できないですよ。自衛官にしてみれば、何でもこれ、なれないんだと思えますよ。こんな粗っぽい法律ない。こんなこと言っちゃ、みんな全会一致で来たから余り言わないけれども、こんな粗っぽい法律ないよ。これ納得できないよ、僕は、このままじゃ。

○政府参考人(山崎潮君) これは、それはほかにも、その緊急事態を抱える方、それはおられますけれども、自衛官それから防衛庁の職員というところで書かれているわけでございますが、それは、防衛庁の職員は一部でございますけれども、やっぱり有事が、有事の場合もあるわけでございます。通常の緊急事態の場合にはいろいろな人に代わってもらうということも可能かもしれませんけれども、こういう有事のいろいろなことが起こったときに、それはもうみんながそれに向かっていかざるを得ないというような性質のものでございします。

これは、検察審査会法でございますけれども、これも同じような禁止事由を設けておりまして、基本的にはそれにも倣ったということでございまして、前例がないというわけではございませんので、そこは御理解を賜りたいというふうに思っています。

○角田義一君 私は、この法案、骨太には賛成しているから、やらなきゃいかぬ法案と思っているからしますけれども、これ、個々に見ていくと、まだこれ詰まなきゃならぬ問題というのは一杯あるんですよ、と私は思う。大臣、私はそう思っているんですよ。

あなたは有事、有事なんて、有事なんというのはあっちゃ困るんだよ、もうはつきり言うけれども。福田赳夫という元、立派な総理大臣がおつた

んや。私の群馬の出身で、党派は違いますがけれども、大先輩ですよ。この人は、政治家の最大任務は何か、それは、絶対に有事というものを招いてはいけない、有事を起こさせてはいけない、万が一が一つあってもいけない、それが政治家のやることだと、こう言っているんですよ。あなたの言っているのは、万が一のことを前提にして自衛官はみんな排除しちゃえというの、これは私の郷土の大先輩の福田さんのあれからいったら誠に奇怪な論理だよ。有事なんというものは本当に起こっちゃいけないんだよ、起こしちゃいけないんだよ、我々みんな。普通に、自衛隊というのは普通に存在していて平穩無事でいるのが一番だ、それが最高なんだよ。だから、裁判員制度に出でこれらる様にそれをきちんと我々はやらなきゃいけないんだけれども。そうじゃないですか。有事を前提にして自衛官が出てこれられないなという論理はとてつもない、僕は。

○政府参考人(山崎潮君) 有事がそんなめつたにあつては困るということも私も理解はできますけれども、ただ、そのためにこういう職種の方が置かれていくわけでございますので、これはそういう理念から、起こったときにじゃどうするかというときに、その方が有事のときに全然参加ができないということになったらやっぱりまずいわけでございますので、そういうことが起こらないように事前にそこは除外しておく、こう考えたわけでございます。これは前例がないわけではないものでございまして、そこは御理解を賜りたいというふうに思います。

○角田義一君 だってあれでしょう。裁判員だって補充員というのがいるんでね。何かあつたときに困るからもう一人補充しているんじゃない。だつたら、もし、そんなことがあつたら困るけれども、緊急に自衛隊が出ていかなきゃならぬといふときには補充員がいるんだからやればいふんだ。最初から自衛官を全部つくるみで排除するというのはどう考えても合理的じゃないですよ。大臣、どう思う。

○國務大臣(野沢三三君) 有事があつてはならないということは確かに政治家たる我々にとつてもこれ最大の使命であると。これはもう異議ないところでございします。

ただ、この裁判員制度の仕組みの中では、できるだけ多くの人という中で、やはり参加するのいろいろな支障のある方について取りあえずこういう形でスタートをしようということで取り決めたわけでございますので、今後の運用の中でまた改めて御検討していただく機会もあるかと思ひますので、当面これでひとつスタートできれば有り難いと思つておるわけでございします。

○角田義一君 これは宿題として提起しておきます。今、大臣からそういう答弁があつたからそれでよしとしますが、これはよく考えてほしいと私は思ひます。

それから、先ほど同僚の江田議員から御指摘がありました、この、あれですな、証拠の目的外使用の問題でありますけれども、ちよつとこれは日付はつい、たしか二、三日前だと思ひますけれども、朝日新聞に「私の視点」という論文が掲げられておりまして、早稲田大学法科大学院教授、弁護士で、高野隆さんという方が自分の経験に基づいてこの問題について論文を書きなつておる。私も目を通しました。恐らく事前に質問の事項言つてあるから局長も読んでおられると思ひますけれども、なかなか鋭い指摘ですね、これは。

要するに、要は、まず一つは捜査資料というかそういうものは国家権力、特に捜査機関が公の金を使つて、税金を使つて集めたものだ。したがつて、それらについて一定の人たちが独占をして外に出さない、あるいは市民がそこにアクセスできないということになると、これは非常に問題だと。個人情報なり、そういうものはすべて捜査機関の独占物になつてしまふのではないかと。公権力で集めたものはやはり基本的には国民のすべての財産だという発想に立つて、しかも、公開の法廷でそれが出た以上は、これはもう自由にアクセスしていいのではないかと一つこの指

摘だと思います。

私も、先ほど江田議員も言っていたけれども、やっぱり公開の法廷というのは相当重く見なきゃいけないと思うんですね。公開の法廷でやられたなことを、これ、私はばらすとかばらさないということ、問題じゃないと思いますよ。公開の法廷でやられたものは公開の法廷でやられたんであって、それはもう公に、正に公にされたんで、それはよほどあくどい使われ方をするならともかく、その資料を国民の前にいろいろさらして、そして例えば冤罪を防ぐためのいろいろな協力者を得るというようなことは私は許されてもいいと思うんですね。

そういう今私が申し上げたようなことまで、あれですが、修正案を含めてだけれども、禁じるんですか。これ弁護士活動を非常に萎縮させますよ。

○政府参考人(山崎潮君) 公判で調べられた証拠については、確かにその傍聴人の方は分かるということにはなりますけれども、ただ、この中にはかなりプライバシーに触れるもの、あるいはそののんが実態が赤裸々に全部出てしまうということがいいのとかどうかという判断から、公判廷でも朗読はある程度控えながらやるという扱いが現に行われているわけでございまして、じゃ公判廷で調べたものであるからそれをすべて、じゃ確定記録のそののんが閲覧の方でもオーケーにするかというのは、やっぱりプライバシーとかいろいろな問題が生ずるわけ(で)ございます。

したがいまして、そういうものがないものについては当然その公判廷でも調べられましたし、あるいは確定記録でも見られるということになるわけでございますので、そういうものとそれ以外のもの、やはりプライバシー等が絡んでくるもの、こういうものについては若干違ふんだらうと思います。

私ども考えておりますのは、この目的外使用の禁止でございますけれども、これは証拠物の、証拠の複製がそのまま出してしまうことによるわけでございまして、プライバシー侵害等を考えているわけでございまして、この論文なんかで指摘しておられますよう

に、いろいろな研究とかそういうことに使う場合には、そのものを出さなくともその要点を出して、それで研究をしていくということできると私どもは思っております。それについては禁止をしていないということでございますので、そのところは何か何でも全部を駄目と言っているわけではないということで御理解を賜りたいというふう

○角田義一君　これは刑罰をもつて処断をするといふことまでやられるわけだから、よほどその発動については抑制的、慎重にやりませんと裁判そのものが非常に暗いものになる、陰湿なものになるというふうには僕は思う。やつぱり裁判そのもののはいい意味で公にされて、潤達にされた方がいいと思うんで、弁護人が余り萎縮して、何かやればいすぐ手が後ろへ回るような、脅されながらやるような雰囲気は絶対私は公判廷中にあつちやならぬと思う。

その辺は刑事局長、最高裁の刑事局長、どうですか。裁判官は明るい潤達な法廷ができるようにしなきゃいかぬ、何かやつたら脅してすぐ刑務所へ入れるというような、そういう雰囲気を作っちゃいけないと思うんだけど、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 抽象的に、おっしゃるとおりのことだろうと思います
が。

○角田義一君　それじゃ先へ進みます。

即決裁判手続というのが今度できるんだね。即決裁判手続というのは、要点ちよつと説明してくれますか。

○政府参考人(山崎潮君)　ちよつと御質問が、ちよつと最後が聞こえなかつたので、もう一度読みませんが……。

○角田義一君 要点。どういう制度か、ちよつと簡単に説明してください。

○政府参考人(山崎潮君) 要点ですね。はい、分
かりました。

罪事実を認めて簡単な、簡易な手続でその審理をしていくということに同意をして、その上でそういう手続の申立てをいたします。そういうような事件でございまして、この事件につきましては実刑を科すことができないということと、それからある一定以上の刑の重いものについてはこの手続を経ることができないと、こういうものでございます。

これを行うにつきましては、被疑者段階の、それからあるいは被告人段階になりまして、本人の同意、それから弁護士がその公判、被告人になつた段階では弁護士必ず付けるということから、弁護士の同意、あるいは異議がないということも全部その要件として加えているものでございまして、言わば、そうですね、罰金の略式がございますですね、その罰金以外の刑のものということでございます。

○角田義一君 事はあなたの答弁するほど簡単じゃないやね、私のつたない実務でいうと、経験でいうと。

まず、被疑者の同意がなければというふうになつていますね。この被疑者の同意というのだから、これくせ者なんです。文章を書けば被疑者の同意ということになるんだけれども、これは、

例えば、おまえなど、大したことじゃないよ、こ

れは、執行猶予になるんだよとだからおまえ
さつさと認めたらどうだと、そうしたら簡単に裁

判済むよ、大体執行猶予になつちやうなかからというよなことでやられると、本当は自分はやつ

ていなんだと、やつていなんだけれども面無
くさいと、無罪なんかならないと、争つたつて、

今の裁判所じゃ。それよりも、まあ大したことはない、執行猶予に間違いなくなるんなら、さっさと

こんなもの解放された方がいいと。こういう危険性だってしゃばはあるんですよ。それ否定できま

すか、私が言っていることを。そんなことは絶対にない、これ言えますか。

○政府参考人(山崎漸君) ただいま御指摘の点について、それがある、ないというのは、ちよつと私の立場からは申し上げられませんが、ただ、仮にそういう事態が生じたとして、その場合に、これ公判手続になったときに、当然弁護士必ずつけるといふシステムでございますので、その段階で、本当に自分はやっていないんだということであればこの手続についてその同意を撤回するということも可能になっておるわけでございまして、そうであれば、通常の審理、これが行われていくと、こういう保障があるわけでございますので、幾つもの、今委員御指摘のようなことが仮に起こるとすると、そういうことがないように幾つものハードル、チェックの手続を設けているということでございますので、そこは御理解を賜りたいというふうに思います。

○角田義一君 私は、これはかなり運用面について気を付けないと危険だと思いますよ。

しかも、これは罪名というのが特定されていないんだよね。何でもいんですよ、覚せい剤であろうとあるいは外国人登録違反であろうと、窃盗であろうと。特に私は危険なのは窃盗だと思うんです。窃盗というのは国民が考えている以上に難しい犯罪なんだ、あれは。プロは、プロって私が言つたつてしやうがないけれども。

これは、ここに私の眼鏡がある。これ取つたものか取つたものでないか、取っていないかという

のは、本人の供述と、あつて、この物との関連性がない限りは、もらつたものであるのか拾つたものであるのか分らないんですよ、自分が私のところに占有したつて。何が必要かといつたら、そこに取つたという自白がない限り、物との關係がない限り、窃盜罪成り立たないわけですよ。だから、窃盜というのは立証が簡単なようだけれど

も、これを立証する、あるいは本当に正確にやるということになったら、ある意味では一番難しい

んです。窃盗否認されたら一番困るでしょう。しいですよ、窃盗否認されたら。

があるけれども、窃盗を甘く見ちゃいけないんだよね。ところが、世の中は、窃盗でもってふん捕まえてきて、そこでいろいろ責めて余罪を追及したり、窃盗というのはかなりいろいろなものに悪用されていることなんです。私は、はっきり言って、これ罪名全くないわけだから、特に窃盗なんというの、私はこれによって冤罪が、窃盗だったって冤罪あっちゃ困るんですよ。

私は、自白を取られて、そして早く終わっちゃまえばいいからといって一つの利益誘導、取引、こういうものに使われるおそれや危険性が多分にあると、これは運用いかによっては、そういう指摘をしたいと思うんだけど、まず刑事局長、どうだい、その窃盗というものの立証、難しいよ、あなたの大ベテランの経験でいってどうですか。

○政府参考人(樋渡利秋君) おっしゃるとおり、どの事件にも簡単というものは、簡単でくくれるというものはないわけでありまして、罪名で異なるわけではない、難しい窃盗もあれば簡単な殺人事件もあるというところでございまして、常に検察官、捜査機関は常に慎重に捜査しているというふうに思っております。

○政府参考人(山崎潮君) 今、窃盗の例を出されましたけれども、この窃盗の事件でありましては弁護士が必ず付くということが第一点と、それから、審理をして、裁判官がこれは補強証拠がない、十分でない、あるいは疑問があるという場合が起り得ると思うんですけれども、その場合にはこの手続についてこれを取り消すということができるようになっているわけございまして、そういう点で、これはやはりこの手続を経たからといって、きちっとした証拠がなきゃいかぬですね、最低限の証拠がなければいかぬということになるわけでございますので、そういう点で一応の制度の担保はできていると。ただ、運用にある程度気を付けなければならぬと、御指摘はそのとおりかと思えますので、これから運用上、留意をしながらやっていっていただきたいと、こういう

ふうに考えております。

○角田義一君 これはやっぱり取調べの可視化とも影響するんだけど、そういう単純な窃盗だというふうにも思われるような事件でも、やっぱり録音、録画というものが存在をすれば、誘導であるとか取引であるとかということは防げると思うんですね。

だから、ちよつと原則論に立ち入って恐縮だけれども、これ刑事局長にもう一遍聞きますが、今日最後だから。この捜査の可視化という問題については何回も私聞いておるけれども、その可視化を将来実現をするというのを視野に置きながらだな、実現をしろとは言わないよ、あなた、幾ら言ったってうんと言わないから。言わないから、さつきも何度も聞いたって実現すると言わないんだから。だけれども、それを視野に置きながら真剣にこの可視化という問題について取り組まなきゃいかぬと私は思うけれども、どうですか。総括だから最後に聞いておきますよ。

○政府参考人(樋渡利秋君) 何度も同じ答えで申し訳ないんですが、これも、この点は刑事手続全体の問題として慎重に今後検討を進めていくわけございまして、また進めていこうとしておりますが、委員の御指摘に關していえば、視野に入れているわけではないで議論をされているわけではありませんで、それは視野に入れた議論をしているのかと言われますと、それはまたそうも言い切れないと、こういうことになるわけでありまして、全く視野に入れているかという点、そんなことはありませんでして、当然そういうことはあり得るということで議論を進めているところございまして。

○角田義一君 まあ刑事局長もいろいろ政治的な発言をするようになったなあ。今日はその辺にしておきましょうや。

もう一つ大事な点ございましてね。檢察審査会の制度が根本的に変わるといふか、変わりますな。言わば、檢察官が持つておる起訴独占主義といひましようかね、それに大きな風穴が空いたと私は

思います。

今まで問題になっておるのは、檢察審査会で国民の人たちがこれは起訴相当だと出しても、それに拘束力がない。要するに、檢察官はそれに縛られない。それでも起訴するかしないかはおれの自由だということでおやりになつてきたものが、いろいろ手続ありますけれども、幾つかの段階を踏んだ上で審査会が起訴相当という決議をすればそれはもう起訴になつてしまふということですから、これまたそれは大変な私は改革だと思ひますけれども、まず簡単にいいですから手続の概要をちよつと説明しておいてくれませんか、議論の前提として。

○政府参考人(山崎潮君) まず、檢察官は捜査をして不起訴処分をいたします。その場合に、不満であるという方は檢察審査会の方に申出をいたします。そこでまず審査をいたしまして、不起訴が不当であるという場合にはそういう決議をいたしまして、これをもう一度檢察官の方に捜査を命ずるという形で戻すわけでございます。それによつて起訴をする場合ももちろんございまして、けれども、それでもやはり起訴をしないという場合がございまして。この場合につきましては、もう一度檢察審査会の議を経まして、起訴が相当であるというものに關しましては起訴をするという起訴相当決議を行います。これが行われますと、現実に捜査、それから公判に当たるという担当役、檢察役として弁護士を指定いたしまして、指定弁護士でございまして、その指定弁護士が捜査をいたしまして、最終的に起訴をして公判の維持に当たると、こういう手続でございます。

○角田義一君 これは理屈になつて恐縮なんですけれども、再度要するに起訴しなさいという決定があつたときに、檢察官は公益の代表者であり、しかも国民から、主権者から檢察権を適切に行使することを委託されているわけなんで、その檢察官になぜやらせないで指定弁護士にやらせるのか。いいじゃないですか、檢察官、やれと言われ

たらやればいいんですよ。やればいいというのは一つの私は理屈だと思ふんです。結果、無罪になるか有罪になるか分からないけれども、いろいろそれは檢察官とすると、今までの取調べ状況から見て、とてもじゃないがこれは公判維持することができないというふうな立場からそういう起訴しなかつたのかもしれないけれども、しかし民衆の意思が、まあ民衆の意思がなんでちよつとオーバーだけれども、起訴しなさいと言われたんなら、負託を受ける者として受けて立つて堂々とやつたらいいんじゃないかという理屈も私はあると思うんです。それをあえて檢察官にやらせないで指定弁護士と称する弁護士さんが起訴すると、捜査もすると。これはどういう理屈なり、どういう議論があつてこう落ち着いていったの。

○政府参考人(山崎潮君) 審査の申立人を始めといたしまして、一般の国民から見ると、有罪に向けての十分な立証活動がされるかどうかと、その職務の公正らしさに疑念が生じ得るという可能性がございまして、檢察官がそのままとするということになればですね。仮に起訴をしたとしても、それによつてただただ本當にきちつと捜査をし公判を維持するかどうかという点について、周りから見るとそれでもいいのかという疑念を生ずるおそれがございます。それならば、檢察官は元々信念としてこれは起訴できないということとすつと来たわけでございますので、それと別の形の法律家をきちつと立てて、その上で十分に捜査、あと立証活動をしていただきまして、その上で判断をしていただくこと、その方が公平であらうと、こういうこととでございます。

○角田義一君 まあそれも一つの理屈なんだね。僕は必ずしもそれでなきゃならぬとは思われない。檢察官がやつてもいいと思ひますよ。それは一つの考え方だから、どつちが正しいとかどつちが間違つていふとかという理屈じゃないと思う。ただ、制度として、じゃ、檢察官でない弁護士がやるということになった場合に、捜査するのは今度、弁護士さんがじかにはできないんですね。検

れが一番重要なことになるわけでございます。

したがいます。そこで若干時間が掛かるものもあるかと思ひます。あつても、そこできちつと整理をした上でその公判に臨むと、こちらの方が肝要であるというふうに考えますので、一律に四角定規にこの期間でやらなさいかぬというような形ではない、事案事案によつてそれは考えていくべきものというふうに考えております。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 具体的な事件の中では、その事件を取り扱う裁判所が判断すべきことではありますけれども、結局、裁判が充実したものになり、そしてきちつとした計画的な審理ができるかということになりますのは、これは公判前整理手続でどれだけの準備がきちつとできているかと。また、先ほど来出ていますように、本当に分かりやすい証拠調べをするためにも争点を明確にしていく、そして審理計画を明確に立てることが必要であるといったようなことからしますと、その点、公判前の整理手続、非常に重要な手続だと思ひます。こういった手続につきまして、そういった十分な準備が行われるようにすることが必要だろふと思ひます。また、できる限りこれを早期に詰めて行くということもまたこれ、その事件の被告人とされている方のことも考えたりすれば必要なことだろふというふうにも思ひております。

そういったことが法三百十六条のこの法案の三のところに規定されているかと思ひますが、そういった両当事者が行つた訴訟の準備の内容等を踏まえまして、事案に応じて適切な運用がなされていくものだといふに思ひております。

○角田義一君 最後に、時間ですから大臣にお尋ねしますけれども、裁判員制度、それからそれにまつたところのこの刑事訴訟法の抜本的な改革といひましようかね、これは大変なことだと私は思ひております。最初の質問のときに、衆議院で全会一致で来た、恐らく参議院も全会一致で私にはなるだろふと思ひますけれども、我々国会議員も大変重い責任を背負わされますから、それは

しよつていきます。しよつていきますが、やはりこれを推進するのは先ほど言つた法務省のようでありますが、法務省もそれなりの覚悟でおやりになつてほしいと思ひますけれども、そうはいつても法務省だけでやるものではないと思ひます。国民の広い意見を聞きながら、そして理解を得ながら進めるといふことになると、推進本部はなくなりませんけれども、推進本部に代わるべき諮問機関なりあるいは意見を具申する機関なり、そういうものを、プロだけじゃない、要するに、私も弁護士ですけれども、プロは限界があるんですよ、やっぱり。国民の立場に立つそういう人たちも入れながら、何か監視機関と言つちやちよつと言葉がきつなければ、そういう機関を設けながら進めていくというの、一つの考え方ではないかと思ひますが、その辺、最後のこれは私の質問になりますので、大臣から決意を含めて所信を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(野沢三三君) 委員から大変様々な角度から有益な御示唆をいただいて今日まで参りましたが、この司法制度改革推進本部は御指摘のようにな本年十一月末をもって設置期限が到来をいたします。御指摘の点も含めまして、その後の司法制度改革の推進の在り方につきましては、現在御審議いただいております司法制度改革関連法案の成立状況等を見ながら、司法制度改革推進法の趣旨を踏まえ、推進本部を中心に、今後いかにあるべきか、適切な検討を進めてまいりたいと思ひますが、いずれにいたしましても、今後この制度が一層国民の皆様様に理解され、定着し、発展を続けられるように、私どもも関係方面と十分な協力をしながら進めてまいりたいと思ひます。

○角田義一君 終わります。

○委員長(山本保君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。
午後一時二十分まで休憩
午後十一時五十九分休憩
午後一時二十分開会

○委員長(山本保君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、江田五月君が委員を辞任され、その補欠として平野貞夫君が選任されました。

○委員長(山本保君) 休憩前に引き続き、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

両法案に対する質疑、四回目と私になりましたけれども、それを踏まえまして、今日は私たちの修正案を提起をし、手元に配付しております。これに基づきながら、まず刑事訴訟法の改正案について質問をいたします。

今回のこの改正案の中で、裁判官の訴訟指揮権の大幅な強化が盛り込まれております。弁護人不在のおそれがあるという場合の在廷命令、それから尋問禁止命令に従わなければならない場合の懲戒請求と、こういう規定が盛り込まれたわけですが、その理由についてまずお願いします。

○政府参考人(山崎潮君) 当事者が裁判所の期日指定に従わず、期日に出頭しない事例、あるいはその裁判所の示した期日指定方針ですか、これに不応じられないとして当事者が不出頭をほめかしたために、裁判所が当初の方針どおりの期日指定を断念するという事例が現実にも起こつております。こうなりますと、やはり審理遅延の原因の一つとなることとでございます。

それから、当事者がやっぱり裁判所による重複尋問等の制限に従わないということが審理の遅延あるいは焦点の定まらない審理の原因の一つとなるというふうな承知しているわけでございます。現にもうそういう例があるというふう聞いております。

そこで、刑事裁判の充実、迅速化を図る方策の一つといたしまして、期日指定あるいは重複尋問

の制限に係る訴訟指揮権の実効性、これを担保するためにこの制度を設けたと、こういうことでございします。

○井上哲士君 現行の刑事訴訟法の規則でも、出頭しないなどの審理を遅延をさせた場合に、特に必要と認められる場合に弁護士会に措置の請求をすることになっております。

日弁連にお聞きしましたけれども、この措置請求の前段階での善処方も含めまして、裁判所から弁護士会に何らかの措置を求めた事例というのは一九八三年まで十数件しかない、それ以降は実態としてないと、こうお聞きをしております。また、この措置を求めた事例のうちでも実際に懲戒になったというのは、調べた限りでは一九八一年のいわゆる東大事件しかないというのが実態なわけですね。

この裁判員制度になつて迅速な裁判をというわけですけれども、その前提として、これほどの制裁措置を創設しなければならぬほど弁護人の不出頭であるとか不必要な尋問による遅延というのが刑事裁判において深刻だと、こういう認識なんではないかと。

○政府参考人(山崎潮君) それは刑事訴訟法でございますので、ある程度ルールにのつとてやるということでは当然でございます。おおむねそれできちつと行つていけるということになりますけれども、やはり極端な例も見られるわけでございます。そのまゝの状態では本当に訴訟が進行できないということになりまして、結局長期審理だとか、長期裁判だといふことの批判も受けることになる。したがいますと、そういうことになれば、これから裁判員制度、これを導入していくという場合にやはり大きな問題になり得るということとでございます。

確かに、委員御指摘のとおり、かなり以前に相当荒れる法廷というものがございまして、その場合に懲戒の問題等の請求があつたといふことで、最近はその荒れは多分ないといふのだろふと思ひますけれども、懲戒請求がないからといつ

て、じゃそういう事態がないのかというところではないわけでございます。

したが、いま、これをどういうふうにしていくか、運用は慎重にしなければならぬというふうに私も考えておりますけれども、やっぱり制度として、備えあれば憂いなしということでございまして、最低の担保はきちつとしておきましようということございまして、これは、運用上どうしていくかという問題はまたこれは慎重に考えていくということになるかと思えます。

○井上哲士君 備えあれば憂いなしと言われましかれども、これは、事は弁護士、被告人の防御権にかかわる大きな問題でありますから、立法事実がないような立法はすべきでないと思うんですね。

先ほドルールということも言われました。先ほど紹介をした東大事件ですね、いわゆる、これを受けて日弁連や単位弁護士会は、自ら、仮に誤った弁護方針によって不出頭があったとしても弁護士倫理の問題として解決しようじゃないか、基本的には弁護士の相互批判を通じて解決すべきだと、こういうことで様々なルールや制度を自分たちで作ってきたというわけですね。

そういうルールでも対応できないと、こんな問題が起きているという認識なんですか。

○政府参考人(山崎潮君) それは弁護士会の方のルールできちつと対応できればそれにこしたことはないというふうに思っています。

今回、それにつきまして、例えば弁護士会の方に何らかの措置をお願いする、あるいはそういう通知をするということになるかと思えますけれども、ただ、これに関しましては、よく審査はしたけれども処置はしない、処分はしないということも、それは一つの在り方の問題でございまして、したがって、最終的にそこは、そういう端緒についてはルールを設けることにいたしますけれども、それをするかしないかというのは最終的にはやっぱり弁護士会等の判断ということになるわけでございます。

したがって、これは何かを強制するというものでもございません。最終的には弁護士会の方の判断でいろいろ決めていかれる、これが中心になって行われるということは間違いないと思えます。

○井上哲士君 そういう訴訟指揮権の強化の権利を持つということ自体が様々な強権的な裁判運営になるんじゃないかと、こういう懸念があるわけですね。

例えば弁護人の出廷拒否の例としてよく挙げられますのが、オウムの麻原被告事件が指摘をされることがあります。この事例は、弁護側は月三回の期日を要求したわけですが、裁判所側からは月四回というのが提示をされた。それではとても準備ができないということを利用してやむを得ず出廷を拒否をしたと、こういう事例と承知をしています。

裁判所のやはり少々強引な訴訟指揮が批判されても仕方がないと思われるわけですが、裁判の準備ができないとか、それから、強引に期日指定がされるのならばちょっととも出廷できないとか、こういうような態度を弁護人が取った場合に、裁判所は、出廷しないおそれがあると、こういうことを理由に在廷命令を出して、それに従わない場合には措置請求や過料を施すと、こういう運用がされるんですかね。

○政府参考人(山崎潮君) これは、この法案でも明記しておりますけれども、例えば期日の不出頭に對して過料が科せられるという点につきまして、正当な理由がない場合に限るということでございまして。したがって、ちょっと個別の事例について申し上げませんけれども、その正当な理由があるということであれば過料を科すこともできません。また、それについて不服がある場合には即時抗告をすることもできます。あるいは裁判長の訴訟指揮に關して不満があるということであれば異議の申立てをするとか、是正の手段は多々あるわけございまして、必ずしもしなければならぬということではございません。そこは実態

いかん、その判断でやるということございませう。

○井上哲士君 弁護人の皆さんは、被告人の権利を守らなくちゃいけない、正にその正当なことで様々な弁護活動を展開されるわけですね。その中で、いろんな裁判所の強引な訴訟指揮権とぶつかることもある。今でも、自由の任意性を争った場合などで捜査員を証人請求をした場合がありまう。出てきた証人に事実を認めさせるだけでも、はぐらかすことなどありますから、何度何度も質問を繰り返さなくちゃならないという場合があるわけですね。

このように、被告人の権利を守る、正に正当な理由をもって重複質問を何度かするということがあり得るわけ、ところがそういうものに対してはも今でも非常に厳しい態度で裁判所が臨んでくるというのが多くの弁護士の皆さんの実感なわけですね。そういうのが現状でもあるのに、そこに更にこうした強い指揮権を与えるということになりますと、こういう制度を背景にして一層強引な訴訟指揮が行われるんじゃないか、そういう濫用があるんじゃないか、こういうことを多くの皆さんは危惧をされているわけですね。

やはり、こういう規定を設けることは、弁護権、防御権の侵害につながるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま重複質問等の例を挙げられましたけれども、この関係につきましては、処置請求を「請求することができ」というふうにして書いているわけございまして、そこは、出頭の関係では「請求しなければならぬ」ということになっておりますけれども、そこは使い分けをしているわけございまして、そこは「することができ」ということから、それは任意の判断が入る。それから、するとして、最終的にその請求を受けたところの処分があるかないか、これはその判断であるということございまして、そういう端緒を与えるといううことだけでございまして、必ず処分をせよとい

うふうにつながるわけではございません。そういう意味では、これがあるからといって裁判所の方が強引な訴訟指揮になるとか、そういうものではないというふうに私どもは理解をしております。

○井上哲士君 弁護人の皆さんなどがそういうことに対して危惧を持っておられるのは、何も空想の話じゃないわけですね。現実の裁判の中でいろんな問題が今起きている。そういう中で、こういう新たな訴訟指揮権の強化ということがあつたら、それを背景にして一層問題が起きるんじゃないかと、これは現実に基づいたいろんな危惧を持っているんじゃないでしょうか。

この間、インターネットでいろいろ見ておりますと、広島高裁のある裁判官の方が裁判員法について講演をされているのを見る機会がありました。その中で、なかなか率直に言われているんですね。こう言われています。弁護士でも検事でも裁判官の言うことは大体聞いてくれます。そうすると、それが当たり前になって、言うことを聞かない検事や弁護士がちょっとでもいると、もうかあとなるんですね。もう、このやろう、何か自分の考えがどうかというより前に、逆らうこと自体がけしからぬと、こういうふうな感覚が生まれてくると。ということを経験した裁判官自身が反省として述べられております。もちろん、それぞれが人間でありますからいろんなことがあると思ふんです。

例えば、去年の十月に東京高裁が無罪判決を言い渡した事件がありました。これは新潟地裁の判決を取り消したものでありますが、被告人はパキスタン人です。裁判所が選任した通訳人が第一回公判で行った通訳について被告人が理解は困難だということで、弁護人が第二回公判で、検察の請求証拠の取調べに先立って通訳人の適性について意見陳述の機会を与えるように申し出た。これに對して裁判官があれこれ言ひまして、結局、発言禁止命令を出す。弁護士の方は、被告人の権利を守るというのが当然職責だと思っておりますか

ら、これに対して更に意見陳述の機会を与えるように求めまして、結局、退廷命令を発して、最終的には監置と、こういう事態まで至ったということですね。この地裁で有罪判決が出たものが高裁では無罪ということになったわけですから、も、現にこのような様々な事態があるわけですね。そういう下で、先ほどの裁判官の率直な声も御紹介いたしましたけれども、こういう訴訟指揮権の大幅な強化ということがあったときに、やはり濫用の危険がある、防衛権の侵害のおそれがある、私は思うんですけれども、改めていかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ちよつとその具体的事例について私も十分承知はしておりますけれども、言わばこれ、制度の担保だというふうに申し上げました。担保というものを言い換えてみれば、伝家の宝刀でございます。伝家の宝刀をそうめったやたらに抜くということ、これは厳に避けるべきでございます。やはり、何かあったときのための制度でございます。

したがって、これが例えばできたとしても、それを利用するについてやっぱり謙抑的であるべきであるということであろうと思います。それに、これを措置請求をしたからといって必ずそうなるわけではないということでもございますので、そこはよく考えた上でやるということになるかと思ひます。これを請求したけれども結局お構いなしということになれば、逆にそれを請求した者の方が意味じゃそれは立場がなくなるというところにもなるわけでございますので、そのところとは、これを設けたからといって濫用してはならないということは、それは周知、きちつと徹底をしていくということになるかと思ひます。

○井上哲士君 謙抑的ではならない、濫用してはならないということを周知徹底するということがありました。

それは当然でありますけれども、やはりこういう規定が入ることによって様々な、強引な訴訟指揮の問題など、被告人、弁護人の防衛権、弁護権

に著しい侵害のおそれがある。私はやっぱりこの部分は外すべきだということを申し上げまして、次に、被疑者国選弁護制度について一点だけお聞きをしておきます。

資力要件というのが付くわけですが、被疑者がこの資力要件を満たさない、そういう場合に弁護士会なども通しまして私選弁護士を依頼するわけですが、様々な条件面で折り合わないというケースがあるかと思ひます。そうしますと、資力要件を満たさないからといって、国選が付かない、私選もうまく付かないということになりますと、すべての者が被疑者段階からしつかり弁護士が付くというこの制度の趣旨から外れることになるんですが、この点は法案はどういう手当てをしているんでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘の点、誠にござつともでございます。我々の今回の御提案をさせていただいての改正法案は、資力が基準額以上である被疑者については、あらかじめ弁護士会に私選弁護士の選任の申出を行うこと、これを義務付けます。義務付けて、それでその私選弁護人を選任しようと、そういうこと、行動になるわけでございますが、それにもかかわらず私選弁護人を選任できなかった場合、この場合にも国選弁護人を選任するということになっておりますので、そのところは遺漏なきような手配をしているというところで御理解を賜りたいと思ひます。

○井上哲士君 次に、接見交通権の問題でお聞きをいたします。

午前中の審議でもありましたけれども、この裁判員制度の下で連日開廷が行われますと、弁護人とそして被告人の様々な打合せというのが大変重要になってくるわけで、その点では接見交通権、やつぱり拡充をしていくということがこの裁判員制度の下での連日開廷に不可欠だと考えますけれども、この点、まず推進本部としてはどういう認識でしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 現行制度においても、逃亡あるいは罪証隠滅等の、これを防止するため

に必要な措置、これはやむを得ない制約として認められておりますけれども、その点を除けば被告人と弁護人は自由に接見することができるとなるとされていくわけでございます。法制上は接見交通権は保障をされていると、こういうことで我々は考えているわけでございます。あとは実際の問題がどうなるかと、こういう認識でございます。

○井上哲士君 法制上は自由に接見ができるけれども問題は運用だと、こういうことであります。が、正に運用で実際には自由に接見ができないというのが現状としてあるわけですね。

これ、衆議院で矯正局長が答弁もされておりますけれども、行刑施設に収容されている被収容者の接見は原則として執務時間内なんだということを言われた上で、当該接見の緊急性、必要性や当該接見のための職員配置が可能であるかなどを検討し、個別にその必要性を判断をしているという、こういう従来の運用についての述べられました。

裁判員制度になりますと、連日開廷ということ、急遽翌日の公判のために執務時間以降に接見をしなくちゃいけないということは相当出てくること予想されるわけですね。これは当然言われている緊急性、必要性の高い接見として許可をされなくてはならないと思ひますけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人(横田尤孝君) お答えいたします。それもあくまでも個別判断でございますけれども、連日開廷によつてそういう必要性が生ずるだろうということは理解できるところでございます。で、それぞれ個別に判断してその接見の緊急性、必要性などを検討し、適切な対応をしてまいりたいと思ひます。

○井上哲士君 もう一つ、電話の使用ということもあります。あしたの期日に向けて緊急に事実を確かめなくちゃいけない場合とか、いろいろ出てくるわけですね。これについても、衆議院での答弁見えておりますと、監獄法では電話の使用は認められていないと、こういうことを述べられました。

ただ、裁判員制度の施行は五年後であります。それから、行刑改革会議の提言を受けて、政府は監獄法の改正を急ぐということもこの間言われてきました。代用監獄に固執をされるようなことがなければこの監獄法の改正というのも早くできると思ひます。と私思ひますので、この五年後の裁判員制度の実施には当然間に合うことだと思ひますね。

ただ、この行刑改革会議の提言は、過去にも議論しましたように、この未決拘禁者のことについては議論をしていないということで、電話の利用についてもまず開放処遇を受けている者から認めると、こういうことになっております。先日の答弁でも電話による接見についてはかなり慎重な答弁だったと思ひます。その理由は、相手側が弁護人であるかどうか十分確認することができないということも挙げられました。

先日、これも本委員会での議論でもありましたけれども、例えば弁護人が弁護士会の定められた場所から電話をするとか、それが裁判所ということもあるかもしれません。いろんな手だてを取つて、その相手が弁護人だと、そういう本人確認ができる手だてさえしつかり取ればこれはこういう、もちろん監獄法の改正も必要でありますけれども、接見についても可能になっていくと、それが必要だと、こういう認識でよろしいでしょうか。

○政府参考人(横田尤孝君) お答えいたします。今委員もおっしゃつておりましたように、被告人と弁護人と電話による通話につきましては、それを認めるためにはその相手が弁護人であることが確実に確認できる手段を取ることができるとか、そのような手段を取るための人的、物的な体制の整備が可能かどうかという問題がございます。今委員がおっしゃつたそういう方法もまたこの確認としての手段と言えるのかということもありますので、その辺りの点についてはこれから慎重に検討する必要があるというふうな考えてお

ります。

○井上哲士君 既に裁判ではテレビを使った尋問なども行われておりますし、今いろいろ画面で見れる電話とかインターネットの利用とか、急速に今進歩もしているわけですね。ですから、何か大層な施設設備は私にはなくても、きちっと本人確認をして電話でやり取りをするということとは十分に可能だと思っておりますが、今後の監獄法改正等の中でこの問題も視野に入れて議論をされるということと確認をしたいと思います。

○政府参考人(横田尤孝君) ただいま委員がおっしゃったようなケースも視野に入れまして、幅広くかつ慎重に検討してまいりたいと思っております。

○井上哲士君 慎重ということが何度も出てくるんですが、是非これは、裁判員制度の中で本当に連日開廷の下で被告人の防御権をしつかり守っていくという点で不可欠だと思いますので、大いに前向きに検討していただきたいと思っております。

接見の問題は拘留所だけではありませんが、裁判所内内問題もあります。連日開廷をします中で、主尋問が終わった後に打合せとか、あしたどうするかとか、こういう打合せなども裁判所の施設内でやるということも必要になってくると思えますけれども、施設の問題、人員の問題など、これについては、裁判所としてはこの施行までどういう手当てをしようかとされているんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 構内接見の問題ですけれども、裁判所では構内接見は公判審理の妨げにならないといったようなそういう制限はありますけれども、それ以外の場合には原則として接見を認めているところであります。

施設上の問題というのは、確かに大庁等で弁護人等、被告人とかたくさんいる場合にはございませけれども、これからそういった施設の問題やそのニーズ等を踏まえながら慎重に検討していきたいと思っております。

○井上哲士君 これも是非前向きに大いに検討し

ていただきたいと思えます。連日開廷という下で必要な接見ができるかどうかというのは被告人の一生にもかかわる問題にもなるわけですね。

そこで、ちょっと大臣にお聞きをするんですが、先ほどの読み上げました矯正局長の答弁の中にも、接見のための職員配置が可能であるかも検討すると、こう言われるんですね。しかし、どうしてもこの接見が必要だということに拘留所の方で職員配置ができないからできませんと、こんなことになりましたとこれは本当に大変なことになるわけで、今過剰収容で大変御苦労されていることは重々我々も知っているわけですが、そうであるならば、職員配置が足りないから必要な接見もできないようなことが絶対起きないような人的、物的手当てをする必要があると思えます。その点での予算の措置や人員の確保も含めて、大臣の御決意をお願いいたします。

○国務大臣(野沢三三君) 現在、全国の行刑施設は大変収容者が増えまして、職員配置の状況も厳しい状況に置かれております。平成十五年予算において四百人それぞれ増員をいただいたところは委員も御承知のとおりであります。法務省といったしましては、今後とも拘留所を含め行刑施設における要員の確保に努めてまいりたいと考えておりまして、接見ができないというようなことにならないように努めなければならぬと、こう思っております。

○井上哲士君 人的確保という問題は最高裁、裁判所にとっても大変重要なことであります。裁判員を選任をする、その手続だけでも相当膨大なものがあります。それから、事前の争点整理の手続、さらには期日のときには裁判員の皆さんが来られるわけですから、その方たちの様々なお世話といえましょうか、そういうことについても相当膨大なものになってまいります。

今もいわゆる検察審査会の委員を選ぶわけですが、単純に計算しますと、年間八千八百四十四人がこの検察審査会の場合選ばれるわけが

が、裁判員の場合、直近でいいますと対象事件が大体二千八百ぐらいだとお聞きしていますけれども、四人の裁判員の場合もある、それから六人になっても補充ということもありますので、例えば六倍で掛けましても大体一万七千ぐらい選ぶということになりますので、今の検察審査会よりも相当多くの実務が必要になりますし、来られた方のお世話も必要になると。

このための裁判所としての人的体制の強化というのはいくほどの程度が必要とお考えで、そのための対応はどのようにお考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 裁判員制度を実施するためには、裁判員の選任手続を経て必要な数の裁判員を確保した上で連日の開廷に対応する必要があると思っております。そのために、裁判所の職員におきましては、実際に裁判員対象事件についてこれを担当していくということに加えて、委員御指摘のとおり、裁判員の名簿の調製ですとか、そういったことから始まる候補者の選定のための手続ということも新たに任務として加わってくるということになります。また、裁判員と一緒に充実した審理を行い、その裁判員への十分な説明を行うといったことも必要になってくるかと思えます。

このようにして、裁判員対象事件につきまして適正、迅速な裁判を実現していくためには、裁判所職員の相応の人数の確保が必要になるかというふうにも認識しております。裁判所としては、裁判員制度の具体的な運用等について鋭意検討している最中ではありますが、人員体制の整備のための具体的な検討内容をまだ明確にするというような段階には至っておりません。

今後、これらの検討を詰めて、できる限り効率的な運用方法を模索することを併せ、人的体制の整備を計画性を持って図っていききたいというふうにも考えております。

○井上哲士君 あわせて、物的体制についても最高裁にお聞きしますが、裁判員が参加をする裁判の法廷の構造をどうするかという問題も

ありますし、それから裁判員の方の評議室を、話しやすい、評議のしやすいような構造とか中身にする必要もあるかと思えます。それから、従来に比べてたくさん市民が裁判所に来るようになるわけですから、入りやすい、いろんな意味での、設備上も見た目もバリアフリーということも必要になってくると思っております。

この点、市民団体なんかにお聞きをいたしますと、そういうことを是非裁判所に聞いてほしいということを申し上げても、なかなかよく聞いてくれないというようなこともお聞きをするわけですね。最終的に、最高裁なり裁判所の施設でありますけれども、市民が参加をするわけですから、正に裁判所の一つの主役が市民になってくるわけですね。そういう人たちの声を十分聞いていろんな施設の改善もしていく、この皆さんの声をよく聞くという点で、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 裁判員制度につきましては、先ほど申し上げたように、裁判員と一緒に審理をしていくということになります。そのためには、実質的な議論の時間を十分に確保するということが必要で、先ほど申し上げたような十分な説明ということも必要になってくるかと思えます。このような運用で、裁判員の対象事件について適正、迅速な裁判を実現していくためには、そのための対応する物的なスペースというのを新たに確保する必要もあるかと思えます。

裁判所といたしましては、裁判員制度の具体的な運用等について現在まだ鋭意検討している最中でありまして、先ほど人的体制のときも申し上げましたように、その具体的な内容というのを示すことができる段階にはありません。法曹三者を始め、国民の理解と協力の下で裁判官と裁判員が適切な協働関係を築き上げていくことが必要であると考えております。

物的体制の整備に当たりましては、既存の物的設備を有効に活用するための方策を検討するとともに、必要に応じて法廷や評議室を始めとする関

係施設の改修、増設等を行うことも必要になります。今後、これらの検討を詰めて、計画性を持って物的体制の整備を図り、その導入に遺漏がないように対処していきたいというふうに思っております。

○井上哲士君 その際に、裁判自身に市民の常識を反映させようというわけですから、そういう構造とか物的整備を考える上でも、是非市民の常識を反映させるといふ点で意見を聞く場をしっかりと持つてほしいと、この点でも一度お願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) いろいろ寄せられてきた意見につきましては、可能なものについてはできるだけ反映していきたいというふうに思っております。

○井上哲士君 是非、いろんな点で、本来の意味での市民が主人公になる裁判にするために、お願いをいたします。

次に、一点だけ、労働者の問題でお聞きをしておきます。

労働者が裁判員になった場合には、労基法七条による公務とみなすから不利益はないと、こういう答弁がされておりますが、これ、一九六七年に長崎地裁で出ている判決なんです、この労基法七条で公民としての権利を行使をしている場合でも、判決はこう言っているんですね。労働者が公職に就いたため、使用者の立場から、その労働関係が維持できなくなったことを理由としてこれを解雇することまで禁止するものではないと、こういう判決も出ております。

裁判が長引いて、労働関係が維持できなくなつたということで解雇されるようなことがあつてはならないと思うんですが、この点はどういう手当てがされているのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま指摘されましたその判例ですか、これにつきましては私も十分は承知はしておりますけれども、おしまいの方のくだりで、どうも、これ、整理解雇ではないかというくだりもあるわけでございます、これ

が必ずしも今回の問題の参考になるかということではないかとも思いますけれども、こういう事態があつてはならないということから、私どものこの法案では七十一条を設けて、労働者が裁判員の職務を行うため休暇を取得したところ、その他、裁判員等であること、あるいは裁判員等であつたことを理由として解雇その他不利益な取扱いはしてはならない旨、これを規定しているわけでございます、そういう事態が起こらないようにという、そういう配慮の規定でございます。

○井上哲士君 従来この制度の運用で事足りると、こういうことなんではないかと、ただ、やっぱり裁判員制度という新しい制度ができました。そして、基本的に市民の常識を反映させていく、そして裁判員だけでは被告人に不利な判決下すことができないという判決の仕組み考えますと、やはり控訴審で自判をする場合というのは、例えばもう明らかに無実という証拠が出てきた場合とか、被告人に有利な判断を行うときのみに限るべきではないかと思ふんですが、この点いかがでしょうか。

○井上哲士君 もう一点、控訴審の扱いについてもお聞きをしておきます。

○政府参考人(山崎潮君) どういう場合に行うかというのは、いろんな態様がございまして、限ることとはなかなか難しいと思ふので、限らざるを得ない、身代わり犯であるということですね、これが証人からはつきりしてきたというような場合、この場合は、やはり本人、被告人本人です、その解放をするという観点から、自判をするということの典型例としてはあり得ると思ふます。

○政府参考人(山崎潮君) 現行の刑事訴訟法でも、控訴審につきましては、第一審を破棄する場合には事件を第一審に戻すのが原則であるというふうな規定がございます。

それ以外にも、有罪ではありますけれども、第一審の最中には被害者との関係で示談ができた、示談ができて、被害者側からも寛大な刑に処してほしいというような嘆願書等が出てきたというような場合、そういう場合に、もし第一審でその書類が、その示談ができて、そういうものがあればこれは執行猶予になるということが明らかかなような場合、こういう場合には、確かに、もう一度第一審に戻してやるということになれば、それは被告人の利益の問題もございまして、そういう場合もあり得るということから、ここはその運用に任せるといふことでございますけれども、今、私は典型例を申し上げましたけれども、これに限るかどうかという、それは限るわけではないというこ

と、事実認定や量刑に一般市民の常識を反映させるといふのがこの裁判員制度の趣旨ですが、ですから、裁判員のみ若しくは裁判官のみ、これでは被告人の不利な決定はできないという判決の仕組みもなっております。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 数開廷で終わるスタンダードな事件であらうと思つております。

○井上哲士君 この種の事件がかなり裁判員制度にかかってくるというこのわけですが、ただ、先ほどありましたように、書類が厚さ五センチ、約四百ページで、裁判員役の方からは、覚え切れずメモも追いつかないと不評だったというのが報道になっております。あくまでも、こういうことが改善が必要かということとして始められたと聞いていますけれども、絞り込んでもこれだけだったということから、どういった改善方向が必要か、ということは今考えていらっしゃるのでしょうか。

○井上哲士君 是非、裁判員制度というものの、市民の常識を入れるということの趣旨に沿った運用をあらゆる面で行うということの周知徹底を改めて強く求めておきます。

○井上哲士君 是非、裁判員制度というものの、市民の常識を入れるということの趣旨に沿った運用をあらゆる面で行うということの周知徹底を改めて強く求めておきます。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 午前中にもお話ししましたが、証拠を絞り込みましたし、それから重要と思われる証拠につきましてはできるだけ明瞭に近い形を取りました。さらに、聞くだけでなく、見て分かるようにということで、プロジェクター等を使ったり、あるいは人形を使ったりして、傷の位置だとか場所の関係です

とでございまして、ここは運用にお任せをした方がよいのではないかと、ここは運用にお任せをしております。

とでございまして、ここは運用にお任せをした方がよいのではないかと、ここは運用にお任せをしております。

とかいったようなものを法廷、模擬法廷のところ
でプロジェクト等を使ってやったわけですね
も、それでもなかなか覚え切れない、あるいは証
拠の關係でメモも、メモを取っていると今度は頭
に入らないといったようなこともありまして、こ
れから、そういった問題点が私どもも実際の裁判
官、裁判員役をやった方から意見が出てきてお
りますので、どういう形でこれを分かつていくか
というところで、まだ具体的にどうするかというこ
とで、より分かりやすい審理のために具体的にど
のような方法を取っていくか、これを更に検討して
いきたいというふうに考えております。

○井上哲士君 メモを取りながら話を聞くという
習慣が日常な方も相当多いわけですから、例え
ば、やはり記録などがすぐに出てくる、それか
ら、あれはどうだったということを評議の場で聞
いたら出てくるとか、やっぱり様々な手だても必
要だと思います。

それからもう一つ、これも報道でいいますと、
短期間でコミュニケーションを図るのはきついと
裁判官が振り返ったと、こういうお話もありま
す。対話能力の大切さが明確になったと、こうい
うふうに言われていますが、この点ではどうい
う対処をお考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) これは
従前から私も予想しておりました、昨年行われ
ました長官・所長会合でも、裁判員裁判を担当
する裁判官の能力としてどのようなものが必要か
というときに、そのコミュニケーション能力とい
うものが出てまいりました。

今回、模擬裁判を実施してみました、そのと
ころがより具体的に明らかになったということな
わけですが、このコミュニケーション能力につ
きましては、諸外国におきましても参審制度等裁
判官と裁判員が評議を行っているわけですので、
そういった諸外国の例等も研究いたしまして、更
にその能力を身に付けていくための研修等を含め

た在り方について検討していきたいというふう
に考えております。

○井上哲士君 実際に裁判員制度の下で裁判を行
うのは地裁ということになるわけですね。今朝の質
疑では今回の模擬裁判の報告書などをまだ出す段
階ではないということでありましたけれども、今
後も行われるんだと思うんですが、そうしたデー
タがどのように地裁等で活用されていくのか、ま
た、実際にやるわけですから、最高裁だけでなく
地裁などでもこういうことも必要になってくるん
ではないかと思うんですが、その点はどのような
計画でしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) まだ本
当に試行段階ということでは、どういう形でまと
めていくのかを含めて申し上げられるような状況
にはないというのが実情でございます。

地裁段階でどうするかということにつきましては
は、また地裁の方で時期を見て判断されること
になるんだらうというふうに考えておりますが、

○井上哲士君 是非、これは実際に現場でやはり
問題を解決をしていくことが必要だと思
いますので、お願いをしたいと思うんですが、

今回の最高裁がやられたのは、検事や裁判員も
含めて全部裁判所の職員でやられたというふう
に報道されておりますが、今後、法曹三者がそれ
ぞれの役をしてやる場合、また市民なども参加を
したそういう模擬裁判も必要かと思いますが、こ
の点の計画はいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 法曹三
者で模擬裁判を行うということにつきましては、
広報的にも有意義なものがあるかというふう
に思っております。

ただ、新しい制度でありまして、法曹三者の運
用のイメージがばらばらのうちに公開の模擬裁判
といったようなものを行えば、かえって国民の皆
さんに混乱を招いてしまうというような結果にも
なりかねないというふうにも思われます。

したがって、私どもとしては、ま
ず法曹三者がそれぞれの立場から裁判員裁判の運

用の在り方について十分検討し、その結果を持ち
寄って協議を重ね、裁判員裁判の運用についてあ
る程度のイメージが作られたということが必要で
あらうかと、それが先決であらうかと思っております
まして、広報目的の模擬裁判等につきましてはそ
の後順次実施していくのが相当ではないかという
ふうに考えております。

○井上哲士君 検察審査会制度の問題で二点だけ
お聞きをしておきますが、検察官の起訴の可否を
審議するわけですから、検察官に対してしつかり
考えを持っていくと、信頼できる弁護士の人選が
必要だと思いますが、このアドバイザー弁護士の
選任方法というのはどのようなものとしてお考え
でしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 確かにアドバイザーを
付けた上で、これは弁護士でございますけれども、
その上で、その起訴決議ですか、これを行っ
ていくと、こういうシステムになっておりますけ
れども、これは裁判所の方で選任をされていくと
いう手続でございます。裁判所の方の運用でそ
このところはきちっと捜査、公判ができるよう
な、そういう弁護士さん、というか、そういうこ
とをよく知っている方ですね、知っている方につ
いてそのアドバイザーとして選任をしていくと、
こういうことになっていくんだらうというふう
に思っております。

○井上哲士君 起訴議決が上がったときに、検察
官に代わって公訴を行う弁護士も含めてあるわけ
ですが、いずれもあれですかね、今のアドバイ
ザーも含めまして、弁護士会に推薦を求めて、そ
して裁判所が判断をする、こういうことでよろ
しいでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 先ほどのちよつとお答
えで、アドバイザーについては検察審査会が選任
をするということでございます。起訴をするその
弁護士、指定弁護士、これは裁判所の方で選任を
していくという形でございますけれども、いずれ
にしても、これは運用上の問題だらうと思
いますけれども、なかなか適任の方、というふう

に見付けるかという問題もあらうかと思
いますので、裁判所の運用の方でその点は考えていただく
ということにならうかと思っております。

○井上哲士君 そうやって弁護士が選ばれて、検
察官として職務を遂行する上での指揮権のことも
先ほど質問がありましたけれども、実際、公判を
維持するためには検察と警察段階での証拠などが
すべてその弁護士さんに送付される必要があると
思いますが、その点はどのような手当てがされてい
るのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 指定弁護士はその限り
において検察官の役割を果たすわけでございま
すので、そこにある証拠は、それは当然引き継ぐわ
けでございます。かつ、その捜査について独自の
捜査も可能でございますし、それでできない場合
には検察官に依頼をして捜査を行っていくと、こ
ういうような形で、あるいは司法警察官の方をお
願ひすることも、そういうふうな形で捜査を行
っていくということでございます。

○井上哲士君 今日最後の質疑だということ
で、いろいろ残されていた問題も細かくお聞きを
したわけでありますが、施行まで五年間というこ
とがあります。この間、司法制度改革審議会が
あり、そして推進本部があり、言わば内閣を挙げて
これを取り組んできたわけですね。質疑の中で
様々出されましたように、例えば義務教育段階で
の法教育をどうしていくのかとか、やはりいろん
な省庁にまたがって今後この制度を実行するもの
にするためにやるべき施策が随分あらうかと思
います。

十一月で推進本部がなくなりますと、そういう
いろんな省庁に横断をするような課題なども含め
て、どのように推進をしたらいいかというのを
考えていくのかということは大変大事だと思
うんですが、その政府としての推進体制をどのよ
うにお考えでしょうか。その決意も含めて大臣に
お願いをいたします。

○国務大臣(野沢太三君) この裁判員法案が成立
した後における同法の施行準備や広報活動等、こ

れはまずやはり何よりも内閣全体が取り組むべき課題でございすけれども、まずやはりその中でも法務省の役割は非常に重要であると思っております。

今回の改正は裁判制度全体にも響きますから、もちろん行政のみならず、裁判を担当する最高裁も含めまして、正に国家的な規模での取組となつてまいりますので、十一月の解散、推進本部の解散以降の問題については、これからまだ半年残されておりますこの日時を利用しながら、まだ残されております法案の準備もございすので、これを含めまして更に検討を深めまして、万遺漏なきを取り計つてまいりたいと考えております。

○井上哲士君 加えて、これまでの審議会、そしてその推進本部の下での検討会、いずれも、十分不十分はありますけれども、市民の代表が加わつてやつてきましたし、推進本部には顧問会議というものがありません。法案が成立して正に今からのこの施行までの期間というのが大変、国民の声を聞いて充実にしていくという点で大変大事なときに、さあこれからはもう法曹三者のみ、ないしは政府のみでやるということになりますと、これは実のあるものではないと思ひます。市民、いろいろな形で国民の意見を聞くこと、広報は必要ですけれども、制度的に市民の声がかかりこの準備や検証に加わるといふ体制を作ることが必要かと思ひますが、この点でも大臣の御所見をお願いいたします。

○国務大臣(野沢三三君) これまでの御議論でいただきましたように、この裁判員制度が定着していくためには、市民、国民の皆様の理解、御協力が何よりも大事でございまして、それを今後の施行までの間にどのような形で取り入れていくかについては、関係方面と力を合わせましていろいろ工夫をしてまいらねばならぬと思ひております。ただ、その推進の責任はあくまでやはり政府が中核的な主体となつて進める中で、この法案が本来の趣旨を実現できますよう、引き続きのこれは努力ということになります、その最大、最高

のやはり場としては、この国会の場における御議論は常に開かれておるわけでございすし、私どももまた承る形になっておりますので、この場においても更なる御意見、御討議をいただければ有り難いと思ひております。

○井上哲士君 私たちも、法案が通ればそれで後はお任せということではなくて、正に施行までに向けて節目節目での議論をしていかなくちやいけなことはないと思ひております。いすれにしても、司法に国民の常識を加えていくというこの新しい制度の下で、施行までのいろいろな準備、そして施行後の運用、そしてその後の検証、すべてにおいて国民の意見を貫いていくと、こういうことを強く改めて要望をいたしまして、質問を終わります。

○松村龍二君 自民党の松村議員でございす。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案と刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の審議をしていくわけですが、いよいよ最後の機会かと思ひますが、与党公明党の方からも時間をいただきましたが、代表といましようか、大きな質問を幾つかさせていただきたいと思ひます。

今日の日本は、有史以来治安が乱れているんじゃないかなというふうにも見ることができると思ひます。古代の時代がどうであつたか、戦国時代がどうであつたか、第二次世界大戦の焼け野原の跡の時代がどうであつたか。乱れていた時代はあつたと思ひますけれども、外国人等が入つてきて、非常に日本人では通常しないような残虐な事件を行うとか、あるいはちよつとしたお金、あるいは性道德の乱れといふことが、そういうようなことからいへば簡単にばらばら殺人事件をして、今ごろ、昔だったら一年に何件かあつてびっくりしたわけですが、毎日毎日報道されても余り驚かないような時代になっている。また、児童虐待事件等も報道されます。これほど子供が痛めつけられる時代はないんじゃないかな。昨日もテレビ見ていましたら、子供が二十四七

ンチの焼け跡が足の裏にあるというんですね。お医者さんが、よく考えたらこれはフライパンの跡じゃないかといふことで、焼けた中華なべを押し付けられてやけどしている。お医者さんには熱いおふろに間違つてどぼんと入つてやけどしたといふような親の説明である。こんなやうなことでございすので、私が有史以来治安が悪いと言ふことも御納得いただけるんじゃないかなといふふうに思ひます。

そういう中において、今ちょうど司法制度改革というところで、この裁判員制度の導入というふうなこと、国民とも参加して日本の司法を立て直すといふふうにも見えるわけでありまして、大変意義深い法案であるかといふふうに思ひます。

刑事手続は、捜査の段階の警察、あるいは起訴から、公訴を提起しまして、検察官がすね、の役割、また裁判所が、弁護士、今申しました検事、裁判官といふことによりまして裁判所が有罪であると判断すれば刑務所で、これまた矯正機関の出番といふことで仕組みが作られているわけですが、すべて良好に機能するといふことが大切であるといふふうに思ひます。また、刑事裁判の段階では、やはりこの中核を位置しているんじゃないかなといふふうに思ひます。この刑事裁判がそれぞれ各国、歴史的、社会的、政治的、そして文化的背景の下に最も適したもののが採用されることになつていくかと思ひます。

そういう意味におきまして、推進本部事務局にお伺ひしますが、裁判員制度の導入が我が国の刑事司法が築き上げてきた長所を損なうものであつてはならず、これを維持発展させながらより良い制度を構築するといふ改革であるべきと考えますが、裁判員制度がこうした点からも調和の取れた制度として構築されているか、伺ひます。

○政府参考人(山崎満君) 我が国の刑事裁判でございすけれども、これは基本的には国民の信頼を得ているという認識をしております。ただ、個々に見れば様々な問題もございす。特に、や

はり裁判、プロは視野が狭くなる、あるいは一方からしかだんだん物が見えなくなつてくると、こういう点をもう少し国民的な視点に基づいて、その感覚を入れて裁判をしようということになるわけでございます。

そこで、私どももそういう視点から今回新しい制度を設けさせていただくということになりましたけれども、やはり基本は現在ある裁判、刑事裁判ですね、これの基本を踏襲しながら、そこに一般の国民の方々の感覚を入れていくと、こういうことになるわけでございます。

したがいまして、例えば法律解釈あるいは訴訟手続上の問題と、こういう問題については裁判官のみで行つていく、あるいは判決に理由をきちつと付すといふ点、これについても踏襲をしていくと。そういう点については従来どおりのところを守つていくということになりますけれども、一番やつぱり国民が参加をして一番力が発揮していただけたところは、やはり重大事件についての有罪、無罪、それと量刑であろうといふことでございまして、そこに国民の方になるべく多く参加をしていただいて裁判にその感覚を投影していただく、こういうことにしたわけでございます。

したがいまして、従来の訴訟の中に新たに国民の感覚を導入すると、両方いい面をつなぎ合わせて今後の刑事裁判をやつていきたいと、こういう思ひでございます。

○松村龍二君 朝来、各党の御質問の中で、国民の理解と支持がなければこの裁判員制度は立ち行かない制度であるといふことが指摘されたわけでございます。しかし一方、運用する側の努力も大切でありますけれども、この裁判員制度の導入が我が国の社会で受け入れられ定着していくためには国民の側の意識改革も重要であると、こういうふうに思ひます。大阪での公聴会でも、最近町内会等の経験では、自分の生活さえやつていればよく、公のことはかわらないといふ人が多い、裁判員を経験して皆が公共意識を持つようになると大変良いと思うと、こんな御指摘もあつたところ

でございます。

そこで、大臣にお伺いしますが、政府としても裁判員制度の導入が国民の側の意識改革も必要であるというような認識を持っておいででしょうか。そうであれば、政府としてこのような観点から今後どのような活動を行っていくか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(野沢太三君) 御指摘のとおり、裁判員制度につきましては、国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国の司法制度の基盤としての役割を果たせることになると思ひます。また、国民に刑事裁判の過程に参加していただくことが社会秩序や治安、あるいは犯罪の被害や人権といった問題について国民一人一人にもかわりのある問題として考えていただくと大変大きな契機、チャンスになると考えておるわけでございます。

このような観点から、今後、裁判員制度の意義やその具体的内容についての理解と関心を深めまして、進んで刑事裁判に参加していただけますよう、積極的に十分な広報活動を行う必要があると思ひます。裁判員に指定され、指名されることが誇りに思えるような、そういった国民的な風土が必要ではないかと思ひます。また、裁判員制度に対する国民の理解と協力を得るための方策といたしましては、いわゆる法教育の具体的な実施も同様に重要であると思ひます。また、文部科学省とも連携しながら、しっかりと学校教育の段階から、さらには具体的な社会生活の改善を含めた社会教育の場におきましても、この制度の徹底、普及を図ってまいりたいと思ひます。

○松村龍二君 昨年のロースクールの導入以来、このたびの司法制度改革が法曹養成制度の改革、裁判官、検察官、弁護士との在り方の改革、民事、刑事の訴訟の在り方の改革など、極めて多岐にわたっております。これらの制度改革が相互に関連して、これからの時代に必要とされる司法制度を築くということが必要かと思ひます。

そのような観点に関しまして、法務大臣の御見解があればお伺いします。

○国務大臣(野沢太三君) 今回の司法制度改革につきましましては、我が国の社会の在り方の中で司法の果たすべき役割が大変大きく変わってくるものと思ひます。ふだんは自由な活動を経済でもあるいは個人の社会生活でもできるだけフリーにする中で、結果責任をしつかり取ると、それをこの司法の面から保障していくというのが私は今回の一連の司法制度改革の大きなやりかたの方の基盤ではないかと思ひます。それではどう思ひます。

それでは、その制度はそれぞれ運用されるにいたしましても、一番大事なことはやっぱりそういった国民的なコンセンサス、理解がいかに普及していくかということが大事なことでございまして、言わば社会のありようがこの機会に少しずつでも変わっていく、そして気が付いたら大きく変わっていくことが実感できることが一番大事なことと思ひます。このために必要な様々な諸手続、これにつきましましては、今後の活動の中で更に一層使いやすく合理的なものになりますよう、様々な規則、政令等の改正を通じて実行に移してまいりたい、かように考えております。

○松村龍二君 最後の質問でございますが、この裁判員制度の実施に向けた意気込みについてお伺いするわけですが、もう法務大臣は各党の質問に対して答えていただいておりますので、実川副大臣から意気込みをお聞かせいただきたいと思ひます。

○副大臣(実川幸夫君) 裁判員制度の導入でありますけれども、これはもう申すまでもなく司法制度の根幹にかかわる改革でありますし、司法に対する国民の理解、そして増進とその信頼の向上に資するものとして極めて重要な意義あるものと思ひます。

このような意義を踏まえまして、裁判員制度の実施におきましては、周知期間、国民の理解を得るような努力をし、その実現に向けて全力を

尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○松村龍二君 以上で終わります。

○委員長(山本保君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めま

す。

○委員長(山本保君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、小野清子君が委員を辞任され、その補欠として愛知治郎君が選任されました。

○委員長(山本保君) 両案の修正について井上君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。井上哲士君。

○井上哲士君 私は、日本共産党を代表して、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配

付されております案文のとおりであります。まず、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対する修正案の提案理由を御説明申し上げます。

裁判員制度は、司法への国民参加として画期的な意義を持つ制度です。

日本共産党は、この制度の意義を真に生かすために、国民参加を促すものとして、国民が参加しやすい制度、分かりやすい制度にすることが必要と考えます。このような観点から修正案を提起するものであります。

以下、修正案の概要を申し上げます。

第一に、裁判員の参加する合議体について、その原則的な構成を裁判官の数を一人、裁判員の数を九人とするとともに、評決は、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む三分の二以上の多数によることとし、さらに死刑の判断は全員一致によるものとしております。

第二に、裁判員等の守秘義務について、違反に

対する罰則から懲役刑を除き罰金刑に限定するとともに、裁判員等の任務終了後は守秘義務の範囲を、正当な理由がなく他人のプライバシーの漏えいや評議の秘密のうち他人の意見を明らかにする行為及び財産上の利益等を得る目的で正当な理由がなく評議の秘密を漏らす行為に限定することとしました。

第三に、審判に影響を及ぼす目的での情報提供等の罪の規定、裁判員候補者による虚偽記載罪等の規定を削除することといたします。

第四に、本法施行までの措置として、被疑者の取調べの状況等の録画又は録音及び検察官が保管するすべての証拠の開示を義務付ける制度の導入について検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならぬものとしております。

続いて、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を御説明申し上げます。

政府提案の刑事訴訟法等改正案は、自白偏重、代用監獄等、刑事裁判の問題点について、改善を行わないまま、開示された証拠の目的外使用の禁止や裁判所の訴訟指揮権の強化など、被告人、弁護人の権利を侵害しかねない様々な問題点があります。また、新たに導入されることとなった証拠開示請求手続は十分なものとは言えません。

以下、修正案の概要を申し上げます。

第一に、訴訟指揮権の実質的強化として新たに付け加わった、出頭命令及びその違反に対する制裁、尋問又は陳述を制限する命令違反に対する処置請求、弁護人が在廷若しくは在席しなくなったとき又は出頭しないおそれがあるときの職権による国選弁護人の選任の規定は削除することとしました。

第二に、証拠の開示により知り得た事項を用いて、公の秩序若しくは善良の風俗を害し、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為はし得ないものとし、被告人又は弁護人等が開示された証拠の複製等を人の名誉を害し又は財産

上の利益その他の利益を得る目的で人に交付等を行った場合には一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するものとしています。

第三に、検察官請求証拠以外の証拠について、検察官は開示によって証人の威迫その他の重大な弊害が生ずると認められる場合を除き、原則として開示しなければならないものとしています。また、証拠開示の裁定のために裁判所が提出させた証拠の標目の一覧表について、被告人又は弁護人から請求があったときは、検察官が閲覧又は謄写によって証人の威迫その他の重大な弊害が生ずると認めるに足りる十分な理由があることを疎明しない限り、閲覧又は謄写を認めるものとしています。

第四に、被告人又は弁護人の公判前整理手続における主張明示義務等について、できる限り明らかにしなければならないものとしています。

第五に、検察審査員等の守秘義務について、違反に対する罰則から懲役刑を除き罰金刑に限定するとともに、検察審査員等の任務終了後は守秘義務の範囲を、正当な理由がなく他人のプライバシーの漏えいや評議の秘密のうち他人の意見を明らかにする行為及び財産上の利益等を得る目的で正当な理由がなく評議の秘密を漏らす行為に限定することとしたしました。

以上が両案に対する修正案提出の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ議員各位の御賛同を心からお願いを申し上げます。

○委員長(山本保君) これより両案並びに両修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○井上哲士君 私は、日本共産党を代表して、刑事訴訟法等改正案に反対、同修正案に賛成の討論を行います。

反対の理由の第一は、開示された証拠の目的外の使用を刑事罰によって一律に禁止したからであります。他の同種裁判の証拠と比較して検討する

など、これまで正当な弁護活動として行われてきた活動や、開示された証拠を用いて世論作りを進めてきた冤罪事件などへの支援活動に対する制約になりかねません。また、標目一覧の開示を全面的に禁止しましたが、これによって一部に例が生まれている証拠の標目一覧の閲覧、謄写が今後一切認められないこととなり、容認できません。

第二は、訴訟指揮権の実質的強化措置として出廷命令の創設や尋問制限命令の違反行為に対する制裁を行えるようにしたからであります。弁護人の公判への不出頭が問題になったのは七〇年代の学生事件など極めて限られており、しかも最近二十年では皆無であります。また、正当な理由なき不出頭等について、弁護士自治の範囲内で既に日弁連や弁護士会の内部で解決のためのルール作りが進められています。このように新たな規制を行う立法の前提を欠くにもかかわらず、被告人、弁護人の防御権、弁護権に対する不当な規制は容認できません。刑事事件の迅速化の裁判官の強引な訴訟指揮が問題となるケースが増え、この制度によって事態は一層深刻化しかねません。

第三に、代用監獄、取調べの可視化、検察側証拠の全面開示など、国民が求めてきた刑事司法改革のほとんどが見送られたことも重大です。新たな証拠開示請求手続は、前進ではありませんが、求められた水準からは不十分と言わざるを得ません。

我が党提案の修正案はこれらを改善するものであります。

裁判員法案は、裁判員への広範な守秘義務、裁判員への情報提供を処罰するなど問題点がありますが、司法への国民参加の制度として画期的な意義を持つ裁判員制度を導入するものであり、修正案、政府原案ともに賛成の態度を取るものであります。

○委員長(山本保君) ほかに御意見もないようですから、両案並びに両修正案に対する討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案について採決を行います。

まず、井上君提出の修正案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本保君) 少数と認めます。よって、井上君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本保君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、角田君から発言を求められておりますので、これを許します。角田義一君。

○角田義一君 私は、ただいま可決されました裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 裁判員制度の円滑な実施のため、国民の意見をも聴きつつ、制度の周知活動の実施を含め、本法施行前における準備を十分行うこと。

二 裁判員制度の施行までの準備を行う過程において、制度の円滑な実施の観点から必要な場合には、制度上の手当てを含めて適切に対処すること。

三 裁判員等の守秘義務については、守秘義務の範囲が明確かつ分かりやすいものとなるよう、広く国民に説明するよう努めること。

四 裁判員となることについて辞退の申立てをすることができず事由を政令で定める場合に

は、幅広い国民の良識を裁判に反映するという制度の趣旨及び国民の負担を過重なものとならないという要請に十分な配慮をすること。

五 本法第七十四条による実施状況に関する資料の公表に当たっては、裁判員制度の運用の改善などのための検討に資するようにするという同条の趣旨を十分に踏まえること。

六 附則第三条を踏まえ、仕事や家庭をかかえた国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるよう社会的環境の整備に一層努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山本保君) ただいま角田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本保君) 全会一致と認めます。よって、角田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

まず、井上君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本保君) 少数と認めます。よって、井上君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本保君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、角田君から発言を求められておりますので、これを許します。角田義一君。

○角田義一君 私は、ただいま可決されました刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対し、自由

民主党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 被告人の防御権の十分な保障を確保し、充実に公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行う観点から、公判前整理手続における新たな証拠開示制度及び公判の連日の開廷を含め、本法の運用に当たっては、制度の趣旨を踏まえるとともに、被告人の防御権にも十分配慮するよう周知徹底に努めること。

また、開示された証拠の目的外使用の禁止条項の運用に当たっては、制度の趣旨を十分踏まえるとともに、裁判公開の原則並びに被告人及び弁護人の防御権にも十分配慮するよう周知徹底に努めること。

二 政府は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会による刑事手続の在り方等に関する協議会における協議を踏まえ、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行までの実現を視野に入れ、実質的な論議が進展するよう、録画又は録音による取調べ状況の可視化、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について、刑事手続全体の在り方との関連にも十分に留意しつつ実質的検討を行うこと。

三 国選弁護人の解任に当たっては、被疑者及び被告人の権利を不当に制限することのないようにしなければならないことにつき、周知徹底に努めること。

四 被疑者及び被告人に対する国選弁護制度の運用については、国選弁護人選任の範囲を不当に狭めることのないよう配慮すること。

五 被疑者に対する国選弁護制度については、

被疑者段階における弁護人の援助の重要性にかんがみ、制度の実施状況を踏まえつつ、より良い制度とするための見直しについて検討すること。

六 検察審査員等の守秘義務については、守秘義務の範囲が明確かつ分かりやすいものとなるよう、広く国民に説明するよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山本保君) ただいま角田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山本保君) 全会一致と認めます。よって、角田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの両決議に対し、野沢法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。野沢法務大臣。

○国務大臣(野沢三三君) ただいま可決されました裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案のそれぞれに対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。また、最高裁判所にも本附帯決議の趣旨を伝えたいと存じます。

○委員長(山本保君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後三時三十分まで休憩いたします。

午後一時四十八分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(山本保君) ただいまから法務委員会を再開いたします。政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

総合法律支援法案の審査のため、本日の委員会に司法制度改革推進本部事務局長山崎潮君及び法務大臣官房司法法制部長寺田逸郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本保君) 総合法律支援法案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田博美君 自由民主党の吉田博美でございます。総合法律支援法案について質問をさせていただきます。

司法制度改革審議会が平成十三年六月に提出されました意見書におきまして、民事、刑事を問わず、国民が全国どこでも法律上のトラブルの解決に必要な情報サービスの提供を受けられるような仕組み、いわゆる司法ネットを構築する問題が取り上げられ、国民の司法へのアクセスの改善が司法制度改革の中心的テーマの一つとなったと承知をしております。

その後、政府の司法制度改革推進本部におきまして、司法の利用相談窓口や情報提供、民事法律扶助の拡充、被疑者、被告人の公的弁護制度の整備、法律相談活動等の充実等の具体的な課題について検討を重ねられ、本法案が提出されたと承知しております。

本日は、これらの経緯を踏まえ、幾つかの質問をさせていただきます。

まず、この法案の目的と理念について大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(野沢三三君) 昨年九月に私、法務大臣を拝命いたしました折に、小泉総理から特命を三つほどいただいたいたしました。その第一がこの司法ネットを実現してほしい、これでござい

ます。第二番目に治安の回復、第三番目が行刑改革でございますが、その第一番目のテーマでございます司法ネットの構想が本日、法案という形で御審議に入つていただけたということを大変私も光榮に存ずる次第でございます。

我が国の内外の諸情勢、非常に変わつてきておりまして、今委員御指摘のとおり、法による紛争の解決が一層重要になっておるところでございます。総合法律支援法案につきましましては、このような背景の下で、司法を国民により身近なものとするための総合的な支援の実施と体制の整備を行うことを目的とするものであります。そして、本法案におきましては、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を基本理念として明記しております。司法過疎地帯等の問題もございまして、これを含めた対策を講ずることにしております。

さらに、具体的には、情報提供の充実強化、民事法律扶助事業の整備発展、国選弁護人の選任態勢の確保、被害者等の援助等に係る態勢の充実、関係する機関、団体等の間における連携の確保強化等が図られなければならないものとしております。これまで、とくに寄り付きにくかった司法への相談の窓口を全国に展開しようと、こういう趣旨でございます。

○吉田博美君 小泉総理から特命の第一番目に挙げられたそうでございますが、法務大臣の取り組む姿勢もこれは並々ならぬものがあるのではないかと、思うところがございますが、この法案で設立されます日本司法支援センターは独立行政法人に類似したものとなっておりますが、このような形態にした理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○副大臣(実川幸夫君) 行政改革大綱におきましては、公共性が高く、国の関与が必要と判断され

た事務事業のうち、国が直接行う必要がないものにつきましては、透明性や業績評価の仕組みなどが整備された独立行政法人において行うこととされております。

総合法律支援構想の中核となります日本司法支援センターにつきましても、その業務内容の公共性に照らしまして、公正中立で運営責任の明確性及び経営内容の透明性が図られ、かつ提供するサービスの質及び効率の向上を図る仕組みとする必要があることから、基本的には独立行政法人の仕組みに従うのが適当であるというふうに考えられたものでございます。

他方、司法センターの行う業務は司法に密接に関係するものであることから、最高裁判所が一定の範囲で設立、運営に関与することとしております。

○吉田博美君 支援センターは具体的にどのような点で独立行政法人とは異なるのでしょうか。お聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 結論的に申し上げますと、この支援センターは、純粋な行政の事務だけではなくて、司法にかかわる事務も行うということでございます。したがって、最高裁判所がこの法人の設立あるいは運営、こういう点で関与をするということでございます。そういうことから独立行政法人通則法に定める独立行政法人とは異なるということでございます。

若干何点か申し上げますけれども、例えばその設立に当たりまして設立委員を命ずるわけでございますけれども、これは法務大臣が命ずるほか、最高裁判所も裁判官を設立委員に命ずると、こういう規定を持っております。あるいは、この中で、弁護士業務の独立性を確保するために審査委員会というものを設けておりますけれども、その委員のうち一名は最高裁判所の推薦する裁判官であることを要するという規定、あるいは法務大臣による役員等の任命あるいは解任等、そのほかいろいろな手続がございますけれども、その際には最高裁判所の意見を聴くと、こういうような手

当てをしているということによりまして、通常のいわゆる行政事務を行う独立行政法人とは少しその内容が違っていると、こういうことでござい

○吉田博美君 少し内容は違うそうでございますが。ところで、支援センターを創設すると、前大臣もいらっしゃいますが、行政改革大綱に反するのではないのでしょうか。その点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 先ほど副大臣の方からお話ございました。この行政改革大綱でございますけれども、これは法人の事務、業務について、国の関与は必要であるかどうかを厳しく吟味をいたしまして、まず国の関与が必要とないと判断された事務事業、これにつきましては民間にゆだねるというのが一つの考え方です。それから、国の関与が必要と判断された事務事業については、まず国が直接行う必要があるかどうかを吟味するということでございます。国の関与が必要ではありますけれども国が直接行う必要がないという事務につきましては、透明性あるいは業績評価の仕組みなどが整備をされた独立行政法人で行うという考え方が示されているわけでござい

こういう関係で、この法案では、支援センターは独立行政法人通則法に基づく独立行政法人そのものではございませんけれども、独立行政法人制度で求められております中期目標管理あるいは会計検査、それから中期目標期間終了時の組織及び業務の見直し、あるいは運営の効率性、透明性に係る措置を講ずることによって、特殊法人等改革等の行政改革の流れに沿った組織といたしまして、国立大学法人、これと同様に広い意味での独立行政法人として整理をされているということでございまして、そういう意味では行政改革の流れに沿うものというところでございます。

この事務、これ全国で行うわけでございますので、司法に関する事務というのはやはり国の事務

でございます。国がやっていく必要はある事務でございまして、これを直接やるかどうかということになれば、直接やらなくてもいい範疇のものであるということから、独立行政法人が一番適している、こういう判断でございます。

○吉田博美君 先ほど最高裁判所の関与について触れられたわけですが、改めてお聞きしますが、支援センターの設立、運営について、最高裁判所が関与する理由は何なんでしょうか。また、関与するとは具体的にどうかかわるのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 最高裁判所が関与する一番大きなポイントでございますが、この支援センターの業務の中に、言わば、被疑者、被告人共通でございますけれども、公的弁護、刑事公的弁護の制度がございます。これにつきましては、それに至る事務につきましてはこの支援センターの方で行うわけでございまして、最終的に選任をするかどうかというのは、これは裁判所の方にお願いをすることでございます。業務の一端を担うということになるわけでござい

す。したがって、そういうその特殊性があるということから様々なところに裁判所の関与が盛り込まれていて、こういうふうにつながっているわけでございます。先ほど若干申し上げましたけれども、繰り返しになりますが、法務大臣が設立委員を任命をいたしますけれども、最高裁判所の方も裁判官を設立委員に命ずることになっております。あるいは、先ほど申し上げました審査委員会、あるいは、この中にこの業務の評価をする評価委員会というのを置くわけでございますけれども、そういう委員となるべき裁判官、これを推薦をしますと、こういうようなこと。それから、法務大臣が様々な権限を持つて役員等の任命等、それから解任等、あるいはいとも言うならばその中期目標の策定、それから中期計画の認可、それからその目標の期間終了時の検討、こういうことを行うわけ

でございますけれども、これに対して最高裁判所の方が意見を述べると、こういうようなシステムになっている、こういうことでございます。

○吉田博美君 そこで、法務大臣が支援センターの主務大臣になることになっているわけですが、この点についての問題点はないのでしょうか。

○副大臣(美川幸夫君) 総合法律支援法案におきましては、国選弁護人の選任に関する業務などを行う支援センターの主務大臣を法務大臣としておりますけれども、法務省は、法秩序の維持、国民の権利擁護等を任務することとしております。総合法律支援に関する事務を所掌する者として最もふさわしいものでございます。

また、本案の運用に当たりましては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならぬとされている上、支援センターに對します法務大臣の監督権限につきましては、理事長の任命権限、また中期計画等の認可等に限定されておまして、法人の独立性が十分尊重されたものとなっております。

これに加えて、本法案では、契約弁護士等が支援センターとは独立して、独立してその職務を行うとされていること、また、有識者等により構成される審査委員会を設けまして、契約弁護士等に対する契約解除等の措置に關しましてはその議決を経ることとされております。

このように、契約弁護士等の活動の自主・独立性につきましては十分な担保がされております。したがって、法務大臣が支援センターの主務大臣になることにつきましては、何ら問題はないものというふうに考えております。

○吉田博美君 支援センターの理事長は法務大臣が任命権者であるわけですが、その際に、最高裁判所の意見を聴いてということになっているわけですが、それはなぜ、その理由についてお聞かせいただきたいと思ひますし、また意見を聴くとは具体的にどのようなものか、その点をお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 先ほども答弁させていたと思いますが、この司法支援センターで

すね、この業務につきましても最高裁判所の関与もあるわけでございます。したがって、その運営についてどのような運営がされていくかという点についてはやっぱり裁判所の方にも大いに利害があるわけでございます。特に、理事長につきましても、このセンターを代表いたしましてその業務全般を総理するというような大変重要な役割を負うわけでございます。ですから、その任命に当たりまして、やはり最高裁判所の方の意見は聴取をしておいた方がいいだろうと、こういうことでございます。

この意見の聴き方でございますけれども、具体的にはこれから実際のやり方を決めていくことになると思いますけれども、法務大臣による理事長の任命行為に先立って最高裁判所の方に意見照会を行いまして、回答される意見、これがあかないか、あるいはその内容によって最終的に法務大臣の方で任命行為を行うことだ、そういうイメージだということでございます。

○吉田博美君 やはり業務の運営の透明性の確保というものが大事だと思うわけですが、この支援センターの業務運営の透明性を確保するための方策としてどのような処置を講じられているのでしょうか。

○副大臣(実川幸夫君) 御指摘のとおり、支援センターの業務運営に当たりましては、その透明性を確保することが大変重要であるというふうに考えております。そこで、本法案におきましては、支援センターは、その業務の内容を公表すること等を通じてその組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならないものとしております。

また、具体的には、業務方法書を始めといたしまして、中期目標、中期計画、事業報告書、役員の報酬、給与等の支給基準などにつきまして公表すべきこととしているほか、財務諸表等を一般の閲覧に供することとしております。

○吉田博美君 支援センターの業務運営には特に地方の声が反映されなければならないという意見がありますが、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○副大臣(実川幸夫君) 支援センターの地方におけます業務運営に当たりましては、地方の声を反映し、国民に對しましてその地域の実情にに応じたきめ細やかなサービスを提供できるようにすることが大変重要であるというふうに考えております。

そこで、本法案におきましては、各地域におきまして協議会を開催することとしまして、地域の利用者等の意見を聴き、地域の実情に応じた業務運営を行うことを想定いたしております。

○吉田博美君 支援センターは、主たる事務所のほか、必要な場所に事務所を置くことができるとしておりますが、設置する場合、どのような事情が考慮されるのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは運用の問題でございますので、基本的にはこれから設立されます司法支援センターが独自にいろいろお考えになりまして、また関係機関ともいろいろ御相談になりましてお決めることになることでございます。

ただ、この法案の立案の段階におきまして私どもなりにその考えを申し上げますと、基本がやはり必要がある場合ということでございますので、ニーズということになるかと思っております。

具体的に申し上げますと、その地域あるいはその近辺にどれぐらい弁護士の方がおいでになるか、あるいは隣接法律専門職者と言われる、これに準ずる方がおいでになるかというようなこと、あるいはそれらの方がおいでになる中核都市からどのぐらい離れているかというようなこと、それから逆に、この地域で一体どのぐらいの法律扶助、民事の法律扶助でございますとかあるいは刑事の国選の事件がある、そういったことが基本になるわけでございますけれども、あわせて、やはり業務の効率性でございますとか、あるいは地域から具体的にどのような要望があるかと、これ

は地域によって様々な問題があらうかと思えます。そういったことを踏まえた上での御要望があらうかと思えますので、そういったこととすとか、あるいは、やはり現実的な問題といたしましては、トータルとしてどのぐらいのスタッフが一体配置可能なかというようなことも問題にならうかと思えます。

これらを併せて考えて決められることであらうというふうに考えております。

○吉田博美君 先ほど支援センターの概略ができましたとて、改めましてその点についてはまたその時点で対処されると思いますが、また同じような質問であります、事務所は全国で何カ所程度設置する考えなのか。なお、設置場所は大都市以外の地域に

でございましょうか。○政府参考人(寺田逸郎君) この法律の中に、確かに業務の効率性ということが一つうたわれておりますが、同時に、法律においては、地域の事情、その他の事情をいろいろ勘案することになつております。

極端に考えますと、事件数がほとんどない地域にこういうものを置くということの効率性の悪さということは当然理解できることでございまして、そういうところに弁護士を常駐させるということとは余り考えられないことではございますけれども、しかし、だからといって、例えば離島のようなどころで、かなり事件が少なくても、しかしほかに手段がなければやはり一つの検討に値する案件にならうかというふうに思われるわけでございます。いろいろな要素を考え併せて決めていられるものでございまして、決して業務の効率性だけが中心の考慮要素ということではございません。

○政府参考人(寺田逸郎君) この支援センターの地方事務所でございますが、これは基本的には、裁判所で行われます刑事事件の国選弁護というようなことが中心になりますし、また民事法律扶助というようなことが非常に大きな業務の中心でございますので、少なくとも、大都市を含めまして全国の地方裁判所の本庁、北海道には道庁所在地以外に三つあるわけでございますけれども、これらを含めまして五十カ所には必要にならうかと考えております。

事務所は、これに加えて、さらに支援センターの業務内容に照らしまして、いわゆる司法過疎地というところにサービスを提供するというの

が一つの任務でございますので、その設置地域や設置の数についてはどういふところが具体的に必要になるかと、先ほど申しましたような考慮要素がございまして、それを併せて考えまして設置数が決まると、こういうことにならうかと思

○吉田博美君 事務所を設置する場合、業務の効率性を勘案するとされておりますが、効率性だけを考えれば、例えば離島など業務の効率性の悪い場所にはもう設置されないという、こういうこと

○吉田博美君 ある程度安心しましたが、そこで大臣にお伺いしますが、支援センターの民事法律扶助の事業は利用者にとのメリットがあるとお考えでしょうか。

○国務大臣(野沢三三君) まず、現行の民事法律扶助法におきましては、個別の事件ごとに一般の開業弁護士等が法律事務を行なうとして、法律扶助協会において依頼者が支払うべき報酬、実費を立て替える仕組みでございますが、今回のこの法案の下では、支援センターに所属する常勤弁護士に法律事務を取り扱わせることを可能にしておりまして一層迅速で効果的な援助の実施が可能となるものと考えております。

また、専属の事務職員を抱える支援センターが民事法律扶助事業を担うことも事務処理体制の強化に資するものであると考えておりまして、一段と便利になると考えております。

○吉田博美君 全国どこでもだれでもというように、気軽に本場にこの司法の相談ができるという

ことが私はまさしく司法ネットの原点ではないかなと思っております、大事なことであります。

ところで、支援センターの主要業務の一つに司法過疎対策がありますが、具体的にどのような業務を行うのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 司法過疎地域でございますので、法律家がいなくてということになるわけでございます。したがって、法律的なニーズがあるものを行っていくということになります。一つは民事関係、法律扶助の関係、この要件を備えるものにつきましては、ここに仮にスタッフの弁護士がいるということになれば、その弁護士がその業務を行っていくということになります。

これ以外に、その扶助の要件には当たらないとしても、その地域にだれも弁護士さんがいないということになれば、でもどうしてもその必要性があるという事件もあります。そういうものにつきましましては、司法過疎地域に限ってでございますけれども、相当の対価を得て、そのいろいろな事件の処理に当たるといことも許されるということでございます。

それと、大きな業務のうち一つは相談の問題でございます。これについても法律家がおられないわけですから、そこについては、やはりこの支援センターを中心に法律相談を行っていくということになるかと思っております。

もう一つ大きなものは刑事関係の事件でございます。弁護士さんが非常に少ないところでありまして、例えば被疑者弁護、弁護士を付けるという場合にも、この周りに対象の弁護士がどうしてないということになれば、このスタッフ弁護士がその選任を受けるということにもなります。あるいは、被告人になつてからも刑事事件についてこのスタッフが受任をするということもあり得ます。

したがって、もうありとあらゆる法律業務、これが対象になつていくということでございます。

ます。

○吉田博美君 治安の状況の悪い今日の中で、特に凶悪犯罪が増えているという中でありまして、今被害者の支援というのが社会問題となつておると言つても過言ではないと思つていますが、そうした中で、支援センターの犯罪被害者支援とは具体的にどのようなことを行うのでしょうか。お聞かせいただけますでしょうか。

○副大臣(実川幸夫君) 犯罪の被害を受けた方、また遺族の方は、突然の不幸に大変大きな肉体的、また精神的負担を受けます。自らの利益の保護あるいは権利の実現のためにどうすればよいのか、途方に暮れてしまうのが実情ではないかと思われまふ。支援センターにおきましては、犯罪被害者の方が置かれてある状況を十分念頭に置きながら、その支援のために積極的に取り組んでいくことになると考えております。

すなわち、支援センターにおきましては、犯罪被害者の方のために様々な取組をしている組織又は緊密な連絡関係を構築いたしまして、個々の犯罪被害者の方が受けられております心身のダメージ等に十分配慮しながら、そのときに最も必要な援助が受けられるような集約した情報を速やかに、かつ懇切丁寧に提供することになると思ひます。

また、各地の弁護士会、日本弁護士連合会と提携いたしまして、犯罪被害者問題に精通した弁護士を犯罪被害者の方に紹介し得る体制を整備することも予定されております。

さらに、必要な場合におきましては、民事法律扶助制度をも活用しながら、問題となつている事案に応じた適任の弁護士から必要な法的サービスが受けられるようにして、損害賠償等の実現、また刑事手続への適切な関与が図られることになるというふうに考えております。

○吉田博美君 かなり努力をしていただきたと思つております。

ところで、支援センターの業務とされます関係機関や団体等との連携の確保及び強化を図ること

は、具体的にどのようなことを行うのでしょうか。

○副大臣(実川幸夫君) 支援センターの業務運営に当たりましては、関係機関、また団体等と適切に連携協力しながら、良質なサービスが提供されるようにする必要があります。

連携を図るべき関係機関、団体、連携の具体的な内容等は支援センターの行う各業務に応じて様々だと思つていますが、例えば、各種相談窓口を開設しております。また、地方公共団体、弁護士会等の間で連絡協議会のようなものを開催をいたしましてそれぞれの窓口で寄せられる相談の状況等について情報交換を行うこと、また、サービスの向上を図るために担当者レベルの会合を開催をいたしまして意見交換を行うこと、さらには支援センターが地方公共団体等の相談窓口事務担当者に対しての必要な研修を実施することなどが考えられております。

○吉田博美君 不安な人が、司法とも余り関係のない、縁のなかったような人がこの支援センターを訪れていろいろな相談をする、あるいはお願いをするといった場合が多いと思うんですけれども、そうしたときに支援センターの顔になると思われる相談窓口の担当者がつづけんどんでどうしようもなかったということになりますと、何か、何しに來たのかなど。極めて大事なことだと思うわけでありまして、相談窓口の担当者にはどのような人を充てる予定でしょうか。また、相談窓口業務の機能向上のための方策を何かお考えでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) ただいま御指摘いただきましたように、このセンターがうまくいくかどうかは、正にそのセンターの窓口に立っている方、どのような方を得て、どのような適切なアドバイスを利用者の方に与えていただけるかということでございます。

その窓口に立っていた方、できるだけ専門知識が多い方であることはいいわけでございますけれども、現実的に考えますと、やは

り必ずしも資格者を常に得られるとは限らないわけでございます。むしろ、これに準ずるような、いろいろな法律的な知識をお持ちだけれども資格を有しておられない方というものでできるだけ加わっていただきたいという考えでございます。

この種のことをやることはなかなか初めての経験でございますので難しいわけでございますけれども、できるだけ幅広く情報を得まして、そういう方に集まっていたらできるように努力したいと、このように思っております。

さらに、集まっていた上に、しかし、どの窓口に行きましても的確なアドバイスを与えられるというのがやはりこのサービスの言わば売りでございますので、そういうことを実現するためには相当の研修等の能力向上のための施策をしていかなきゃならない。必要な情報提供が可能になるように、もちろんマニュアル等も作成はいたすわけでございますけれども、そういった研修等も併せ実施いたしまして、窓口担当者の確かなアドバイスができるように体制を整えたいと、このように考えております。

○吉田博美君 IT化の中でできるだけ業務を簡素化していくことが大事なことでないかと思つておりますが、支援センターの情報提供業務においてIT技術を活用することは検討されているのでしょうか。

○副大臣(実川幸夫君) 支援センターにおきましては、主要な業務の一つとしてしまして相談の受付、情報提供を行うこととしております。

この情報提供に当たりましては、利用者のアクセスをより容易にする観点から、インターネット等の情報通信技術を活用いたしまして、支援センターの窓口へ赴かなくても情報提供が受けられるようにすることも想定されているところでございます。

○吉田博美君 今度はその支援センターへ行く人の立場なんですけれども、支援センターの事業はどのような立場の人がどのような場合に利用できるのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 総体的に言えば、必要な方は皆さんいらっしゃるということになりますけれども、この中の業務でちょっと一定の方かなということをお願いしまして、それ以外の方はもう一般の方ということになります。よろしくお願いします。

まず、民事法律扶助につきましては、これは資力要件というその要件がございますので、その要件をクリアした人でございますので、これにつきましては、一般的な国民、それから我が国に適法に在留する外国人が対象になりますけれども、その中で資力要件をパスした方と、こういうことになるわけですね。

それから、国選弁護に関しましては、先ほど来申し上げておりますけれども、やっぱり被疑者、被告人、これが対象になるということでございます。

それから、犯罪被害者の対策の問題でございますが、この支援でございますけれども、これに關しましては、そのサービスを受ける対象は犯罪被害者あるいはその関係者が中心になるというふうな思われます。

それ以外の点につきましては、これはもう一般の国民、ユーザーが来られるということになるかと思ひます。特にどういう方というのは、その特定はないということでございます。

○吉田博美君 支援センターはどのような手順で弁護士を紹介するのでしょうか。相談者のニーズに応じた紹介は可能なのでしょうか。

○副大臣(実川幸夫君) 支援センターにおきましては、最寄りの弁護士会等を紹介するのみならず、日本弁護士連合会又は各弁護士会からの推薦を受けるなどしまして、犯罪被害者問題に精通した弁護士、その他特定専門分野の経験豊かな弁護士を把握し、利用者の相談内容に応じましてこれらの弁護士の名簿を交付したり、弁護士会におきまして該当日の担当者等が決定されておりますればその者を紹介することも考えられます。いずれにしても、相談者のニーズに適した

したきめ細やかな対応がなされる必要があるというふうな考えております。

○吉田博美君 そこで、支援センターとの連携協力が期待される隣接法律専門職者とは具体的にどのような人なのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 隣接法律専門職者でございますけれども、弁護士及び弁護士法人以外の者であつて、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることが出来る者というわけでございます。

具体的には、司法書士、土地家屋調査士、それから弁理士、行政書士、社会保険労務士、税理士などが当たるわけでございますが、ジャンルによつては、例えば公認会計士とかそれから外国法事務弁護士とか、そういう方々が考えられるというところでございます。

○吉田博美君 支援センターの職員は個人のプライバシーに接することがかなり多いのではないかと思ひますが、プライバシーの侵害防止のためにどのような予防措置を講じられているのでしょうか。

○副大臣(実川幸夫君) 御指摘のとおり、支援センターの職員につきましては、個人のプライバシーに接することが大変多く、プライバシーを守ることは非常に重要な問題であるというふうな考えております。

支援センターの業務の公共性などからしまして、役職員の秘密保持義務を定めるとともに、役員は、刑法その他の罰則の適用につきましては、法令により公務に従事する職員とみなすこととしております。また、支援センターの職員に対して十分な研修を行うなどして、運用上もプライバシーの保護のために適切な措置が取られるものと考えております。

○吉田博美君 支援センターの契約弁護士については職務の独立性を確保する措置が講じられておりますが、その趣旨をお聞かせいただけますでしょうか。

○副大臣(実川幸夫君) 本法案におきましては、

弁護士の職務の特性に常に配慮しなければならぬものとした上で、支援センターの間で契約をしている弁護士の職務の独立性を明記しております。

具体的な職務活動につきましては支援センターの指揮命令を受けないこととしております。また、有識者等により、構成される審査委員会を設けまして、契約弁護士に対します契約解除等の措置に關しましてはその議決を経ることとしております。

これらの措置を講じている理由でありますけれども、弁護士の職責が個人の権利、利益を擁護することに於ける点にかんがみまして、その職務の独立性を確保することが極めて重要であるというふうな考えからでございます。

○吉田博美君 支援センターの常勤弁護士については特に刑事裁判の経験豊かな弁護士が確保する必要があるとの意見がありますが、その点についてはお考えはどうでございますでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) どういう弁護士を支援センターのスタッフとして確保するかということについては、センターの業務運営上の判断でございます。

スタッフ弁護士は、民事、刑事を問わず、法律事務を適切に取り扱うことができる者でなければならぬということとは当然でございます。この業務を考えますと、確かに刑事事件もございまして、場合によつては民事事件につきましても、例えば、一番最近多いのは自己破産の事件でございます。これを個々の契約弁護士に順次お願いしていくというよりも、スタッフ弁護士が集中的にやるといった方が効率も上がるだろうというものもありますので、その事務所の、どういうニーズが一番多いかということ、それを考えながらそれぞれに合った弁護士を探していくと、こういうことになるかと思ひます。

○吉田博美君 司法過疎地域以外では資力のある国民に対する法律相談は実施しないとのことですが、その理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) これは、この法案でもその点を意識して明文化しているところもございまして、この支援センターは、地方公共団体あるいは民間の既存の取組と連携協力してこれを補完すると、補完しながら司法に対するアクセス障害を解消するということになっているわけでございます。この補完性の趣旨、これは法案のいろんなところでも明記がされているところでございまして、そういう性格のものであるということでございます。

この法案に至るまで通称として司法ネットという文言で言われていたわけでございますけれども、これは、ネットワークという意味もございまして、いろいろなそれぞれのところでやつていただく、やつていただくところが出てくるだろうと、それだけではなく、やつていく意味でこの支援センターが必要になってくると、こういうことでございまして、その点は御理解を賜りたいというふうに思ひます。

したがしまして、過疎地域等における場合や、あるいは民事法律扶助ですね、この要件に該当する場合のほかに、したがしまして支援センターが一般的に法律相談を実施するということは想定をしていないわけでございます。これは弁護士会なりあるいは公共団体、それぞれで行つていところがございますので、そちらを優先的にやつていただきたいと、こう考えているわけでございます。

○吉田博美君 いずれにいたしましても、総合法律支援の実施及び体制の整備には先立つものが必要だと思ひます。日本司法支援センターでございまして、必要だと考えられますが、この点はいかがでございましょうか。

○副大臣(実川幸夫君) 総合法律支援構想の運営主体となります日本司法支援センターでございまして、けれども、これまで法務省におきまして予算を確保してきた民事法律扶助事業関係の業務に加え

まして、法による紛争解決制度の有効な利用に資する情報提供の充実強化の業務、又は国選弁護人の選任に関する業務、またいわゆる司法過疎地域における法律事務に関する業務、犯罪被害者の支援に関する業務等、幅広い業務を担当することを予定しております。

法務省といたしましては、これらの業務を効果的かつ効率的に処理するため、必要な予算の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。今後、運営上の詳細と併せて検討を重ねてまいりたいと、このように考えております。

○吉田博美君 ところで、支援センターの業務が開始されるのはいつごろの時期ですか。お聞かせいただけますでしょうか。

○副大臣(実川幸夫君) 支援センターが業務を開始するまでには、設立に関する事務に加えまして、事務所設置又は職員の採用等に関する事務等相当な準備、準備作業が必要というふうになります。そういう関係で、法律が成立した後、一定の準備期間が必要であると考えておりますけれども、平成十八年度中には法人を設立しました上、業務が開始できるようにしたいと考えております。

○吉田博美君 できるだけ早くいいことは取り組んでいただきたいなと思っております。ところで、最後に大臣の総合法律支援構想の実現に向けた決意のほどをお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(野沢三三君) 最初申しましたように、一連の司法制度改革の言わば中核を成す法律の一つと心得ておるわけでございます。先ほど上げていただきました裁判員制度と併せて、今回の司法制度改革は、この総合法律支援の法案が御可決いただきますれば、実際に目玉が二つきちんと開くと。だるまさんによく目玉を入れることを先生方も選挙のときにはおやりいただいていると思いますが、それに相応する二つ目の目玉法案と私は心得ておる次第でございます。国民の皆様にとって身近でしかも利用しやすい

い、いつでもどこでも使える司法制度、今まで裁判というものはいいものだということは分かっている、いや縁遠いとか高ねの花とか寄り付きにくいとか、こういった点をこの際一気に解消できる可能性を持った制度と考えておる次第でございます。

その意味で、私、法務大臣といたしましても、更に力を入れて、この制度の具体的実現のために一層の努力を重ねてまいりたいと思っております。

○木庭健太郎君 今日からこの総合法律支援、いわゆる司法ネットの法案を参議院でも審議をさせてもらうわけでございます。もう大臣、繰り返しもう二度も今御答弁なさっているんですけども、やはりこの制度というのは今まで、ある意味では国民の皆さんにとつてみれば、おっしゃるやうに高ねの花であつてみたり、縁遠いものであつてみたり、また、じゃどこへ相談行こうかと思つても、幾つか私たちも党としても努力をし、例えば無料相談を、法律の無料相談をやつてみたり、民事扶助の制度を作つてみたり、いろんな作り方をもう一番大事だつたという意味では、私もこれは待ちに待った法案であることは間違いないと思つておるんです。

ただ、大臣に、審議の冒頭ですから、繰り返しになるかもしれませんが、一つはやっぱり、どういう現状を認識した上でこの必要性というのを、感じになられ、まあ総理に言われたからだけだとは思えませんが、御自身考えていらつしやることでもあると思うし、その上で、この実現へ向けた決意をまず冒頭、審議の冒頭に伺つておきたいと思つておるんです。

○国務大臣(野沢三三君) 委員御承知のとおり、この司法制度改革は、既にこれまで五年の歳月を経まして議論を重ねてまいりまして、審議会からの御答申もちょうだいし、そしてまた、推進本部

ができてから二年六か月という時間を掛けて練り上げてきたこの法案であり、制度でございます。

ただ、私、最初に法務相に拜命をいたしましたときに、なぜ今まで時間が掛つたのか。そして、我々政治の世界では十年前から政治改革という事で相当思い切つたことをやつてまいりましたし、行政の方でも既に相当前から地方分権を始めた、省庁の統合も含め、思い切つたやり方改革に取り組んだんですが、司法の分野はそれが時間がかつたと、後れたということがあろうかと思つておるんですが、その内容をよく見ると、実は司法制度というものは相当今まで国民の皆様から信頼され、頼りにされてきた。そしてまた、裁判官の皆様もあるいは弁護士の皆様も検事の皆様も含め御努力をされ、それなりに立派な成果が上がつていたんではないかな。ただ、それがゆえに、逆に時代の流れから後れている、あるいは経済情勢を含め社会情勢の変化からやれ後れを取つたのではないかな。特に、最近の国際情勢の変化等につきましては、相当なこれは大きな流れが来ておるわけでございますので、今こそ正に制度改革のときが来ているんだと思うわけでございます。

そして、どんな立派な制度を作りましても、これがやはり具体的に国民の皆様から利用されやすい、使いやすい制度でなければならぬ。また日本も、余り大きな国ではないもの、過疎地帯とか過密地帯とかいろいろ今分化しておるわけでございますから、そういった地域の格差あるいは仕事の分布、それによつて司法制度が利用しにくいとか、偏つておるとか、こういうことではないかな。私も目指す、日本じゅうどこに住んでも立派に報われるような社会を作つておるために、いつでもどこでも利用できる制度という意味で、この司法ネットの制度は極めて重要なものであると考えておるわけでございます。

その意味で、今度の司法制度改革の中でも最も重要な柱と、先ほど私はだるまの目玉と申しましたけれども、うちの構造でいえば大黒柱の一つだろうと考えております。

○木庭健太郎君 私も、この司法ネット、ある意味では非常に大事な問題で、今大臣もおっしゃつたやうに、いろんなところから意見を聞きながらやうやく仕上げてきた制度だと思つて、是非と思つておる。ときに、ある新聞を見ましたら、朝日新聞に何か弁護士さんが、見出しは「司法ネット 政府の監督下に置く危うさ」というやうな題で書かれておるんです。

私はこの論にくみするつもりはないですけれども、要するに、どうなるかという、行政、司法、立法と三権分立の中で、この司法ネットというものを作ることによつて、ある意味では行政の監視下へ司法というものが置かれるんだというような論理展開でございまして、余り面白くないですけれども。

私自身は当然、この総合法律支援というのは、国の責務と位置付けられて予算も当然計上される以上、ある意味では一つの、例えばセンター作るにしても独立行政法人的なものというものは必要だと考えるんですけども、この人に言わせると、まず官から民へという時代の流れに逆行しておると、これが一点でしょう。もう一つは、結局これによつて全部支配下に置かれるんだというような感じの書き方なんです。

これは是非、まともな上げてきた山崎事務局長、大いにこれは、何なんだこれはと反論してもらいたいと思つておる。

○政府参考人(山崎潮君) 反論の機会を与えていただきたいと思います。

これは先ほどもちよつと申し上げましたけれども、政府全体として今大きな方針は、確かに民間でできるものは民間で、それから、国がやる必要があるものでも、国が直接やるか、あるいはそうじゃなくて別の形でやるか、これは独立行政法人でございまして、そういうやうな議論がされておるわけでございます。

この司法のいろいろなお手伝いというものにつきます。これはもし民間でできるならば今までのやつで、そんな苦勞はしないわけですね。しか

し、できないからこそ国が様々な形でお手伝いをしていくわけでございます。例えば法律扶助、それから国選弁護でも国が予算を取っているいろいろなやつっているわけでございます。

したがって、やはり、民間に任せるところは任せますけれども、国がきちっとやらなければならぬところは当然あるわけでございます。したがって、これは国の業務の問題でござい

ます。そこで、これを直接国がやるかどうかということになるわけでございますが、それは必要ないだろうということから、それならば独立行政法人を作って、そこで総合的にやっていくことが一番いいことではないか、能率的ではないかということ

で考えたわけでございます。それから、行政が司法を支配するですか、そういう考え方は、これは先ほど来大臣、副大臣の方

からもいろいろ御答弁ございますけれども、実際これをやるについては一般の弁護士さんにお願いすることが大部分でござい。その業務については独立性が確保されておいて、この運営

主体がその業務内容に、要するに弁護ですね、弁護等の業務内容に直接立ち入ってはいけない、

こういうことがはっきりしているわけでございまして、こういう独立性を保ったシステムでござい

ますので支配するというのは当たらないだろうというふう

に思っているわけでございまして、これは若干我々としては心外であると、国民のためを思ってこれだけスケールのものを作ろうというときに、それを違う形から言われるのは若干心外であるという

こと、趣旨を是非御理解を賜りたいと思

います。○木庭健太郎君 もう一点、今言い掛けた、言っていた点、繰り返さしちんと言っておいてもらいたい点、繰り返さしちんと言っているのは、総合支援事業の監督は弁護士の個別具体的な業務への介入を意味しないこととはあつても、この人が言うには、業務を行う構成員が組織に取り込まれる限り、真の独立はあり得ないんだ

というふうな指摘なんですよ。更に加えて、この新しい制度というのは、特に国選弁護制度を運営する主体を法務大臣及びこの監督下、認可の下に置こうとしていると、こんなとらえ方するわけですよ。私はやっぱり、この法案そのものでも、またセ

ンターの形態上でも、いわゆる弁護士の職務の独立性の問題、こうやって確保しているんですよ、何を言っているんだと。私が言ってもしょうがないんで、どうぞ事務局長、お答えいただきたいと思

います。○政府参考人(山崎潮君) 先ほど一部申し上げましたけれども、結局、弁護士の職務ですね、これについては配慮をしなければならぬということ

でございまして、この法文の中でも弁護士の具体的な職務活動については支援センターの指揮命令を受けないということをはっきりさせているわけ

でございます。仮に依頼者との関係で何かいろいろトラブルが生じたという場合も、直接それについて支援センターの方で最終的にその契約を解除するかどうかという

ことを決めるんではなくて、審査委員会という独立性の高い委員会を中に設けて、そこで審議をしていただくということになるわけ

でございます。それから、あと、大部分の方は契約でこの業務を行っていたということになるわけ

でございますので、そこはよく御理解を賜りたいと思

います。○木庭健太郎君 私は、でも今のいいと思うんですよ。やっぱり、そういう形の一つのものを

はつきり打ち出すことが必要だろうと私は思っているんです。ただ、こういう、誤解なのか本人のお考えなのか分

かりませんけれども、そういうことをおっしゃる方もいる。その中では、理解を深めさせる努力をよりしていかなくちゃいけないという感

じを深くいたしておりましたのであえて質問をさせていただきます。あと、この日本司法支援センターの業務について、まず第一点は、先ほどもちよつとこれ出て

いまして、連携の確保強化の問題についてお尋ねをしたいんです。

私もこの党も無料法律相談というのを各県本部ごと

にやっています。これ非常に需要が高い。事前にこの日ですとという予約が殺到するよう

な状況でやっています。力を入れながらやってきているんですよ、ともかく、そういう

いろいろなことをやるにつけて、最近この法律相談の多さというのを非常に感じて

いますし、またこの法律相談ということになると、もちろん私どもだけ

じゃなくて、弁護士さん、弁護士会、日弁連もやっていたらいいし、市町村、先ほどあ

りました、地方自治体、市町村の行政で行っているものもござい

ます。ただ、難しいのは、弁護士さんと呼んだ市民相談、いわゆる弁護士呼んだ市民相談ならうま

く、弁護士さん、そのまっつながっていくんですけれども、市民相談で、普通の方だけ受けたときにそ

れをどう司法につなげていくかという、この窓口と、その後の法律相談へどうつなげるか、我々の

党もちよつと悩みがあるところもあるんです。同じような悩みも市町村

辺りも抱えているんじゃないかな。いわゆる相談窓口とその後の法律サービスとの提供の連動というのをどうするかという

ことでいくと、なかなか今のところは現状うまく

いっていないという感じがちよつとしているん

です。今回のこの支援センター、つまり司法ネットの

法律では、第七条で示される連携の確保強化とい

う観点から、この支援センター、地方自治体や日

弁連などの団体の活動とどのような連携を図って

いられるのか。さっきのお話では、連絡協議会を

設けると副大臣御答弁でしたが、より具体的に、

地方自治体、日弁連、どう連携強化しながら、その支援センターが軸となりながらやっていくのか

という点について御説明をいただきたいと思

います。○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、

この総合サービスのかぎは連携でござい

ますので、この連携の在り方というのが今後の大きな、

実際に業務を運営していく上でのかぎになるわけ

でございます。それで、もうおっしゃいますとおり、この

支援センターの窓口においてになって相談を受け

られると、あるいはアドバイスを受けられること

はできると、その後どうするかということ、それは

しかし、それぞれの窓口、既存の窓口について

も全く同じ問題が言えるわけでござい

まして、それらをうまくつなぐのは、情報と同時に、それら

のサービスを機関同士のネットワーク化ということ

になるわけでござい。したがって、それをどう

するか、今はまあそこが一番重要な問題だとい

うふうに認識いたしております。現に弁護士

会、あるいは今後は地方公共団体との間で、先ほ

ど大臣からも申し上げましたように、連絡協議会

というのを立ち上げて情報交換を密にしてい

かなきゃならないということが一つあるわけ

でございます。同時に、しかし、たまたまこの支援センターの

窓口においてになればそれはうまくいくけれど

も、ほかの窓口に行つた場合にはもうほつたら

かというところでは困るわけでござい

ますので、これらのほかのいろいろな既存の窓口の方というの

をどうするか、これは非常に重要な問題だとい

うふうに認識いたしております。現に弁護士

会、あるいは今後は地方公共団体との間で、先ほ

ど大臣からも申し上げましたように、連絡協議会

というのを立ち上げて情報交換を密にしてい

かなきゃならないということが一つあるわけ

でございます。同時に、しかし、たまたまこの支援センターの

窓口においてになればそれはうまくいくけれど

も、ほかの窓口に行つた場合にはもうほつたら

かというところでは困るわけでござい

ますので、これらのほかのいろいろな既存の窓口の方というの

の情報というもののレベルを上げなきゃいけないと。あるいは、これらの方々がその後どうしているかということについて、ある程度こちらからアドバイスを与えなきゃいけないという問題もございいます。

そういうことにつきましても、また当然のことながら、具体的に担当者レベル、あるいは先ほど申し上げました連携協議会のレベルでいろんな相談なり御協議をさせていただきたいと、このように考えております。

○木庭健太郎君 そうなると、さつき、例えば例として地方公共団体の窓口という問題もあるわけですから、この研修の問題とかもおっしゃったと記憶しているんですけども、副大臣が。そうすると、地方公共団体によるその財政的な支援、財政的な面です。これ、どんなふうにお考えになつていらっしゃる、想定されているのかどうか、これ山崎さんの方ですかね、お尋ねしておきたいと思うんです。

○政府参考人(山崎潮君) ここは大変難しいところでございますが、考え方として、司法はやっぱりこれ、全国あまねく行わなければならないという意味では国の業務でございます。ところが、国の業務ではありますけれども、その反射的な問題としては、住民の福祉、サービスにもつながっていくというところで関連をしていくわけでございします。だから、したがって、基本はやっぱり国がやっていくことというになりますけれども、それとの関連で、やはり地方自治体の方にもそれをお願いするという関係にあるかと思ひます。

そこで、この法案では、例えば地方自治体による財政的な支援についてでございますけれども、例えば支援センターの増資に当たり出資できるということ、これを定めております。それから、その地域における支援センターの業務運営に当たり協力することができるといふようなことを規定しております。財政上の支援もこれは想定をしていふということになります。

ただ、こうしたその規定によつて地方自治体に直接具体的な義務が課されるというものではございしませんで、その住民のサービスあるいは福祉の向上のために具体的にどのような措置を取るかにつては、各自自治体の実情に基づいてその判断にお任せをします、こういうシステムで考えているわけでございます。

○木庭健太郎君 それと、これも、その支援センターの業務のうち、まあ一番のポイントがその相談窓口、アクセスポイントになると。この相談窓口については、業務内容については先ほどちょっと御説明あつておりましたが、非常に多岐にわたつた分野、言わばこの支援センターが受け持つすべての問題について、アクセスポイントというのはすべての問題が来るような場所になつてくるということですから、御説明によると。

そうすると、このアクセスポイント、さつき言いました、余り変な人がいてもらっちゃこれ、地域によつて差があつても困るという御指摘もありました。単にこの人たちは、やっぱり関係機関へ振り分けるというだけ業務ではないんだらうと。ある程度そこで相談に乗つてあげられるようなものもなければ意味がないのではなからうかと思ひます。正にこのセンターをやる中で一番最初のポイントになつてくるのは、最初に市民が出会う場所ですから、この受付対応というのがもう重要だということでは先ほど認識されたとおひだと思ひし、正に一番大事だと。

ただ、それ、先ほど、専門知識が多いだけじゃなくて、必ず経験者でなくてもいい、いろんな方がといふこともおっしゃつたんですけれども、それならばそれで、今度は、どうその人たちに對して、どこ、全国、支援センターに行く、地方によつて非常に対応が違う、あそこへ行つたら違う、こうだといふようなことにならないようにするためには研修の問題で極めて大きな問題になつてくるだらうと思ひし、今、どのくらいのことをお考えか分かりませんが、相当な研修とおひしやいました、相当な研修といふのは何を

りになるつもりでいらっしゃるのか。正に、それから人員配置。例えば、じゃそれ、一人だけでやらせるわけじゃないでしょう。どういう配置の仕方をしていくのかという問題も含めて御答弁をいただいておきたいと思ひます。

○政府参考人(寺田逸郎君) これはなかなか難しい問題でございます。現に今のぐらゐのニーズがあるか、地方によつてどういふ偏りがあるか、地域の実情等いろいろ見なければ決められないこととでございます。

しかしながら、私ども、できるだけバランスの取れたニーズに対応できる体制を整えなければならぬので、まずは、できるだけ必要なニーズに対応できるだけの人員を確保しなきゃならぬということがまずございます。

その研修を次にしなければならぬわけでございますが、まあ研修ばかりしていても、もちろんこれはサービスの面では問題でございますので、やはり相当の限界はございます。その限界の中で、しかし、全国、今までのいろんなことをなさつておられる方の経験というものを集約いたしまして、一つのマニュアルのようなものをやはり作り上げて、それに対応してやっていかなきゃならぬだらうというふうにお考えしております。

具体的には、今後、センターが立ち上がったから努力するわけでございますが、法律が仮にできましたら、早速に弁護士会とも具体的な協議、あるいはほかの関係の専門職者の団体の方々も含めた関係の方と具体的な協議に入らなきゃいけないだらうというふうにお考えしております。

○木庭健太郎君 弁護士会だけじゃなくて、今関係とおっしゃつたように、司法書士会です。司法書士会。ここもいろんな取組をこれまでなさつていらっしゃるんですよ。正に窓口という意味でいけば、こういう方たちの取り組んできた経験、またこの人たちについて、意欲はあるようでございします。これは、地方公聴会をやりまして、こういふ中で司法書士連合会の方が来られまして、こういふアクセスポイントの問題でお聞きしましたら、そ

こに對して一つの意識を持つていらっしゃる、会としてもそういう取組をしたいといふようなお話もございましたので、是非幅広く、司法関係の、弁護士会だけじゃなくて、いろんな団体ともちよつとお話をいただいて、どういった形でこれを整備していくのかということも御検討いただいておきたいと、これは要望をしておきたいと思ひます。

それとともに、これももう一つ、まあインターネットの問題も先ほど吉田議員も言われましたが、これ、司法アクセス検討会ですか、ここでも検討あつたようでございまして、事務局に寄せられた意見募集の中にも、このインターネット活用による紛争解決手段や申立て等の書式、特定の分野に明るい弁護士の情報などの入手ができるシステムを求めるといふような声が多かつたわけでございますが、当然これ、支援センター作られまして、まあ開かれた機関ですから、そのセンターとしても、ホームページ等立ち上げるのは、これ当然立ち上げにならるんだらうと思ひます。

そういった問題も含めて、そういういわゆるこの支援センターの活用の手引き、ありとあらゆる形で情報提供の形というのをやっていくことが大事だと思ひますが、こういう情報提供の対応、どうでしょうか、お尋ねしておきます。

○政府参考人(寺田逸郎君) そのいろんな問題を抱えた方にできるだけきめの細かいサービスをするといふためには、逆に、単に情報だけを欲しい方には非常に簡略な情報提供の手段といふものを考えなきゃいけないだらうと。それができて初めて、今度、非常に難しい問題の方に非常に丁寧に対応できるということになるわけでございします。現代の情報通信技術といふものは最大限活用して、今おっしゃいました書式を含めましたいろんな情報提供といふものの具体的な在り方について検討してまいりたいと思ひます。

○木庭健太郎君 また、支援センターの事業の中で当然民事の法律扶助事業、これはやっていただく問題になつてくるんだらうと思ひますが、これ

は私どもの党としては、この民事法律扶助事業というのは、やろうという始める段階から毎年御要望させていただいて、予算も取っていただきながら増やしていただく、こんな繰り返しをやつてきた問題でございます。私にとりましては本法案によってこの民事法律扶助事業というのはどんなふう大きく拡大されるのかなど期待をしておるんですが、どう拡充をされていくのかということもお尋ねをしたいし、また、この民事法律扶助の流れをどう作っていくかというところ、これも聞いておきたいと思うんです。

○政府参考人(寺田逸郎君) 今お話がございましたとおり、民事法律扶助につきましては、これまで国会でもいろいろな御指導をいただきながら、大変にこのところ、それなりの急激な拡充が図られてきたわけでございます。そういうのも当然のことながら世の中の法律サービスに対するニーズに対応したものでございまして、そういう状況を背景にいたしましてこういう総合法律支援というのでも考えられているわけでございますから、当然のことながら、民事法律扶助そのものにつきまして、この構想を実現する場合に更に拡充ということを考えていかなきゃならないということは言うまでもないわけでございます。これまでの法律扶助の理念というのそのまま維持いたしまして、今後、具体的なサービスがどうあるべきかというところについて考えてまいりたいと思います。

具体的な在り方でございますが、再三事務局の方からも御説明申し上げておりますとおり、この日本司法支援センターには専属のスタッフをいろいろ抱えることになりました。そういった方々が非常に効率的に動かされることによりまして、今までとすればいろいろな無駄が指摘されていましてそういう民事法律扶助の面でも、もう少し全体としてバランスの取れた効率的なサービスの運用の仕方が可能になってくるだろうというふうに、これは弁護士さんそのものと、それからスタッフの両面を含めまして思うわけでございます。具体的にどう生かしているかということは今後の課題で

ございますけれども、十分に意識してまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 今はこの民事法律扶助の事業、民事扶助と、法律扶助というのは法律扶助協会、これが自主事業として行っている分もございまして、この法律扶助協会の自主事業と支援センターの関係ってどうなるのか。つまり、もうこの協会の自主事業は全部支援センターで引き継ぐというような格好になるのか。どういう位置付けになるのかということについて聞いておきたいと思っています。

○政府参考人(山崎潮君) この法案で、三十条一項で支援センターの業務が書かれておりますけれども、これの、その業務に支障のない範囲で、業務方法書で定めるところによって、国やあるいは公益的な法人ですね、その委託を受けてその業務を行うことができるということの規定を置いております。これは三十条の二項でございまして、そこで、現在その法律扶助協会で行っている自主事業につきまして、これを活用して実質的に引き継ぐことが可能であると考えております。

ただ、この自主事業、どうもいろいろお聞きするところによりまして多種多様でございまして、ある一部の地域のみで行われているものもあるやに聞いております。したがって、具体的にどのような事業についてどの範囲で委託を受けて実施するかということについては、またその委託者の意向、あるいはそのセンターの判断によって決めていくということになるかと思っております。

○木庭健太郎君 今日はいもう私時間が来ましたので、最後に、一杯聞きたかった、犯罪被害者支援の点を、ちょっと先ほども御答弁あったんですけども、聞いていますと、今回、被害者の、犯罪被害者支援というのが業務の中に入ったということとはもう非常に大事なことだと思っているんですけども、逆に言うと、その業務の中に入つてじゃ何をするのかと言われると、御答弁をちょっと聞いてみると、何となく、ここに来たら窓口から何をしてこられるかという、被害者支援を

やつている団体を紹介するんだというような印象をちょっと受けがちですね、これ、ちょっと聞いていると。

そうじゃなくて、支援センターでも、いわゆる犯罪被害者についての支援というのは自分の組織としてやる問題はこうこうあるんだという点があるんだらうと私は思っておりますが、具体的にどんなことをやるうとしていらっしゃるのか、これを今日は伺いして、質問を終わりたいと思っています。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、先ほど司法制度改革推進本部事務局の方から御答弁申し上げましたとおり、基本的には情報提供というのが一つの柱にはなるわけでございます。ただ、ここに特にこの犯罪被害者ということが取り上げられたわけでございまして、これは今後の課題といたしまして、いろいろセンター独自でも考えていかなきゃならない。

とりわけ、このセンターの中には、法律扶助等、民事の相談案件についていろいろなことができる機能があるわけでございます。そういった機能を具体的にどう生かしてその犯罪被害者の方々の具体的なニーズに対応していくか、これはセンター独自でもいろいろ考えていかなきゃならない問題だと思っておりますので、私どもも十分に意識して、ともに検討してまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 終わります。

○委員長(山本保君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

【参照】

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対する修正案
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第七十条」を「第六十八条」に、「第七十

一条―第七十三条」を「第六十九条―第七十一条」に、「第七十四条―第七十六条」を「第七十二条―第七十四条」に、「第七十七条―第八十四条」を「第七十五条―第八十一条」に改める。

第二条第二項中「三人」を「一人」に、「六人を「九人」に、「裁判官のうち一人」を「裁判官」に改め、「裁判官の員数は一人」を削り、「四人とし、裁判官を裁判長」を「四人に改める。

第六条第二項中「構成裁判官の合議による」を「構成裁判官が行う」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 構成裁判官は、前条第二項各号に掲げる判断について、裁判員の意見を聴くことができる。

第九条第二項中「第七十条第一項に規定する評議の秘密」を「構成裁判官及び裁判員が行う評議の経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数(第七十八条において「評議の秘密」という。)に改める。

第三十六条第一項中「四人」を「六人」に改め、同条第二項中「ときは三人の下に」を「七人又は八人のときは四人、九人のときは五人」を加える。

第三十八条第二項中「四人」を「六人」に改め、「ときは三人の下に」を「七人又は八人のときは四人、九人のときは五人」を加える。

第四十一条第一項第四号中「第九条」を「第九条若しくは」に改め、「若しくは第七十条第一項」を削り、同項第五号中「又は第七十条第一項に定める義務」を削る。

第四十七条第二項中「四人」を「六人」に改め、「ときは三人の下に」を「七人又は八人のときは四人、九人のときは五人」を加える。

第六十四条の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第二項、第八十五条、第八八条第三項、第九十二条第一項、第九十六条第三項、第一百六十九条、第二百七十八條の二第二項、第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一の項上欄中、「第二百七十八條の二第二項」を削り、同表第三百四條第一項の項下欄中、「陪席の裁判官」

を削る。

第六十五条中「合議体の構成員」を「処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせる」に、「合議体の構成員である裁判官を「処分をする」に改める。

第六十六条第三項中「構成裁判官の合議による」を削る。

第六十七条第一項中「過半数」を「三分の二以上の多数に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、刑の量定において死刑に処する判断を行うには、合議体の全員の意見が一致しなければならぬ。

第六十七条第二項中「刑」を「死刑に処する判断以外の刑」に、「過半数」を「三分の二以上の多数」に改める。

第六十八条を削る。

第六十九条第一項中「並びに構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたもの」を削り、同条第二項中「その合議により」を削り、同条を第六十八条とする。

第七十条を削る。

第五章中第七十一条を第六十九条とし、第七十二条を第七十条とし、第七十三条を第七十一条とする。

第六章中第七十四条を第七十二条とし、第七十五条を第七十三条とし、第七十六条を第七十四条とする。

第七十七条の見出し中「請託罪等」を「請託罪に改め、同条第二項を削り、第七章中同条を第七十五条とする。

第七十八条を第七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(裁判員の氏名等漏示罪)

第七十七条 検察官若しくは弁護士若しくはこれらの職にあつた者又は被告人若しくは被告人であつた者が、正当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第三十条に規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者の陳述の内容を漏

らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十九条第一項中「六月以下の懲役又は」を削り、同条第二項第一号中「秘密(評議の秘密を除く。を)を」人の秘密を正当な理由がなく」に改め、同項第二号中「又は構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたもの」を削り、「若しくは」を「又は」に、「又はその多少の数を」を「裁判員の職にあつた者については、自己の意見を除く。を」正当な理由がなく」に改め、同項第三号中「除く。を」の下に「正当な理由がなく」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条を第七十八条とする。

第八十条及び第八十一条を削り、第八十二条を第七十九条とし、第八十三条を第八十条とし、第八十四条を第八十一条とする。

附則第一条第一号中「及び附則第三条」を「から附則第四条まで」に改め、同条第二号中「第七十一条、第七十二条、第七十五条、第七十六条及び附則第五条」を「第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十四条及び附則第六条」に改める。

附則第八条を附則第九条とし、附則第三条から附則第七条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「施行前の措置等」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三条 政府及び最高裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判の制度において、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいものとするために、刑事訴訟手続の一層の充実及び迅速化を図ることが緊要な課題であることにかんがみ、この法律の施行までの期間において、被疑者の取調への状況等の録画又は録音及び検察官が保管するすべての証拠の開示を義務付ける制度の導入について検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならぬ。

い。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正案
刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第二百七十八条の次に一条を加える改正規定を削る。

第一条のうち第二百八十一条の二の次に四条を加える改正規定中第二百八十一条の四を次のように改める。

第二百八十一条の四 被告人若しくは弁護人(第四百四十条に規定する弁護人を含む。次条において同じ。)又はこれらであつた者は、検察官により被告事件の審理の準備のために証拠の閲覧又は謄写の機会を与えられた場合には、当該閲覧又は謄写により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序若しくは善良の風俗を害し、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

第一条のうち第二百八十一条の二の次に四条を加える改正規定のうち第二百八十一条の五の第一項中「又は被告人」を「若しくは弁護士又はこれら」に、「前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の」を「人の名誉を害し又は対価として財産上の利益その他の利益を得る」に改め、同条第二項を削る。

第一条中第二百八十九条の改正規定及び第二百九十五条の改正規定を削る。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六條の八第一項中「又は在席しなくなつたとき」を削り、同条第二項を削る。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六條の十五第一項中「重要である」を「必要である」に、「場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは」を「場合においては、当該開示によつて証人の威迫その他の重大な弊害が生ずると認められる場合を除き」に改め、同条第二項第二号中「その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由」を削る。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六條の二十二第一項中「変更すべき主張」の下に「できる限り」を加える。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六條の二十七第二項中「何人にも」を「次項に規定する場合を除き、何人にも」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

裁判所は、被告人又は弁護人から請求があつたときは、前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができる。ただし、検察官が、当該閲覧又は謄写によつて証人の威迫その他の

内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは」を「場合においては、当該開示によつて証人の威迫その他の重大な弊害が生ずると認められる場合を除き」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 開示の請求に係る証拠によつて証明力を判断しようとする特定の検察官請求証拠

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六條の十六第一項中「意見を」の下に「できる限り」を加える。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六條の十七第一項中「これを」の下に「できる限り」を加え、同条第二項中「証明予定事実がある」を「証明予定事実を明らかにする」に改める。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六條の二十第一項中「場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは」を「場合においては、当該開示によつて証人の威迫その他の重大な弊害が生ずると認められる場合を除き」に改め、同条第二項第二号中「その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由」を削る。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六條の二十二第一項中「変更すべき主張」の下に「できる限り」を加える。

第一条のうち第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六條の二十七第二項中「何人にも」を「次項に規定する場合を除き、何人にも」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

裁判所は、被告人又は弁護人から請求があつたときは、前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができる。ただし、検察官が、当該閲覧又は謄写によつて証人の威迫その他の

重大な弊害が生ずると認めるに足りる十分な理由があることを疎明したときは、この限りでない。

第三條のうち第四十四條の改正規定のうち第一項中「六月以下の懲役又は」を削り、第二項第一号中「秘密（評議の秘密を除く。）を」を「人の秘密を正当な理由がなく」に改め、同項第二号中「又はその多少の数を」（検察審査員の職にあつた者については、自己の意見を除く。）を正当な理由がなく」に改め、同項第三号中「除く。」を「の下に」正当な理由がなく」を加え、第三項を削る。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、行政事件訴訟法の一部を改正する法律案

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案

行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四十五條」を「第四十六條」に改める。

第三條第五項中「なんらか」を「何らか」に、「すべきに」を「すべきであるに」に改め、同條に次の二項を加える。

6 この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。

一 行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く。）。

二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき。

7 この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにか

わらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

第四條中「及び」の下に「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の」を加える。

第九條に次の一項を加える。

2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たつては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たつては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

第十一條の見出しを「（被告適格等）」に改め、同條第一項を次のように改める。

処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

第十一條第二項中「前項の規定により被告とすべき」を「前二項の規定により被告とすべき国若しくは公共団体又は」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政

庁を被告として提起しなければならない。

第十一條に次の三項を加える。

4 第一項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政

5 第一項又は第三項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。

6 処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第一項の規定による国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。

第十二條第一項を次のように改める。

取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

第十二條に次の二項を加える。

4 国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二條第一項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。

5 前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属している

場合に於いては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

第十四條第一項中「三箇月以内に提起しなければならない」を「六箇月を経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第十四條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項中「第一項及び前項の期間は」を削り、「あつたときは」の下に「処分又は裁決に係る取消訴訟は」を加え、「これに対する裁決があつたことを知つた日又は裁決の日から起算する」を「前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したとき」に改め、提起することができない」に改め、同項に

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第十四條第四項を同條第三項とする。

第二十三條第一項中「他の」を「処分又は裁決をした行政庁以外の」に改める。

第二十三條の次に次の一條を加える。

（釈明処分の特則）
第二十三條の二 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、処分又は裁決の内容、処分又は裁決の根拠となる法令の条項、処分又は裁決の原因となる事実その他の処分又は裁決の理由を明らかにする資料（次項に規定する審査請求に係る事件の記録

場において、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

第十四條第一項中「三箇月以内に提起しなければならない」を「六箇月を経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第十四條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項中「第一項及び前項の期間は」を削り、「あつたときは」の下に「処分又は裁決に係る取消訴訟は」を加え、「これに対する裁決があつたことを知つた日又は裁決の日から起算する」を「前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したとき」に改め、提起することができない」に改め、同項に

を除く。)であつて当該行政庁が保有するもの全部又は一部の提出を求めること。

二 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する資料であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を囑託すること。

2 裁判所は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができ、

一 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、当該審査請求に係る事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めること。

二 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を囑託すること。

第二十五条第二項中「回復の困難な」を「重大な」に改め、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

第二十六条第二項中「前条第四項から第七項まで」を「前条第五項から第八項まで」に改める。

第三十三条第一項中「当事者たる」を「処分又は裁決をした」に改める。

第三十七条の次に次の見出し及び四条を加える。

(義務付けの訴えの要件等)

第三十七条の二 第三條第六項第一号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができ

る。

2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

3 第一項の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5 義務付けの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであること認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命ずる判決をする。

第三十七条の三 第三條第六項第二号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときに限り、提起することができる。

一 当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされないこと。

二 当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること。

2 前項の義務付けの訴えは、同項各号に規定する法令に基づく申請又は審査請求をした者に限り、提起することができる。

3 第一項の義務付けの訴えを提起するときは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める訴えをその義務付けの訴えに併合し

て提起しなければならない。この場合において、当該各号に定める訴えに係る訴訟の管轄について他の法律に特別の定めがあるときは、当該義務付けの訴えに係る訴訟の管轄は、第三十八條第一項において準用する第十二條の規定にかかわらず、その定めに従う。

一 第一項第一号に掲げる要件に該当する場合同号に規定する処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

二 第一項第二号に掲げる要件に該当する場合同号に規定する処分又は裁決に係る取消訴訟又は無効等確認の訴え

4 前項の規定により併合して提起された義務付けの訴え及び同項各号に定める訴えに係る弁論及び裁判は、分離しないであらなければならない。

5 義務付けの訴えが第一項から第三項までに規定する要件に該当する場合において、同項各号に定める訴えに係る請求に理由があると認められ、かつ、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきであることがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであること認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決をすべき旨を命ずる判決をする。

6 第四項の規定にかかわらず、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、第三項各号に定める訴えについてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該訴えについてのみ終局判決をすることができ、当該訴えに併合して提起された訴えについては、当該訴えに係る訴訟手続が完結するまでの間、義務付けの訴えに係る訴訟手続を中止することができる。

7 第一項の義務付けの訴えのうち、行政庁が一

定の裁決をすべき旨を命ずることを求めるものは、処分についての審査請求がされた場合において、当該処分に係る処分の取消しの訴え又は無効等確認の訴えを提起することができないときに限り、提起することができる。

(差止め等の訴えの要件)

第三十七条の四 差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は裁決内容及び性質をも勘案するものとする。

3 差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5 差止めの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする。

(仮の義務付け及び仮の差止め)

第三十七条の五 義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつ

て、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること(以下この条において「仮の義務付け」という。)ができる。

2 差止めの訴えの提起があつた場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずること(以下この条において「仮の差止め」という。)ができる。

3 仮の義務付け又は仮の差止めは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができない。

4 第二十五条第五項から第八項まで、第二十六条から第二十八条まで及び第三十三条第一項の規定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。

5 前項において準用する第二十五条第七項の即時抗告についての裁判又は前項において準用する第二十六条第一項の決定により仮の義務付けの決定が取り消されたときは、当該行政庁は、当該仮の義務付けの決定に基づいてした処分又は裁決を取り消さなければならない。

第三十八条第一項中「第二十四条まで」を「第二十三条まで、第二十四条」に改め、「抗告訴訟に」の下に「について」を加え、同条第三項中「第二十五条」を「第二十三条の二、第二十五条」に改め、「訴えに」の下に「について」を加える。

第四十条第一項を次のように改める。

法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟は、その法令に別段の定めがある場合を除き、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であつても、これを提起することができる。

第四十条第二項中「規定は、」の下に「法令に」を、「当事者訴訟に」の下に「について」を加える。

第四十一条第一項中「当事者訴訟に」を「当事者訴訟について、第二十三条の二の規定は当事者

訴訟における処分又は裁決の理由を明らかにする資料の提出について」に改める。

第四十五条第四項中「争点に関し」を「争点について第二十三条の二及び」に、「裁判に関し」を「裁判について」に改める。

本則に次の一条を加える。

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができ、処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合、この限りでない。

一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができ、旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合、この限りでない。

一 当該訴訟の被告とすべき者

二 当該訴訟の出訴期間

別表(第十二条関係)

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第一百二十二号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第九十九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三十八条第三号及び第四十五条の規定 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- 二 附則第四十八条中独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)第二十三条第一項の改正規定 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

(経過措置に関する原則)
第二条 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(被告適格に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に係属している抗告訴訟(この法律による改正後の行政事件訴訟法以下「新法」という。第三條第一項に規定する抗告訴訟をいう。並びに民衆訴訟(新法第五條に規定する民衆訴訟をいう。及び機関訴訟(新法第六條に規定する機関訴訟をいう。のうち処分(新法第三條第二項に規定する処分をい

う。以下同じ。又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。以下同じ。の取消し又は無効の確認を求めるものの被告適格に關しては、新法第十一條、第二十三條第一項及び第三十三條第一項(これらの規定を新法第三十八條第一項(新法第四十三條第二項において準用する場合を含む。又は新法第四十三條第一項において準用する場合を含む。並びに附則第十八條の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九條の十四第一項、附則第三十六條の規定による改正後の国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第六十六條第一項、附則第四十三條の規定による改正後のたばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)附則第二十三條及び附則第四十四條の規定による改正後の塩事業法(平成八年法律第三十九号)附則第三十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。)

(出訴期間に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にその期間が満了した処分又は裁決に關する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。
(取消訴訟等の提起に關する事項の教示に關する経過措置)
第五条 この法律の施行前にされた処分又は裁決については、新法第四十六條の規定は、適用しない。
(砂防法等の一部改正)
第六条 次に掲げる法令の規定中「三箇月」を「六箇月」に改める。
一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第四十三條第一項
二 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十

号)第五十條第四項
三 運河法(大正二年法律第十六号)第四條第五項及び第十五條第三項
四 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十四條第一項
五 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第十三條第二項
六 学校施設の確保に關する政令(昭和二十四年政令第三十四号)第二十三條第一項
七 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第八條第五項
八 水路業務法(昭和二十五年法律第百一十号)第十五條第三項
九 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第二十條第六項
十 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第十八條の三第三項
十一 氣象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第四十條第三項
(供託法及び不動産登記法の一部改正)
第七條 次に掲げる法律の規定中「第三十四條第二項乃至第六項」を「第三十四條第二項乃至第七項」に改める。
一 供託法(明治三十二年法律第十五号)第一條ノ八
二 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第百五十七條ノ二
(陸上交通事業調整法の一部改正)
第八條 次に掲げる法律の規定中「三月」を「六月」に改める。
一 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)第十條第一項
二 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二十七條第三項
三 森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第十條の十一の六第一項ただし書
四 農地法(昭和二十七年法律第百二十九号)第八十五條の三第一項ただし書
五 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)

第百五條第九項
六 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百八十三條第二項
七 電氣事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十三條第一項
八 公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第十四條第一項及び第十七條第一項
九 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五條の十二第一項ただし書
十 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第七十二條第一項
十一 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第八條第四項
十二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに對する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)第四條第七項
十三 石油需給適正化法(昭和四十八年法律第百二十二号)第十條第九項
十四 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一十一号)第十七條第一項
十五 成田国際空港の安全確保に關する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)第四條第二項
十六 電氣通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第三十五條第八項
十七 鐵道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二十二條第九項
十八 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)第九條第四項
(地方自治法の一部改正)
第九條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第九十六條第一項第十二号中「訴えの提起」の下に「普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三條第二項に規定する処

決(行政事件訴訟法第三條第二項に規定する処

分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下本号、第百九十二条及び第百九十九条の第三項において同じ。に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項(同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下本号、第百九十五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。))に係るものを除く。を、「和解」の下に「普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。」を加える。

第百九十五条の次に次の一条を加える。
第百九十五条の二 普通地方公共団体の議会は議長長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第百九十六条に次の一項を加える。
前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議會被告として提起しなければならない。

第百九十二条を次のように改める。
第百九十二条 選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表する。

第百九十九条の第三項中「及び」の下に「次項又は」を加え、同項の次に次の一項を加える。
代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

第二百五十条の二第一項中「第二百五十一条の第三項の下に」、第二百五十一条の五第一項、第二百五十二条第一項を加える。

第二百五十一条の五第一項各号列記以外の部分中「行政庁」の下に「(国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)」を加え、同項に次のただし書を加える。
ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなければならない。

第二百五十一条の五第八項中「第十一条第一項本文、第十二条」を「第十一条」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とする。

第二百五十二条第一項各号列記以外の部分中「行政庁」の下に「(都道府県の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)」を加え、同項に次のただし書を加える。
ただし、違法な都道府県の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、当該都道府県を被告として提起しなければならない。

第二百五十二条第四項中「第十一条第一項本文、第十二条」を「第十一条」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。
(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正)

第十条 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「行政庁を当事者又は」を、「当該行政庁の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう。又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。))に係る同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。又は同法第四十三條

第一項において準用する場合を含む。の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは」に改め、同条第二項中「の当事者又は参加人である」を「に係る」に改める。
第六條の二第一項中「地方公共団体の」を「行政事件訴訟法(昭和三十八條第一項(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。))の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の」に改め、同条第三項中「の行政庁を当事者又は」を「を当事者とし又は地方公共団体の行政庁を当事者若しくは」に改める。

(消防法の一部改正)
第十一条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項中「以内に提起しなければならない」を「経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
第六條第二項を削る。
(文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律等の一部改正)
第十二條 次に掲げる法律の規定中「三箇月」を「六箇月」に、「訴え」を「訴え」に改める。
一 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)第十五條第五項
二 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第七十一條第四項
三 港湾法(昭和二十五年法律第百十八号)第四十一條第四項
四 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第六十九條第六項
五 航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)第四十九條第六項

六 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第四十五條第三項
(労働組合法の一部改正)
第十三條 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十七條の四」を「第二十七條の五」に改める。
第二十七條第七項中「第十二條第三項」の下に「から第五項まで」を加える。
第四章中第二十七條の四を第二十七條の五とし、第二十七條の三を第二十七條の四とし、第二十七條の二を第二十七條の三とし、第二十七條の次に次の一条を加える。
(抗告訴訟の取扱い)

第二十七條の二 地方労働委員会は、その処分(行政事件訴訟法第三條第一項に規定する処分をいう。に係る同法第十一條第一項 同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。))の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。
(漁業法の一部改正)
第十四條 漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。
第三十九條第九項中「九十日」を「六月」に改める。

第二百二十五條第十四項中「九十日」を「六月」に、「訴え」を「訴え」に改める。
第三百三十五條の二の次に次の一条を加える。
(抗告訴訟の取扱い)
第三百三十五條の三 漁業調整委員会(広域漁業調整委員会を除く。又は内水面漁場管理委員会)は、その処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう。又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。))に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。))の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。
(郵便物運送委託法の一部改正)

第二百五十二条第四項中「第十一条第一項本文、第十二条」を「第十一条」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。
(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正)

第十条 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「行政庁を当事者又は」を、「当該行政庁の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう。又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。))に係る同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。又は同法第四十三條

第一項において準用する場合を含む。の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは」に改め、同条第二項中「の当事者又は参加人である」を「に係る」に改める。
第六條の二第一項中「地方公共団体の」を「行政事件訴訟法(昭和三十八條第一項(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。))の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の」に改め、同条第三項中「の行政庁を当事者又は」を「を当事者とし又は地方公共団体の行政庁を当事者若しくは」に改める。

(消防法の一部改正)
第十一条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項中「以内に提起しなければならない」を「経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
第六條第二項を削る。
(文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律等の一部改正)
第十二條 次に掲げる法律の規定中「三箇月」を「六箇月」に、「訴え」を「訴え」に改める。
一 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)第十五條第五項
二 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第七十一條第四項
三 港湾法(昭和二十五年法律第百十八号)第四十一條第四項
四 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第六十九條第六項
五 航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)第四十九條第六項

第十五条 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「訴を訴え」に改め、同項ただし書中「三箇月」を「六箇月」に改める。

(相続税法の一部改正)

第十六条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項ただし書中「当該住所」を「当該住所」に改め、「これらを被告として」を削る。

(文化財保護法の一部改正)

第十七条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項中「訴を訴え」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「三箇月」を「六箇月」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法の一部を次のように改正する。

第十九条の十四第一項中「となつた地方団体の長又は第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所若しくは税務に関する事務所の長」を「である地方団体」に改める。

第四百三十四条の次に次の一条を加える。

(抗告訴訟の取扱い)

第四百三十四条の二 固定資産評価審査委員会

は、固定資産評価審査委員会の行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による市町村を被告とする訴訟について、当該市町村を代表する。

(地方公務員法の一部改正)

第十九条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(抗告訴訟の取扱い)

第八条の二 人事委員会又は公平委員会は、人

事委員会又は公平委員会の行政事件訴訟法(昭和二十七年法律第三十九号)第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

(鉱業法の一部改正)

第二十条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第五項中「三箇月」を「六箇月」に改める。

第九十七条の見出し中「訴を訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴を訴え」に改め、同条第二項中「訴を訴え」に改める。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第二十一条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「回復の困難な」を「重大な」に改め、同条第八項中「第四項から第六項まで」を「第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項から同条第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 裁定委員会は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第二十二條 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

(抗告訴訟の取扱い)

第三十二条 農業委員会は、その処分(行政事件訴訟法(昭和二十七年法律第三十九号)第三条第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による市町村を被告とする訴訟について、当該市町村を代表する。

第三十三条 削除

(土地収用法の一部改正)

第二十三条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(抗告訴訟等の取扱い)

第五十八条の二 収用委員会は、収用委員会の処分(行政事件訴訟法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第三条第二項に規定する処分をいう。)又は同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

第九十四条第九項中「第百三十三条第一項」を「第百三十三条第二項」に、「訴を訴え」に改める。

第百四条の二中「第百三十三条」を「第百三十三条第二項及び第三項」に改める。

第百三十三条第二項中「訴を訴え」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「訴を訴え」に、「三月」を「六月」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

収用委員会の裁決に関する訴え(次項及び第三項に規定する損失の補償に関する訴えを除く。)は、裁決書の正本の送達を受けた日から

三月の不変期間内に提起しなければならない。

第百三十四条中「前条」を「前条第二項及び第三項」に、「訴を訴え」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第二十四条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五項及び第二十四條第五項中「九十日」を「六月」に、「訴を訴え」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第十六條第四項中「第百三十三條」を「第百三十三條第二項及び第三項」に改める。

第二十九條第一項中「第百三十三條第二項」を「第百三十三條第三項」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第六條の見出し中「訴を訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴を訴え」に改め、同条第二項中「訴を訴え」に改める。

(農山漁村電氣導入促進法の一部改正)

第二十七條 農山漁村電氣導入促進法(昭和二十

七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十條の見出し中「訴を」を「訴え」に改め、同条第一項中「九十日」を「六月」に、「訴を」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴を」を「訴え」に改める。

(逃)犯罪人引渡法の一部改正

第二十八條 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の見出し中「行政手続法」を「行政手続法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律に基づいて行う処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。)に係る抗告訴訟(同条第一項に規定する抗告訴訟をいう。)については、同法第十二條第四項及び第五項(これらの規定を同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)

第二十九條 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五條の見出し中「訴を」を「訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴を」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴を」を「訴え」に改める。

(警察法の一部改正)

第三十條 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九條」を「第八十一條」に改める。

第七十九條を第八十一條とし、第七十八條の二を第七十九條とし、同条の次に次の一條を加える。

(抗告訴訟等の取扱い)

第八十條 都道府県公安委員会は、その処分

(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。)若しくは裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。)又はその管理する方面公安委員会若しくは都道府県警察の職員の処分若しくは裁決に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項(同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。)又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第三十一條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十六條を次のように改める。

(抗告訴訟等の取扱い)

第五十六條 教育委員会は、教育委員会若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政庁の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。)若しくは裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。)又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の処分若しくは裁決に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項(同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。)又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

(自然公園法等の一部改正)

第三十二條 次に掲げる法律の規定中「起算して三月を六月」に改める。

一 自然公園法(昭和三十一年法律第百六十一号)第五十三條第一項

二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第三十四條第一項

三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十四條第四項

四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十二條第四項

(水道法の一部改正)

第三十三條 水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十條第六項及び第四十二條第五項中「起算してを削り、「訴を」を「訴え」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第三十四條 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第二項中「当該訴を」を「当該訴え」に、「第三項」を「第二項」に、「により訴を」に「より訴え」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第三十五條 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「第百三十三條第一項を」を「第百三十三條第二項及び第三項」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第三十六條 国税通則法の一部を次のように改正する。

第百十六條第一項中「となつた税務署長又は税関長を」を「である国」に改める。

(行政不服審査法の一部改正)

第三十七條 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第四項中「回復の困難な」を「重大な」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前三項」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

第五十七條第一項中「期間を」の下に「書面で」を加える。

(商業登記法等の一部改正)

第三十八條 次に掲げる法律の規定中「第三十四條第二項から第六項まで」を「第三十四條第二項から第七項まで」に改める。

一 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第百十九條

二 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)第十五條

三 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十六條

(後見登記等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十九條 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における後見登記等に関する法律第十五條の規定の適用については、同条中「第三十四條第二項から第六項まで」とあるのは、「第三十四條第二項から第七項まで」とする。

(河川法等の一部改正)

第四十條 次に掲げる法律の規定中「起算して」を削る。

一 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第四十二條第五項

二 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百一条第六項及び第百三十三條第二項ただし書

三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二百四十六條第六項及び第二百四十七條第二項

ただし書

四 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第八十三条第六項

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四十一条 民事訴訟費用等に関する法律昭和四十六年法律第四十号の一部を次のように改正する。

別表第一の一の一の二の項ハ中「申立て」の下に「又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て」を加え、同表一七の項ホ中「取消しの申立て」の下に「若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て」を加える。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第四十二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

「第三章 不服申立て等

目次中 第一節 諮問等（第十八条—第二十条）

第二節 訴訟の管轄の特例等（第二十一条）

十一条」に改める。

第三章第一節の節名及び同章第二節の節名を削る。

第二十一条に見出しとして「（訴訟の移送の特例）」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により」を「行政事件訴訟法（昭和三十

十七年法律第三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する」に、「訴えを」を「開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）」に、「であつて」を「において、同法第十二条第五項の規定にかかわらず」に、「情報公開訴訟」を「開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定

第三部 法務委員会会議録第十八号 平成十六年五月二十日 【参議院】

第二十一条第三項中「第十四条第四項」を「第十四条第三項」に改める。

（たばこ事業法の一部改正）

第四十三条 たばこ事業法の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「次項において同じ」を削り、同条第二項中「大蔵大臣を相手方」を「国を被告」に改める。

（塩事業法の一部改正）

第四十四条 塩事業法の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第一項中「次項において同じ」を削り、同条第二項中「大蔵大臣を相手方」を「国を被告」に改める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第四十五条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

を「第三章 不服申立て等（第十八条—第二

十一条）」

に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）に、「場合において」を「とき」に、「行政事件訴訟法第十二条」を「同法第十二条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四十六条 この法律の施行の日が行政機関の保

有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三十六条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条」とあるのは、「第十二条第一項から第三項まで」とする。

（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正）

第四十七条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

「第三章 異議申立て等

目次中 第一節 諮問等（第十八条—第二十条）
第二節 訴訟の管轄の特例等（第二十一条）

十一条」に改める。

第三章第一節の節名及び同章第二節の節名を削る。

第二十一条に見出しとして「（訴訟の移送の特例）」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により」を「行政事件訴訟法（昭和三十

七年法律第三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する」に、「訴えを」を「開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）」に、「であつて」を「において、同法第十二条第五項の規定にかかわらず」に、「情報公開訴訟」を「開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法

第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）に、「場合において」を「とき」に、「行政事件訴訟法第十二条」を「同法第十二条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟

有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三十六条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条」とあるのは、「第十二条第一項から第三項まで」とする。

る法律（平成十二年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「三月」を「六月」に改める。

第三十三条第一項中「起算して三月」を「六月」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第四十八条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

を「第三章 異議申立て等（第十八条—第二

十一条）」

以外のものが提起された場合について準用する。

第二十三条第二項中「第三十七条第二項」を「第二十二條第二項」に改める。

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）

第四十九条 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条の次に次の一条を加える。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第二十三条の二 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

（検討）

第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成十六年五月二十八日印刷

平成十六年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C